

特定非営利活動促進法の手引き  
NPO法人編  
(令和7年3月)



県民の日のマスコット“ルリちゃん”

栃木県生活文化スポーツ部県民協働推進課

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>特定非営利活動促進法の概要</b>	
1	法律の目的と法人格取得の効果	1
2	NPO法人になるための要件	2
3	NPO法人の運営	9
4	NPO法人の情報公開	15
5	所轄庁による監督	18
6	認定NPO法人制度について	20
7	NPO法の所轄庁と本県における権限移譲について	23
8	近年の主な法改正等	24
<b>第2章</b>	<b>各種申請書等の手続</b>	
<b>第1節</b>	<b>NPO法人設立の認証申請</b>	
1	NPO法人設立手続の流れ	25
2	設立認証申請に係る提出書類	28
	◇記載例（作成例）	
	設立認証申請書	29
	定款	30
	役員名簿	43
	誓約及び就任承諾書	44
	社員名簿	45
	確認書	46
	設立趣旨書	46
	設立総会議事録	47
	事業計画書	49
	活動予算書	50
3	申請書類の補正に係る提出書類	54
4	法人設立登記・設立登記完了の届出に係る提出書類	55
	◇作成例 財産目録	57
<b>第2節</b>	<b>事業報告書等の作成と貸借対照表の公告</b>	
1	事業報告書等作成及び提出と貸借対照表の公告の流れ	58
2	事業報告等に係る提出書類	59
	◇記載例（作成例）、留意事項等	
	事業報告書等提出書	59
	事業報告書	60
	活動計算書	61
	活動計算書（活動予算書）の科目例	65
	貸借対照表	69
	貸借対照表の科目例	70
	計算書類の注記	72
	財産目録	76
	計算書類等の作成に当たっての留意事項	77
	年間役員名簿	80
	社員名簿	81
3	貸借対照表の公告	82

<b>第3節</b>	<b>役員変更</b>	
1	役員変更等の届出手続の流れ	84
2	役員変更等の届出に係る提出書類	85
	◇記載例 役員の変更等届出書	86
<b>第4節</b>	<b>定款変更</b>	
1	定款変更手続の概要	87
2	定款変更認証申請の手続（所轄庁変更を伴わない場合）	89
3	定款変更認証申請に係る提出書類（所轄庁変更を伴わない場合）	91
	◇記載例（作成例）	
	議事録	92
	定款変更認証申請書	94
	定款の附則	95
4	所轄庁変更を伴う定款変更の手続	95
5	定款変更の届出の手続	96
6	定款変更の届出に係る提出書類	97
	◇記載例（作成例）	
	定款変更届出書	98
	定款の附則	99
7	定款変更登記完了の届出に係る提出書類	100
	◇記載例 定款変更登記完了届出書	100
<b>第5節</b>	<b>NPO法人の合併</b>	
1	合併の手続の流れ	101
2	合併認証申請に係る提出書類	104
	◇記載例 合併認証申請書	105
3	合併登記完了届出書に係る提出書類	106
	◇記載例 合併登記完了届出書	106
<b>第6節</b>	<b>NPO法人の解散</b>	
1	NPO法人の解散事由	107
2	残余財産の帰属	109
3	社員総会の決議による解散の手続	109
	◇作成例 社員総会議事録	110
4	解散届出書に係る提出書類	112
	◇記載例 解散届出書	113
5	解散認定の手続（事業の成功の不能）	114
	◇記載例 解散認定申請書	114
6	清算人就任届の手続	115
	◇記載例 清算人就任届出書	115
7	残余財産譲渡認証申請の手続	116
	◇記載例 残余財産譲渡認証申請書	116
8	清算終了の手続	117
	◇記載例 清算終了届出書	117

### 第3章 法令集

1	特定非営利活動促進法	118
2	特定非営利活動促進法施行規則	153
3	特定非営利活動促進法施行条例	156
4	特定非営利活動促進法施行条例施行規則	161
5	組合等登記令	183

### 第4章 関係機関一覧

1	市町のNPO法担当課	189
2	宇都宮地方法務局	190
3	税務署（国税）	190
4	県税事務所	191
5	労働基準監督署	191
6	公共職業安定所（ハローワーク）	192
7	年金事務所	192
8	所轄庁一覧（都道府県・政令指定都市）	193

### 付録

NPO関連Webサイト一覧	194
---------------	-----

この手引きで使用する略称

【法】……………特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）

【法規則】……………特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）

【条例】……………特定非営利活動促進法施行条例（平成10年栃木県条例第34号）

【規則】……………特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年栃木県規則第69号）

【NPO法人】…特定非営利活動法人

この手引きは令和7年3月に改定したものです。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）による特定非営利活動促進法の一部改正（令和7年6月1日施行）の内容が反映されています。

# 第1章 特定非営利活動促進法の概要

## 1 法律の目的と法人格取得の効果

### (1) 法律の特徴

特定非営利活動促進法（以下「法」と略します。）は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として議員立法により制定され、平成10年12月に施行されました。

法は、NPO法人の自主性・自立性を尊重する観点から、行政の関与を少ないものとする一方、NPO法人が自ら団体情報を公開することが義務づけられています。これは、情報公開によって法人の運営の透明性を高めることで市民の信頼を得、又は市民の目による監督を受けることで市民によって育てられるべきであるとの考えに基づくものです。

### (2) 法人格取得の効果

法人格の取得により、いわゆる「権利能力の主体」となり、法人名義で権利義務関係を処理することができます。例えば、法人格がない場合は、銀行口座の開設、事務所の賃借などの契約行為、不動産登記などは代表者等の個人名で行わざるを得ませんでした。法人格の付与によって、法人名での行為が可能となります。

また、NPO法人は所轄庁（p23参照）の認証を受け、法人登記することで成立するので、一定要件を満たした法人であることが他者にもわかり、社会的信用が高まりやすくなります。

一方で、法に定められたさまざまな手続や義務が課され、違反した場合は過料や罰則が適用されます。法人格取得後は、法及びその他法令並びに定款の定めにしたがって活動しなければなりません。

### 《NPOとは？》

NPOとは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。

このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO法人）」と言います。法人格を持つことによって、法人の名の下に取引等を行うことができるようになり、団体名義での契約締結や土地の登記など、団体がいわゆる「権利能力の主体」となり、団体自身の名義において権利義務の関係を処理することができるようになります。NPO法人を設立するためには、所轄庁に申請をして設立の「認証」を受けることが必要です。認証後、登記することにより法人として成立することとなります。

NPO法人のうち実績判定期間（直前の2事業年度）において一定の基準を満たすものとして所轄庁の「認定」を受けた法人は、認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）となります。認定NPO法人になると、税制上の優遇措置を受けることができます。（p20参照）

## 2 NPO法人になるための要件

NPO法人になるためには、次の要件を満たす必要があります。

### (1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること（法第2条第2項）

特定非営利活動とは、次の「1」に該当する活動で、かつ「2」を目的とする活動です。

構成員相互の利益（共益）を目的とする活動や、特定の個人又は団体の利益（私益）を目的とする活動は、特定非営利活動には該当しません。

#### 1 次に該当する活動であること（法別表）

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

#### 2 不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とするものであること

#### 《よくある質問1》 特定非営利活動以外の事業を行うことはできますか？

答え： NPO法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、特定非営利活動以外の事業（その他の事業）を行うことができます。その他の事業で得た利益は、その全額を特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。また、その他の事業に関する会計を特定非営利活動に係る会計から区分しなければなりません。（法第5条）

(2) 営利を目的としないこと（＝非営利）（法第2条第2項第1号）

非営利とは、利益（もうけ）を構成員である社員（《よくある質問4》p3 参照）間で分配したり、財産を還元したりすることを目的としないということです。活動によって利益が生じた場合は、社員に対して配当のような形で分配してはならず、当該団体の活動費用に充てなくてはなりません。収益が費用を上回った場合には、次年度以降の事業に使うこととなります。

《よくある質問2》 対価を得て特定非営利活動を行っても良いのですか？

答え： 特定非営利活動は、20の分野に該当し、かつ、その活動が不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与するものです。そのような活動であれば、対価を得ることは問題ありません。非営利とは、無償性を意味するものではなく、利益の非分配性を意味します。

《よくある質問3》 理事や事務職員に給料を支払うことはできますか？

答え： 給料は労働の対価です。法人が人件費の支払いのため給与支給規定を定め、それに基づき給料を支払うことは「利益の分配」にあたらなため、可能です。

なお、理事に金銭を支払う場合、労働の対価としての給料なのか、役員という地位や職務に対して支払う役員報酬なのか、またはそれ以外なのか（費用弁償等）を明確にする必要があります。

(3) 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、事業を行わないこと（法第3条第1項）

特定の個人や企業等の利益を目的とした活動（販路拡大など）は特定非営利活動とは言えません。

(4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと（法第2条第2項第2号イ・ロ）

(5) 特定の政党のために利用しないこと（法第3条第2項）

(6) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと（法第2条第2項第2号ハ）

(7) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体でないこと（法第12条第1項第3号）

(8) 社員の資格の得喪に関して不当な条件を付さないこと（法第2条第2項第1号イ）

誰でも社員になることができ、また、自由に退会することが可能でなければなりません。

《よくある質問4》 「社員」とはどのような者をいいますか？

答え： 社員とは、総会における議決権を有する者をいい、株式会社でいえば、「株主」に相当し、「従業員」のような意味ではありません。社員が法人の従業員となることもできます。

一般的には定款で社員を「正会員」と規定している場合が多いようです。自然人の他、法人やその他の団体も社員になることができ、未成年者や外国籍の方も社員になることができます。

《よくある質問5》 知らない者が構成員として入ってくることを防ぎたいのですが。

答え： 社員の資格の得喪には不当な条件を付してはならず、誰でも社員になれなくては  
いけません。「推薦がなければ社員となれない」といった条件は不当な条件に該当  
すると考えられます。

NPO法人の活動からみて、どうしても一定の条件で限定せざるを得ない場合  
は、「社会通念上許容されるか」、「活動目的や事業運営との関係で合理性が認められ  
るか」を十分に検討しなければなりません。

《よくある質問6》 社員を「〇〇町△丁目居住者に限る」とすることは不当な条件に該  
当しますか？

答え： 社員の資格を特定の地域の住民に限る場合でも、その制限が事業内容等との関連  
から見て合理的なものであれば、「不当な条件」に当たらないこともあると考えら  
れます。どのような制限であれば不当な条件とならないかについては、一律に決ま  
るものではなく、地域の限定の仕方と事業内容との相関関係で判断することになり  
ます。社員を最少行政単位である市（区）町村在住者に限ることは、通常、「不当  
な条件」には当たらないものと考えられます。

しかし、例えば「△△丁目」といった極めて限定された地域の住民以外の者が社  
員として加入することを一切拒否するのであれば、実質的に共益的・親睦会的な団  
体運営を意図するものとして「不当な条件」に該当すると考えられます。

このため、例えば「この法人の活動に賛同し、かつ常時活動に参加できる者」と  
いった規定のように、地域に在住する者を念頭に置きながらも、法人の活動に賛同  
する者や積極的に活動へ参画できる他地域在住者の参加の余地を残しておくこと  
が望ましいと考えられます。次のように認証された例もあります。

- ・〇〇市△△中心市街地の活性化を目的とし、まちづくり全般に関する事業を行  
うことを事業内容とする法人が、社員に対し、「まちづくりに関わる業務又は、  
当法人の事業に、自ら率先し積極的に参加できるもの」という条件を付してい  
る
- ・〇〇町の活性化を目的に活動する法人が、社員に対し、「この法人の目的に賛  
同し、その活動に関与して主体的に推進する意思を有する者」かつ「個人の利  
益のために参加するのではなく、組織及び地域社会のために活動を行えるこ  
と」等の条件を付している

このような形で会員資格を市町村の区域よりも狭い地域の住民に実質的に限定  
することは、一般論として許容されるものと考えられます。

なお、社員の資格の地域性の問題とは別に、その団体の主たる目的たる活動であ  
る「特定非営利活動」は、「不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与する」こと  
でなければならないので、会員資格を限定した場合の会員の互助的な活動は「特定  
非営利活動」に当たらないことに留意する必要があります。

(9) 10人以上の社員を有するものであること（法第12条第1項第4号）

(10) 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること（法第2条第2項第1号ロ）

(11) 役員として理事を3人以上、監事を1人以上置くこと（法第15条）

法人の業務執行に際し、合議し、多数決で決定できる最低人数として3人以上を置くこととされています。また、監事を1人以上置くこととされています。

**《よくある質問7》 役員は社員の中から選ばなければならないのですか？また、役員は職員と兼ねることはできますか？**

答え： NPO法人の役員は、社員に限るという法令上の規定はありませんので、組織外から社員ではない者を役員として迎え入れることができます。

理事は社員や職員を兼ねることができます。監事は社員を兼ねることはできますが、法人運営の監査を行う役割ですので、当該NPO法人の理事や職員を兼ねることはできません（法第19条）。なお、役員は自然人に限られますので、法人はなることはできません。

**《よくある質問8》 定款で理事を5人と定めていますが、事情により2人が理事を辞任しました。理事は3人となりましたが、定数を補充する必要はありますか？**

答え： 定款に規定する理事の定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければなりません（法第22条）。監事についても、理事と同様、定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければなりません。

**《よくある質問9》 定款で理事を3人と定めていますが、理事全員が法人の代表となるのでしょうか。代表権を理事長(※)のみに制限することはできますか？**

答え： NPO法人の理事は、それぞれ単独で法人を代表する権限を有するとされていますが、定款をもってその代表権を制限することができます（法第16条）。

理事長のみが代表権を有することとして定款に定める場合、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」等の定めを設け、念のため併せて、「理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。」と定めることが多いようです。

代表権を有する理事については登記しなければなりません（組合等登記令第2条第2項）。登記することで、代表権の制限について第三者に主張できることとなります。

※ 代表者の職名は「理事長」のほか、「代表理事」、「会長」など自由に決められます。

また、「理事長に事故あるとき又は欠けたときは副理事長がその職務を代行する。」というような規定を設け、代表者が欠けたときに備えておくと良いでしょう。

(12) 役員が法に定める欠格事由に該当しないこと（法第 20 条）

《よくある質問10》 欠格事由にはどのようなものがあるのですか？

答え： 法第20条に掲げる次の事項のいずれかに該当した場合、法人の役員になることはできません。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
  - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
  - ・ 刑法第 204 条 [傷害]、第 206 条 [現場助勢]、第 208 条 [暴行]、第 208 条の 2 [凶器準備集合及び結集]、第 222 条 [脅迫]、第 247 条 [背任] の罪を犯した場合
  - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 4 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- 5 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- 6 精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及

(13) 役員のうちには、各役員の親族等が役員総数の3分の1を超えて含まれていないこと（法第 21 条）

NPO法人の活動は不特定多数の者の利益の増進を目的とすることから、特定のグループが支配することなく、開かれた運営がなされるように設けられた規定です。具体的には、各役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は各役員並びにその配偶者若しくは3親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれてはいけません。

《よくある質問11》 役員に親族等を含むことができる具体的な数は？

答え： 役員の総数が5人以下の場合、配偶者及び三親等以内の親族は1人も含まれてはなりません。役員の総数が6人以上の場合は、各役員につき配偶者及び三親等以内の親族1人を含むことができます。

- 役員の総数が5人以下の場合  
( $5人 \times 1 / 3 = 1.6\dots$ 人) となり本人1人のみ。
- 役員の総数が6人以上の場合  
( $6人 \times 1 / 3 = 2$ 人) となり各役員につき、本人の他、配偶者及び3親等以内の親族1人までを含むことができます。

(14) 会計は、会計の原則に従って行うこと（法第 27 条）

次の3つが会計の原則として定められています。

- ① 会計簿は正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。（正規の簿記の原則）
- ② 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活

動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

(真実性・明瞭性の原則)

- ③ 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりに変更しないこと。(継続性の原則)

**《よくある質問12》 正規の簿記の原則とはどのようなことですか？**

答え： 正規の簿記の原則とは、①取引記録が客観的に証明可能な証拠によって作成されており、②記録、計算が明瞭・正確に行われ、かつ順序・区分等が体系的に整然と行われ、③取引記録の結果を総合することにより法人の財務状況、財産管理状態などを明らかにする財務諸表が作成できることをいいます。

**《よくある質問13》 NPO法人の決算書類にはどのようなものがありますか？**

**また、作成する期限はありますか？**

答え： NPO法人の決算書類とは計算書類と財産目録をいい、計算書類には次の3種類があります。また、書類は毎事業年度初めの3ヶ月以内に作成する必要があります。

- ・計算書類 ①活動計算書…当該事業年度のNPO法人の活動状況を表す計算書で、正味財産の増減原因を示すもの。営利企業における損益計算書に相当します。
- ②貸借対照表…事業年度末におけるすべての資産、負債及び正味財産の状態を示すもの。
- ③計算書類の注記…活動計算書、貸借対照表の内容を補うもの。
- ・財産目録…貸借対照表の付属明細書。貸借対照表よりも内容や数量がより詳細に表示されます。

**(15) 毎事業年度初めの3か月以内に、前事業報告書等を作成すること（法第28条）**

事業報告書等とは、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録（よくある質問13を参照）、年間役員名簿、前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面を言います。これらを、作成の日から5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、法人の事務所に備え置くとともに、社員や利害関係人からの請求があったときは、正当な理由がある場合を除いて閲覧をさせなくてはなりません。（法第28条）（p16参照）

また、所轄庁（p23参照）にも毎事業年度初めの3ヶ月以内に提出しなければなりません（法第29条）。提出を受けた所轄庁は、市民から閲覧や謄写の要望があった場合に閲覧・謄写に供するほか、国のWEBサイトに掲載し広く市民に公開します。

NPO法人が事業内容や財務状況を公開することは、市民の目で法人を監督するという法の趣旨から非常に重要なことです。また、会員になりたい方、寄附をしたい方、連携事業を行いたいと考えている方などに正確な情報を提供することにつながります。「市民に支えられる活動」とするために、積極的な公開が望まれます。

《よくある質問15》 NPO法人の会計について、何か基準となるものはありますか？

答え： 情報公開の重要な部分を占めるNPO法人の会計報告について、統一したルールを作成し、NPO法人の信頼性の向上につなげることを目的に、NPO法人会計基準協議会から「NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正）」が公表されています。基準を適用するかどうかは強制ではありませんが、所轄庁を通して一般市民に情報公開する際の会計報告書類作成のための基準としてご活用ください。なお、どの会計基準を採用した場合でも、「注記」で採用した会計基準を明記してください。

(参考) みんなで使おう！NPO会計基準 URL:<https://www.npokaikeiki.jun.jp>

### 3 NPO法人の運営

NPO法人を設立した後は、NPO法に基づき運営を行い、必要に応じて各種手続が必要です。また、NPO法人も課税対象なので税に係る手続が必要です。さらに、スタッフ等を雇用した場合、雇用主として労働関係法令を遵守し、労働保険や社会保険の手続も必要に応じて行わなければなりません。

NPO法人として特定非営利活動を発展させていくとともに、法人管理面においても関係法令を遵守し、透明性の高い運営をしていくことが大切です。

#### (1) NPO法人の設立（第2章第1節「NPO法人設立の認証申請」 p 25 参照）

NPO法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、設立の認証を受けることが必要です。提出された書類の一部は、受理した日から2週間、公衆の縦覧に供することとなります。

所轄庁は、申請書の受理後原則として2ヶ月と2週間以内に認証又は不認証の決定を行います。設立の認証後、登記することにより、法人として成立することになります。

#### (2) NPO法人の運営

NPO法人の設立後は、NPO法及び定款にしたがって、適切な運営を行わなければなりません。また、運営方法や活動内容によって、それぞれ関係する他法令も遵守しなければなりません。

ここでは、NPO法人の運営について概略を記載します。

##### ① 役員（法第15条～24条）（第2章第3節「役員変更」 p 84 参照）

NPO法人には、定款で定める人数を置き、親族の人数や報酬を受ける者の人数、欠格要件等、法の規定を満たさなければなりません。また、総会や理事会等の際にNPO法と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません（法第17条の4）。

役員に変更等があった場合（再任の場合も含みます。）は、所轄庁に役員変更の届出が必要です。

##### ② 総会の開催

NPO法人は、毎事業年度少なくとも1回、通常総会を開催しなければなりません（法第14条の2）。表決権は平等でなければなりません（法第14条の7第1項）。なお、NPO法人と特定の社員との関係について議決をする場合は、その社員は表決権を有しません（法第14条の8）。

##### ③ 事業報告書等の作成・備置き・所轄庁への提出と貸借対照表の公告（法第27条～29条）

（本章「4 NPO法人の情報公開」 p 15、第2章第2節「事業報告書等の作成と貸借対照表の公告」 p 58 参照）

NPO法人は、毎事業年度の初めの3ヶ月以内に、所轄庁の条例で定めるところにより、事業報告書等を作成し、定款や役員名簿と併せてすべての事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出することが必要です。

また、定款で定める方法により、作成後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければなりません。

##### ④ 定款変更（第2章第4節「定款変更」 p 87 参照）

定款変更を行うときは、総会の議決を経た上で、所轄庁に定款変更届出又は定款変更認証申請を行うことが必要です。届出と認証申請のいずれの手続が必要かについては、定款

変更の内容によります。

定款変更認証申請の場合、所轄庁は、提出された書類の一部を受理した日から2週間、公衆の縦覧に供することとなり、申請書の受理後原則として2ヶ月と2週間以内に認証又は不認証の決定を行います。

⑤ **合併、解散**（第2章第5節「合併」 p 101、第6節「法人の解散」 p 107 参照）

NPO法人は、総会での議決、所轄庁の認証等の一定の手続を経て、別のNPO法人との合併又は解散を行うことができます。NPO法人が解散する場合、その残余財産については、構成員間で分配することはできず、法の定めにしたがって譲渡することになります。

⑥ **登記**（組合等登記令）

登記事項に係る事項に変更が生じたときは、組合等登記令で定められた期間内に、登記所（法務局）で変更登記が必要です。手続については、法務局（p 190 参照）にお問い合わせください。

《参考》登記事項

名称、主たる事務所及び従たる事務所の所在地、法人設立年月日、定款に記載された目的、特定非営利活動に係る事業及びその他の事業、代表権を有する役員の名・住所・資格、解散(合併)の場合はその事由及び年月日、清算終了年月日 等

(3) **NPO法人と納税義務**

NPO法人も課税対象です。法人の成立後は様々な税金がかかりますが、ここでは認証NPO法人に対する主な税金について説明します。課税対象となる要件や課税期間、税率等の詳細については、国税は管轄の税務署、地方税は県税事務所及び各市町村の税務担当窓口にご確認ください（p 190, 191 参照）。

① **国税**

**ア 法人税及び地方法人税**

NPO法人は、法人税法上の公益法人等とみなされ（法第70条第1項）、**税法上の収益事業を行う場合には法人税及び地方法人税の申告を要します**。適用税率は普通法人と同じです（特定非営利活動促進法第70条第1項、法人税法第66条、地方法人税法第10条）。

なお、NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額については、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、所得の計算上、損金の額に算入されません（特定非営利活動促進法第70条第1項、法人税法第37条第5項）。

**法人税法上の収益事業（法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条）**

法人税法上の収益事業は、次に掲げる事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鋳業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の芸芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

## イ 法人税以外のNPO法人に関する国税（例）

税 目	概 要
消費税 地方消費税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物品の販売や対価を得て行うサービスの提供に課税されます。</li> <li>・ 消費税と併せて地方税である地方消費税も課税されます。</li> <li>・ 法人税法上の収益事業と消費税法上の課税取引は概念が異なります。</li> <li>・ 会費収入、寄附金収入、補助金収入、助成金収入、土地賃貸借等に係る取引は課税対象となりません。</li> <li>・ 消費税法別表第一第7号ロ（社会福祉事業等）又は同号ハ（社会福祉事業等に類する事業）に係る取引は非課税取引となります。詳しくは税務署にお尋ねください。</li> </ul>
所得税 復興特別所得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO法人の預貯金の利子、公社債の利子や金銭信託・貸付信託の分配金などに課税されます。</li> <li>・ 給与源泉所得税、報酬源泉所得税の手続も必要です。</li> </ul>
登録免許税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設立及び変更登記は非課税です。</li> <li>・ 不動産取得に係る登記は課税対象です。</li> </ul>
印紙税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO法人が作成する売上代金の受取書（領収書）（印紙税法第17号文書）は非課税です。また、定款（第6号文書）も非課税です。</li> <li>・ 消費貸借に関する契約書（第1号文書）、請負契約書（第2号文書）は課税対象です。</li> </ul>
相続税・贈与税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相続税や贈与税は基本的に個人から個人への財産の移転に対して課税されるので、NPO法人には課税されません。ただし、法人が取得した財産については、所得税という形で課税対象となる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。</li> </ul>

## ② NPO法人に関する主な地方税

税 目	概 要
法人住民税 （法人税割）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人税法上の収益事業を行う場合に、法人税額を元に計算されます。法人県民税と法人市町村民税があります。</li> </ul>
法人住民税 （均等割）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収益事業を行っているかどうかにかかわらず、一定金額が課税されます。法人県民税（とちぎの元気な森づくり県民税を含む。）と法人市町村民税があります。</li> <li>・ 都道府県や市町村によっては減免される場合があります。減免を受けようとする場合は、申請が必要です。</li> </ul>
法人事業税 地方法人特別税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人税法上の収益事業から生じた年間所得に対して課税される県税です。なお、国税である地方法人特別税も、法人事業税の申告と併せて県に申告納付します。</li> </ul>
事業所税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所等において行われる事業活動の規模に応じて課税される市町村税で、栃木県では宇都宮市のみ課税しています。</li> </ul>
個人住民税 特別徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得税の源泉徴収をしている場合は、従業員の個人住民税（県民税及び市町村税）を給与から特別徴収（天引き）することとなっています。</li> </ul>

不動産取得税	・土地を売買、贈与、交換、寄附などによって取得したり、家屋を建築、売買、贈与などによって取得した場合に課税される県税です。
固定資産税 都市計画税	・土地、家屋、事業に使う機械などの償却資産にかかる市町村税です。都市計画税は、原則として市街化区域内の土地、家屋にかかる市町村税です。
自動車税 (環境性能割)	・自動車を取得した場合に課税される県税です。
自動車税 (種別割) 軽自動車税 (種別割)	・自動車、軽自動車、二輪小型自動車、原動機付自転車を所有している場合に課税されます。自動車税は県税、軽自動車税は市町村税です。

### ③ 栃木県のNPO法人を対象とする税制優遇措置について

栃木県では、県税にかかる次の優遇措置を行っています。課税免除には申請が必要ですので、詳しくは管轄の県税事務所にお問い合わせください（p 191 参照）。

対 象	県税の種類	優遇内容
税法上の収益事業を行わないNPO法人	法人県民税 (均等割)	免除
税法上の収益事業を行うNPO法人	法人県民税 (均等割)	<設立の日以後3年以内に終了する事業年度に限り> 収益事業における所得の計算上、益金の額が損金の額を超えない事業年度に係る左記の県税を免除
法人設立から3年以内のNPO法人	不動産取得税 自動車税 (環境性能割)	法人設立の日以後3年以内の無償による不動産及び自動車の取得に係る左記の県税を免除

また、各市町でも、市町村税の優遇措置を行っている場合がありますので、詳しくは各市町税務担当窓口にお問い合わせください。

### ④ 税金の手続（主なもの）

対 象	税 目	提出書類	提出先	提出期限
事業を開始し又は事業所を設けたとき	法人住民税 法人事業税 事業所税	「法人の事務所設置等届出書」など	県税事務所 市町村税務担当窓口	事業開始又は事業所設置日から2ヶ月以内
給与を支払うようになったとき	源泉所得税	「給与支払事務所等の開設届出書」など	税務署	事務所設立から1ヶ月以内
税法上の収益事業を開始したとき	法人税	「収益事業開始届出書」など		収益事業を開始してから2ヶ月以内

上記の他、消費税や確定申告等、場合に応じて手続が必要です。詳しくは税務署、県税事務所、

市町村税務担当窓口にご確認ください（p 190, 191 参照）。

#### （４）NPO法人と労務事務

法人が雇用主となった場合には様々な義務が発生します。特に留意しなければならない点は次のとおりです。それぞれについて詳しいことは関係機関（p 191, 192 参照）へお問い合わせください。

##### ① 労働契約の締結

労働契約を結ぶときには、使用者が労働者に労働条件を明示することが必要です。特に重要な次の項目については、書面を交付する必要があります（労働基準法第 15 条、労働基準法施行規則第 5 条）。

また、労働契約法では、ア～カ以外の労働契約の内容についても、できる限り書面で確認する必要があると定められています。

《書面で交付する必要がある項目》

- ア 労働契約の期間
- イ 期間の定めがある契約の更新についての決まり（更新の有無、更新する場合の判断の仕方など）
- ウ 仕事をする場所及び仕事の内容
- エ 仕事の始業・終業時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替制勤務のローテーションなど
- オ 賃金の決定、計算と支払の方法、締切りと支払の時期
- カ 退職に関すること（解雇の事由を含む）

##### ② 就業規則

常時 10 人以上の労働者を雇用している場合は必ず就業規則を作成し、労働基準監督署長に届け出なければなりません（労働基準法第 89 条）。就業規則の作成・変更をする際には、必ず労働者側の意見を聴かなければなりません（労働基準法第 90 条）。

作成した就業規則は、掲示したり配布したりして、労働者がいつでも内容がわかるようにしておかなければなりません。

##### ③ 賃金の支払

賃金の支払い方には次のア～エの 4 つの原則が定められています（労働基準法第 24 条）。

また、賃金の額については最低賃金法の定めがあります。同法で定められた最低賃金を下回る場合、たとえ労働者が同意したとしても、その約束は無効になります。

《賃金支払の原則》

- ア 現金で支払うこと（通貨払の原則）
- イ 労働者本人に支払うこと（直接払の原則）
- ウ 全額残らず支払うこと（全額払の原則）
- エ 毎月 1 回以上、一定の期日を定めて支払うこと（毎月 1 回以上定期払の原則）

##### ④ 労働保険（雇用保険、労働者災害補償保険（労災保険））

雇用保険への加入は事業主の義務で、事業所規模にかかわらず、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上で、31 日以上雇用見込みがある人を雇用した場合は適用対象となります。

労災保険は、基本的に労働者を 1 人でも雇用する場合に適用されます。パートやアルバイトも含む全ての労働者が対象です。

⑤ 社会保険（健康保険、厚生年金保険）

健康保険、厚生年金保険とも、事業所単位で適用事業所となり、常時使用されている者が1人でもいる法人は強制適用となります。パート、アルバイトでも、1日又は1週間の労働時間及び1ヶ月の所定労働日数が、通常の労働者の4分の3以上あれば加入させる必要があります。ただし、この判断基準は目安であるので、これに該当しない場合であっても就労の形態や内容等を総合的に勘案して常用的な使用関係が認められた場合は被保険者となります。

なお、「常時使用される者」とは、雇用契約書の有無等とは関係なく、適用事業所で働き、労務の対価として給料や賃金を受け取るという使用関係が常用的であることをいい、事業主のみの場合も含まれます。

⑥ 事務所新設や雇入れ時の労務関係の手続（主なもの）

区分	対象	届出等の種類	提出期限	提出先
労働基準	労働基準法の「適用事業」となり、労働者を使用するとき	適用事業報告	遅滞なく	労働基準監督署
	就業規則を作成したとき（労働者を10人以上使用する使用者）	就業規則届	遅滞なく	
労働保険※1	労働保険の適用事業となったとき	保険関係成立届	保険関係成立日から10日以内	労働基準監督署
		概算保険料申告書	保険関係成立日から50日以内（保険関係成立届の後又は同時）	
	雇用保険の適用事業を開始したとき	雇用保険適用事業所設置届	保険関係成立日の翌日から10日以内（保険関係成立届の後）	公共職業安定所
	労働者を雇用したとき	雇用保険被保険者資格取得届	被保険者となった日の属する月の翌月の10日まで（保険関係成立届の後）	
社会保険※2	事業所が厚生年金保険及び健康保険に加入すべき要件を満たしたとき	健康保険・厚生年金保険新規適用届	事実発生から5日以内	年金事務所
	事業所が従業員を採用した場合等、新たに健康保険及び厚生年金保険に加入すべき者が生じたとき	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	事実発生から5日以内	

※1 一元適用事業の場合（農林漁業・建設業等以外）

※2 70歳以上の人は原則として健康保険のみの加入となります。

## 4 NPO法人の情報公開

NPO法人は、法人の活動が市民に開かれていることが重要です。そのため、設立認証申請時や法人格取得後も、さまざまな情報公開が法人及び所轄庁に義務づけられています。

### (1) 認証申請（設立、定款変更、合併）に係る所轄庁の情報公開（法第10条第2項、第25条第5項、第34条第5項、規則第3条）

#### ① インターネットの利用等による公表

法人設立の認証申請、定款変更（法第25条第3項に規定する事項を変更する場合）の認証申請又は合併の認証申請があった場合に、所轄庁は、次の事項を認証又は不認証の決定がされるまでの間、インターネットの利用等により公表します。

ア 法人設立、定款変更（法第25条第3項に規定する事項を変更する場合）又は合併の認証申請があったこと

イ 申請のあった年月日

ウ 下記の縦覧に供する書類

#### ② 関係書類の縦覧

法人設立の認証申請、定款変更（法第25条第3項に規定する事項を変更する場合）の認証申請又は合併の認証申請があった場合に、所轄庁は、申請書を受理した日から2週間、その指定した場所（所轄庁の担当部署など）で公衆の縦覧に供することとなります。

#### 《縦覧に供する書類》

書 類 名	設立認証 申 請 時	定 款 変 更 認 証 申 請 時		合併認証 申 請 時
		所轄庁変更 を伴う場合	所轄庁変更を 伴わない場合	
定款	○	○	○	○
役員名簿（役員の氏名及び各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	○	○		○
設立趣旨書	○			
設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	○			
設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	○			
定款変更日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書 ※		○	○	
定款変更日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書 ※		○	○	
合併趣旨書				○
合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書				○
合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書				○

※ 特定非営利活動の種類及び事業の種類、その他の事業を行う場合における種類及び当該事業に関する事項について、定款変更をする場合に限る。

## (2) 事業報告書等やその他の書類の情報公開

### ① NPO法人の事務所における閲覧書類の備置き

NPO法人は、毎事業年度の初めの3ヶ月以内に、所轄庁の条例で定めるところにより、事業報告書等（p59 参照）を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、そのNPO法人のすべての事務所に備え置かなければなりません（法第28条第1項）。

また、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）もそのNPO法人のすべての事務所に備え置かなければなりません（法第28条第2項）。

これらの書類は、その社員その他の利害関係人からの閲覧の請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければなりません（法第28条第3項）。

なお、認定NPO法人及び特例認定NPO法人については、備え置き及び情報公開すべき書類の種類が別途規定されています（法第54条第1項、同第2項、法第62条）。

《閲覧（謄写）に供する書類》

書類名		NPO法人 (閲覧)	所轄庁 (閲覧及び謄写)	
事業報告書等 (※1)	事業報告書	作成の日から起算して5年が経過した日を含む 事業年度の末日まで	閲覧をする日から5年以内に提出を受けたもの (※3)	
	計算書類			活動計算書
				貸借対照表
				計算書類の注記
	財産目録			
	年間役員名簿(前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)			
前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面				
役員名簿		最新のもの	最新のもの (※3)	
定款等	定款	最新のもの	最新のもの (※3)	
	認証書の写し(認証及び登記に関する書類の写し) (※2)			
	登記事項証明書の写し			

※1 設立又は合併後において、事業報告書等が作成されるまでの間は、設立又は合併の認証申請において作成した事業計画書及び活動予算書並びに設立当初又は合併時の財産目録を閲覧に供することになります。

※2 「認証書の写し」には、定款変更の認証時の書類のほか、設立認証時の認証及び登記に関する書類の写しも含みます。

※3 所轄庁が閲覧させる事業報告書等又は役員名簿については、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除きます。

## 5 所轄庁による監督

---

NPO法人は、法の定めにしたがって、適切な管理・運営を行わなければなりません。所轄庁は、下記のとおり報告を求めたり、検査を実施し、場合によっては改善措置を求めたり、設立認証を取り消すことができます。また、法に違反した場合は罰則が適用されることがあります。

なお、認定NPO法人や特例認定NPO法人については、認証NPO法人よりも厳しい罰則等が定められています。（ここでは、認証法人に関する法の規定を掲載しています。）

### (1) 報告・検査（法第41条第1項）

所轄庁は法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、その法人に対して、その業務若しくは財産の状況に関して報告を求め、又は、その法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査することができます。

### (2) 改善命令（法第42条）

所轄庁は、法人が次の場合に該当すると認めるときは、その法人に対して、期限を定めて改善のために必要な措置をとるように命令することができます。

#### ① 次に掲げる法人の要件を欠くに至った場合

- ・ 営利を目的としない団体であること。
- ・ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
- ・ 役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下であること。
- ・ 宗教活動を主たる目的としないこと。
- ・ 政治活動を主たる目的としないこと。
- ・ 特定の公職の候補者、公職者、政党の推薦、支持、反対を目的としないこと。
- ・ 暴力団又は暴力団若しくはその構成員（暴力団でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体でないこと。
- ・ 10人以上の社員を有するものであること。

#### ② 法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反する場合

#### ③ 運営が著しく適正を欠く場合

### (3) 設立認証の取消し（法第43条第1項、第2項、法第13条第3項）

所轄庁は、次の場合には、法人の設立の認証を取り消すことができます。認証の取消しを行おうとする場合には、聴聞の手続をとることとされています。

#### ① 所轄庁の改善命令に違反し、他の方法では監督の目的が達成できない場合

#### ② 法第29条で毎事業年度終了後1回提出するように定められた事業報告書等の提出を3年以上行わなかった場合

#### ③ 法人が法令に違反した場合で、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法によっても監督の目的を期待することができない場合

#### ④ 所轄庁の設立の認証があった日から6ヶ月を経過しても登記をしない場合

(4) 意見聴取（法第 43 条の 2）

所轄庁は、次の場合に警視総監又は都道府県警察本部長に対して、その理由を付して、意見を聴くことができます。

- ① NPO 法人（設立申請中の団体を含む。）が暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体である疑いがあると認めるとき
- ② NPO 法人（設立申請中の団体を含む。）の役員が暴力団の構成員等である疑いがあると認めるとき

(5) 罰則

NPO 法人等が NPO 法に違反した場合の罰則は以下のとおりです。

罰則	違反行為の内容・処罰の対象となる者
50 万円以下の罰金 (第 78 条、第 79 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正当な理由がないのに、所轄庁の改善命令に違反してその命令に係る措置をとらなかった者</li> <li>・ 法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、上記の違反行為をした場合に、行為者、またその法人等</li> </ul>
20 万円以下の過料 (第 80 条)	<p>次に掲げるいずれかに該当する場合の法人の理事、監事又は清算人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組合等登記令に違反して、登記を怠ったとき</li> <li>・ 法人の成立時の財産目録の作成、備置きの規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき</li> <li>・ 所轄庁への役員変更等の届出、定款変更の届出の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき</li> <li>・ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）の備置きの規定に違反して、これを備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき</li> <li>・ 定款の変更に係る登記事項証明書の届出、事業報告書等の提出の規定に違反して、これらの書類の提出を怠ったとき</li> <li>・ 理事又は清算人が破産手続開始の申立て及び公告の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき</li> <li>・ NPO 法人が貸借対照表の公告の規定に違反して若しくは清算人が法人の債権者に対する債権申出の催告等及び破産手続開始の申立てに関する公告の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき</li> <li>・ NPO 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの貸借対照表及び財産目録の作成、備置きの規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき</li> <li>・ NPO 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの債権者に対する公告・催告、債権者の異議に対する弁済等の規定に違反したとき</li> <li>・ 法第 41 条第 1 項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき</li> </ul>
10 万円以下の過料 (第 81 条)	NPO 法人以外の者が、その名称中に「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を使った場合

※認定 NPO 法人及び特例認定 NPO 法人には、上記の他にも適用される罰則があります。

## 6 認定NPO法人制度について

### (1) 認定NPO法人制度とは

認定NPO法人制度は、NPO法人の活動が市民や企業からの寄附によって支援されるよう設けられた制度です。一定の要件を満たしたNPO法人に対して寄附を行った場合、その法人へ寄附した者が税制上の優遇措置を受けられたり、NPO法人自体が優遇措置を受けられるという内容となっています。

優遇対象となるNPO法人には「認定NPO法人」と「特例認定NPO法人」の2種類があります。それぞれ有効期間が定められており、認定NPO法人については有効期間満了にあたって更新することができます。認定事務は所轄庁が行うこととなっており、NPO法人として認証を受けた後でなければ、認定の申請ができません。

なお、認定NPO法人、特例認定NPO法人とも、認証NPO法人よりも所轄庁への提出書類や情報公開に関する規定が多くなっています。これは、税制優遇の対象となっていることから、より高い運営の透明性が求められているためです。

詳しい制度の内容や申請手続等については、「特定非営利活動促進法の手引き（認定NPO法人編）」を参照してください。

### (2) 認定基準の概要等

認定NPO法人及び特例認定NPO法人になるためには、下記の要件を満たす必要があります。なお、基準を満たしていても、欠格事由に該当する場合は認定又は特例認定を受けることはできません。

項目	認定NPO法人	特例認定NPO法人
法人の定義	NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したもものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人	NPO法人であって、新たに設立されたもの（設立後5年以内）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資するものと見込まれるものにつき、一定の基準（PST要件を除く）に適合したもものとして、所轄庁の特例認定を受けたNPO法人
申請できる法人	○認定の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること ○欠格事由に該当しないこと	○特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること ○特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること ○認定又は特例認定を受けたことがないこと ○欠格事由に該当しないこと
認定の基準	① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（特例認定NPO法人にはこの基準は適用されません）。	

認定の基準	② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満であること。 ③ 運営組織及び経理が適切であること。 ④ 事業活動の内容が適正であること。 ⑤ 情報公開を適切に行っていること。 ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。 ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。 ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。	
有効期間	認定の日から5年	特例認定の日から3年
更新手続	有効期間の満了の日の6月前から3月前までの間に更新の申請書を提出	更新はできません。(認定の申請をすることはできます。)

### (3) 税制優遇の内容

#### ① 個人が認定（特例認定）NPO法人に寄附したとき

個人が認定（特例認定）NPO法人に寄附をすると、所得税（国税）の計算において、確定申告することにより、寄附金控除（所得控除）又は寄附金特別控除（税額控除）のいずれかを受けられます。

また、都道府県又は市区町村が条例で指定したNPO法人に個人が寄附をすると、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます。

##### ア 国税

- ・寄附金控除（所得控除）額＝その年中に支出した寄附金額合計－2,000円

注：寄附金の額の合計額は総所得金額の40%相当額が限度

- ・寄附金特別控除（税額控除）額＝（その年中に支出した寄附金額合計－2,000円）×  
40%

注：寄附金の額の合計額は総所得金額の40%相当額が限度

税額控除額は所得税額の25%相当額が限度

##### イ 地方税 住民税額の控除

- ・道府県 個人住民税控除額＝（その年中に支出した寄附金額合計－2,000円）×  
4%
- ・市区町村 個人住民税控除額＝（その年中に支出した寄附金額合計－2,000円）×  
6%

栃木県内の各市町でどのNPO法人を指定しているかについては、市町ごとに異なりますので、各市町の税務担当課にお問い合わせください。

#### ② 法人が認定（特例認定）NPO法人に寄附したとき

法人が認定（特例認定）NPO法人に対し、その特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

#### ③ 相続人等が相続財産等を寄附したとき

相続または遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連

する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。

この措置は、特例認定NPO法人には適用されません。

**④ 認定NPO法人自体の優遇措置**

認定NPO法人が、収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます。

この措置は、特例認定NPO法人には適用されません。

## 7 NPO法の所轄庁と本県における権限移譲について

所轄庁とは、NPO法人の認証権及び監督権を持つ行政機関を指します。NPO法人の所轄庁は、主たる事務所の所在する都道府県の知事（その事務所が一の政令指定都市の区域内のみに所在する場合は、当該政令指定都市の長）です。どの都道府県（政令指定都市）が所轄庁であるかは、主たる事務所の所在地で判断します。活動場所の範囲による判断ではありません。

本県の場合、NPO法に係る事務の権限の一部を、「栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」に基づき、県内の全市町に移譲しています。主たる事務所が栃木県内にあれば所轄庁は「栃木県」ですが、権限移譲を行っているため、認証NPO法人に係る各種認証申請、届出、事業報告書等の提出、書類の縦覧・閲覧・謄写場所、監督権限の行使等の事務を各市町が所管しています。

他都道府県においても権限移譲を行っている場合がありますので、所轄庁変更（栃木県から主たる事務所を他都道府県又は政令指定都市に移転すること）を行う場合は、書類等の提出先について、あらかじめ当該都道府県又は政令指定都市にお問い合わせください（p192参照）。

なお、法の条文中で「所轄庁」と記載されている部分について、この手引きの第2章以後においては、便宜上、「栃木県（権限移譲市町）」と記載している場合があります。

### （1）認証NPO法人にかかる事務

事務所の所在地	所轄庁	書類等の提出先
二以上の都道府県に所在する法人	主たる事務所が所在する都道府県知事	各都道府県の担当部署にお問い合わせください（p193参照）。 ➤ 栃木県の場合 栃木県生活文化スポーツ部県民協働推進課
一の政令指定都市の区域内のみに所在する法人	政令指定都市の長	各政令指定都市の担当部署にお問い合わせください（p193参照）。
栃木県内のみで二以上の市町に所在する法人	栃木県知事	栃木県生活文化スポーツ部県民協働推進課
栃木県内の一の市町のみ に事務所が所在する法人	栃木県知事	各市町担当課（p189参照）

#### 《栃木県が市町に権限移譲している事務の例》

- ・ 設立認証申請、定款変更認証申請、合併認証申請に係る一連の事務
- ・ 定款変更届出書、役員変更届出書、事業報告書等の受理
- ・ 事業報告書等の閲覧の実施
- ・ 仮理事、特別代理人の選任
- ・ 解散届出書、清算人届出書、清算終了届出書の受理
- ・ 監督権限の行使に関する事務 等

## (2) 認定（特例認定）NPO法人にかかる事務

認定事務（認定（特例認定）申請、役員報酬規程等提出書の受理等）は、本県の場合、権限移譲を行っていません。認定取得相談や申請は、栃木県生活文化スポーツ部県民協働推進課あてにお願いします。

## 8 近年の主な法改正等

---

### (1) 令和2年の法改正（令和2年12月9日公布、令和3年6月9日施行）

#### ① 設立の迅速化に係るもの

設立認証申請に係る必要書類の縦覧期間が1月間から2週間に短縮されるとともに、申請書等に不備がある場合の補正期間が2週間から1週間に短縮されました。（法第10条第2項、第4項）

所轄庁は、遅滞なく、縦覧事項をインターネットの利用により公表し、認証・不認証の決定までの間、公表を行うこととされました。（法第10条第2項、第3項）

定款変更認証や合併認証の手続も同様に迅速化されました。

#### ② 個人情報保護の強化に係るもの

役員名簿等の個人の住所又は居所に係る記載部分が公表等の対象から除外されました。（法第10条第2項、第30条）

#### ③ 事務負担の軽減に係るもの

認定（特例認定）NPO法人の提出書類が削減されました。

### (2) 押印の廃止

国は、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、行政手続における押印の抜本の見直しに取り組みました。

栃木県においても、国の方針を踏まえ、規則様式の押印欄を廃止（令和3年3月31日公布・施行）するとともに、本書において押印を求める箇所を削除しました。

### (3) 組合等登記令の改正（令和4年9月1日施行）

NPO法人の設立の認証等においては、すべての事務所の所在地で登記が必要とされていたところ、主たる事務所の所在地における登記のみ必要とされ、その他の事務所の所在地における登記が不要となりました。

### (4) 条例及び規則の改正（令和4年12月1日施行）

○ 県及び規定等が整った市町が、申請等をオンラインで受け付けることができるようになりました。内閣府が構築したウェブ報告システムによるオンライン申請等が可能な市町は以下から確認できます。

▶ 栃木県ホームページ「ウェブ報告システム（NPO法人の申請・届出等の手続をオンライン化するシステム）の運用が始まりました」

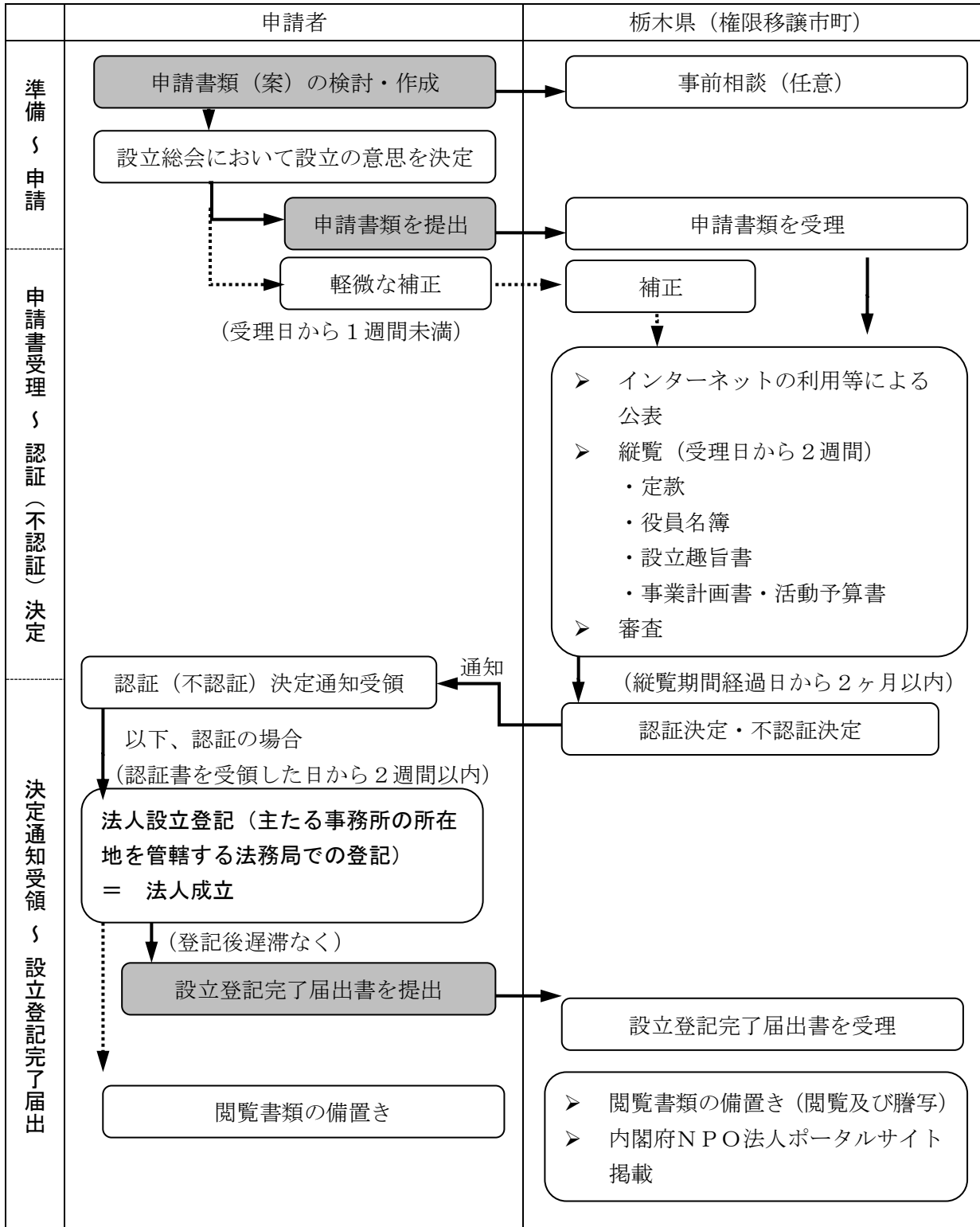
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c01/npohou/websystemstart.html>

○ 県及び規定等が整った市町において、申請書類のうち、副本の提出が不要となりました。（提出部数 2部→1部）

# 第2章 各種申請等の手続

## 第1節 NPO法人設立の認証申請

### 1 NPO法人設立手続の流れ



### (1) 設立準備

NPO法人を設立するためには、まず設立総会を開催することが必要です。設立総会を開催する前に、法人設立の趣旨、定款、役員、事業計画及び予算について十分話し合いを重ねることが大切です。

総会の準備が整ったら、法人設立の趣旨に賛同する人（社員になる意思のある者）を募り、法人設立総会を開催します。設立総会では法人設立についての意思決定を行い、会議の議事録を作成します。

また、活動の内容によっては、他法令の許認可や届出等の手続が必要となる場合があります。NPO法人格の取得準備と併せて、各法令を所管する部署に必要な応じて相談してください。

なお、栃木県（権限移譲市町）では、NPO法人設立について事前相談を行っています。希望される場合は、電話等で予約をしていただくようお願いします。

### (2) 設立申請書の提出

申請者は、必要書類（p28）を栃木県（権限移譲市町）に提出します。栃木県（権限移譲市町）は、必要書類が揃っていることを確認して申請書を受理します。提出方法は窓口持参の他、郵送等でも差し支えありません。郵送等で申請があった場合、申請日は書類が栃木県（権限移譲市町）に到達した日になります。

申請書類に、誤記、計算違い等の明白な誤りがある場合は、栃木県（権限移譲市町）が申請書を受理した日から1週間未満であれば、栃木県（権限移譲市町）に補正書を提出して内容の訂正ができます（法第10条第4項、条例第2条第3項、規則第4条）。

### (3) インターネットの利用等による公表及び縦覧

栃木県（権限移譲市町）は、遅滞なく、申請があった旨及び申請年月日、特定添付書類（提出書類のうち、①定款、②役員名簿（役員の住所又は居所に係る記載を除いたもの）、③設立趣旨書、④設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書、⑤設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書）に記載された事項をインターネットの利用等により公表します（法第10条第2項）。公表は、認証又は不認証の決定がされるまでの間、行います（法第10条第3項）。

公表と同時に、栃木県（権限移譲市町）の担当窓口において、特定添付書類を、申請書を受理した日から2週間縦覧します。縦覧期間中は、誰でもこれらの書類を縦覧することができます（法第10条第2項）。

### (4) 認証（不認証）決定

栃木県（権限移譲市町）は、正当な理由がない限り、縦覧期間が経過した日から2ヶ月以内に認証又は不認証の決定をし、その旨を書面で通知します。不認証の通知をする場合は、理由も付記します（法第12条第2項及び第3項）。

### (5) 設立登記及び設立登記完了の届出

法人設立の認証書を受け取った団体は、その認証書を受領した日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局において、NPO法人の設立登記をしなければなりません（法第7条第1項、組合等登記令第2条第1項）。

栃木県内に主たる事務所を置くNPO法人に関する登記は、宇都宮地方法務局本局が申請先となります。なお、令和4年9月1日以降、組合等登記令の改正に伴い、その他の事務所の所在地における登記は不要となりました。

設立の登記によって、NPO法人が成立し、登記事項に関して第三者に対抗できることとなります（法第7条第2項、第13条第1項）。設立の認証を受けてから6月を経過しても設立の登記をしない場合、栃木県（権限移譲市町）は、設立の認証を取り消すこ

とができます（法第13条第3項）。

登記後は、遅滞なく、登記したことを証する登記事項証明書及び設立当初の財産目録を添付した設立登記完了届出書を栃木県（権限移譲市町）に提出してください（法第13条第2項）（p55参照）。

#### 《登記手続について》

登記に必要な書類は次のとおりです。また、登記に際して法人の印鑑届出をする必要があります。

- ①法人設立登記申請書
- ②定款
- ③法人設立の認証書
- ④役員就任承諾書
- ⑤委任状（代理人に申請を委任する場合）

申請方法等について詳しくは、法務局へお問い合わせください。

- 法務局ホームページ 「商業・法人登記申請手続」

[https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-1.html#4-1](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html#4-1)

#### （6）閲覧書類の備置き

NPO法人は閲覧書類をすべての事務所に備え置き、社員その他の利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければなりません（p16参照）。栃木県（権限移譲市町）においては、社員その他の利害関係人だけでなく、請求者すべての者に閲覧または謄写に供することとなります。また、栃木県（権限移譲市町）では、法人の定款等を内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載することとしています。

#### 《内閣府NPO法人ポータルサイトとは》

全国のNPO法人の情報が検索できるシステムです。いつでも誰でもNPO法人の情報（所在地、代表者氏名、設立認証年月日、目的、活動の種類、事業の種類、定款、事業報告書、監督情報等）を知ることができます。

- 内閣府NPO法人ポータルサイト

<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>

## 2 設立認証申請に係る提出書類

法人の設立認証を申請する際に栃木県（権限移譲市町）に提出する書類は、次のとおりです。書式は県ホームページからもダウンロードできます。

県ホームページ > くらし・環境 > 協働・社会貢献 > NPO・ボランティア > NPO 法人関連情報 > 特定非営利活動法人の設立手続き

➤ <https://www.pref.tochigi.lg.jp/c01/life/np0/np0/tetsuduki.html>

提出書類	部数 ※1	参照ページ
① 設立認証申請書（別記様式第1号）	1	29
② 定款	1	30
③ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報 酬の有無を記載した名簿）	1	43
④ 誓約及び就任承諾書の謄本（各役員が法第20条各号（役員の欠 格事由）に該当しないこと及び第21条（役員の親族等の排除） に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本）	1	44
⑤ 各役員の住所又は居所を証する書面 →住民票の写し等 ※	1	—
⑥ 社員のうち10人以上の者の名簿（社員のうち10人以上の者の 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所 又は居所を記載した書面）	1	45
⑦ 確認書（法第2条第2項第2号（宗教活動・政治活動を主目的 としないこと、選挙活動を目的としないこと）及び第12条第1 項第3号（暴力団でないこと）に該当することを確認したこと を示す書面）	1	46
⑧ 設立趣旨書	1	46
⑨ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本	1	47
⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2カ年分）	各1	49
⑪ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（2カ年分）	各1	50

※1 部数は権限移譲市町によって異なる場合がありますので、事前に各市町担当課にご確認ください。（p189参照）

※2 ⑤各役員の住所又は居所を証する書面について

- ・申請の日前6月以内に作成されたもので個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。
- ・住民票の写しとは、市町村の窓口等で交付された書類そのものであり、交付された書類をコピーしたものではありません。
- ・役員が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合は、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書を提出してください。書面が外国語で作成されている場合は、翻訳者を明らかにした日本語による翻訳文を添付してください。

## 《設立認証申請書の記載例》

別記様式第1号（第2条関係）

申請書提出日を記載します。なお、郵送による申請の場合は、投函する日を記載します。その場合は書類が県（権限移譲市町）に到達した日が申請日となります。

〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様  
（権限移譲市町の長）

住所又は居所 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号  
申請者 氏名 栃木 花子  
電話番号 028-623-3422

申請者個人の住所及び氏名を住民票どおりに記載します。

設立認証申請書

次のとおり特定非営利活動法人を設立することについて、特定非営利活動促進法第10条第1項の認証を受けたいので、申請します。

ふりがな 特定非営利活動法人の名称	とくていひえいりかつどうほうじん まるまるまるまる 特定非営利活動法人 ○○○○	定款に記載されている法人名称を記載します。
ふりがな 代表者の氏名	とちぎ はなこ 栃木 花子	代表者の氏名を住民票どおりに記載します。
主たる事務所の所在地	栃木県宇都宮市昭和2丁目2番7号	事務所の所在地を、町名及び番地まで、住居表示どおりに記載します。その他の事務所が複数ある場合も、全て記載してください。
その他の事務所の所在地	東京都〇〇区〇〇町1丁目1番1号	
定款に記載された目的	この法人は〇〇に対して、〇〇に関する事業を行い、〇〇に寄与することを目的とする。	定款に記載されている法人の目的（p30 定款作成例の第3条）を、条文どおりに記載します。

設立認証後、法務局での設立登記が必要ですが、登記するにあたり使用できる文字や記号が決められていますのでご注意ください。

➤ 法務局ホームページ「登記・供託オンライン申請システムで取り扱う文字について」  
<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/cautions/kankyo/charset.html>

## 《定款の作成例》

※「第〇条」のように二重線を引いた条文は、法に定める必要的記載事項です。それ以外の条文は、法人の任意的記載事項です。

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。

登記上使用できない文字・記号等があります。登記できない文字・記号等の詳細は法務局で確認してください。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を栃木県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。

その他の事務所を置く場合は、設置する事務所を全て記載します。  
《例》「2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号、…に置く。」

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、[ ① ]に対して、[ ② ]に関する事業を行い、[ ③ ]に寄与することを目的とする。

①には受益対象者の範囲、②には主要な事業をわかりやすく記載します。③には、②の事業を行うことにより、どのように社会に貢献・寄与するのかを記載します。なお、「目的」は、法人設立趣旨書とかけ離れるものであってはなりません。

《例》「この法人は、県民をはじめとするすべての人々に対して、地域に根ざした介護サービスを行うとともに、地域の人々に対し、介護に関する普及啓発を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。」

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇

法の別表に掲げられた20分野（p2参照）のうち、該当する活動を記載します。法律どおりに記載してください。

(事業の種類)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 〇〇〇〇事業

② ××××事業

特定の個人や法人等の利益を目的とするものではなく、第三者が見て、特定非営利活動に該当するか判断できるように具体的な記載をする必要があります。

《例》① 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業

② 介護に関する講演会、研修会の企画運営事業

第5条「事業の種類」は第4条「特定非営利活動の種類」のいずれかに該当します（第4条記載の範囲を超えることはできません）。

(2) その他の事業

① △△△事業

「その他の事業」を行わない場合は記載する必要はありません。

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に使用するものとする。

定款に記載する事業の種類を検討や整理する際の方法が難しい場合は、整理の方法の一つとして、次のような考え方を参考にしてください。

① 事業をイメージする

まず、目的達成のために、NPO法人としてどのような事業を実施するのか、考えられる事業、やりたい事業を具体的にイメージします。この部分が事業計画書における、事業内容の部分に該当します。

② 事業の性格や内容でくくる

次に、①により事業計画書レベルのイメージする事業を、事業の性格や事業の内容の似たもの同士でくくります。複数のくくりに入ってしまったたり、1つの事業に見えても実は性格の違う2つの事業から成り立っている場合などは、くくり方を再度検討する必要があります。

くくったものに小見出しを付けます。この小見出しは、第三者がわかるような、社会通念上常識の範囲で理解できるような名称にすることが望ましいといえます。この小見出しが、定款上の「事業の種類」に該当する部分です。

③ 大見出しをつける

②でくくったものが法の別表に掲げられているどの分野に該当するか確認し、当該分野の見出しをつけます。この見出しが、定款上の「特定非営利活動の種類」に該当します。

### 第3章 会員 (種別)

法における「社員」とは、総会において議決権を有する者をいいます(p3参照)。

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動を推進する個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動を支援する個人及び団体

会員の種類は、法人が自由に定めることとなりますが、それぞれの会員についてどのような違いがあるのか、第三者が見てわかるように規定してください。

また、会員のうち、どの会員が法における「社員」に該当するか明確にしてください。

法における「社員」に該当する会員には、不当な入会制限を原則として設けることができません(p4参照)。社員以外の会員の入会については任意の条件を定めることができます。

(入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人に

その旨を通知しなければならない。

入会金及び会費を設定しない場合は、記載する必要はありません。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して○年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

資格喪失の条件とする会費滞納の期間は任意に決められます。

除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置く必要があります(第11条参照)。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

退会が任意であることを明確にします。任意に退会できない場合は法に抵触します。

総会の議決以外に、理事会の議決やその他の機関の議決でも構いません。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に事前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけるか、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

役員の数人は任意に決められますが、理事3人以上、監事1人以上を置かなければなりません(法第15条、p5参照)。

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上○人以下
- (2) 監事 1人以上○人以下

2 理事のうち1人を理事長、○人を副理事長とする。

職名は、理事長、副理事長以外の名称も使用できます。副理事長の人数は任意で決められます。

総会以外で役員を選任することも可能です。また、社員以外から選任することも可能です。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

法律上は、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者もしくは3親等以内の親族をそれぞれ1人だけ役員に加えることができます（法第21条、p6参照）。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

理事長以外の理事が代表権を有しない場合には、その旨を明記します（p5参照）。理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事長及び常務理事はこの法人を代表する。」というような記載をします。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

副理事長が複数いる場合は、順序を決めておく必要があります。副理事長が1人の場合は、順序についての記載は必要ありません。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

理事会は必ず置かなければならないものではありませんが、理事が5～6人以上の場合は、法人の事務の適正かつ円滑な執行を図るため、理事による合議体を置くのが一般的です。理事会を置く場合は、第6章のように理事会に関する規定を置き、総会と理事会との区分を明確にします。

5 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

役員任期は任意に決めることができますが、2年を超えることはできません（法第24条第1項）。

（任期等）

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

法人運営の円滑化を図るため、定款において役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り、任期伸長規定（後任の役員が選任されていない場合に限り、定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長できる。）を置くことができます（法第24条第2項）。

- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれがあることから、前任者は、辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされています。

しかし、新たな権限の行使まで認められるものではないので、至急後任者を選任する必要があります。なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を延長することはできません。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

役員の解任は、総会の議決以外に、理事会等の議決でも構いません。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に事前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

役員のうち、報酬を受け取ることのできる人数は役員総数の3分の1以下です。(法第2条第2項第1号ロ)

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

総会以外に理事会等の議決でも構いません。

(職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を設け、必要な職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散

定款で理事会等に委任しているもの以外はすべて総会の議決事項です。(法第14条の5)

なお、法定の総会議決事項(定款変更、解散及び合併)以外の事項については、理事会等の議決事項とすることができます。

- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この法人の運営に関する重要な事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

少なくとも毎事業年度 1 回は通常総会を開催する必要があります（法第 14 条の 2）。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上の者から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。

社員総数の 5 分の 1 以上を必要としますが、定款をもってこれを増減することは可能です（法第 14 条の 3 第 2 項）。

- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した 書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

総会の招集については、少なくとも 5 日前までに定款で定めた方法により行うことが定められています（法第 14 条の 4）。定款に定めれば、電磁的方法により招集することも可能です（第 29 条第 2 項参照）。

《例》「…書面又は電磁的方法をもって、…」

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

定足数は任意に決めることができますが、定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の 2 分の 1 以上が必要です（法第 25 条第 2 項）。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

書面（FAXも含む。）以外に電磁的記録（法規則第2条）による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできます（法第14条の9第1項）。  
《例》「…書面又は電磁的記録により…」

（表決権等）

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

書面による表決に代えて、電磁的方法による表決を可能とする規定を置くこともできます（法第14条の7第3項）。電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法で、例えば、電子メールなどがこれに該当します（法規則第1条の2）。

《例》「…書面若しくは電磁的方法をもって…」

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

第29条第2項において、電磁的方法による表決を可能としている場合は、その旨を加えます。  
《例》「…書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、…」

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

「署名」とした場合は、本人が自署します。「記名、押印」とした場合は、自署以外の方法（氏名を印刷しておく場合等）で氏名が記載されているところに押印します。

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

書面以外に電磁的記録（法規則第2条）による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできます。《例》「…書面又は電磁的記録により…」

- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

総会の機能と整合性をとります (第23条参照)。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

任意に決めることができます。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

任意に決めることができます。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

理事会の招集・表決についても、電磁的方法により行うことができます (第25条第3項、第29条第2項、第30条第1項第2号参照)。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第30条第2項参照

2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、その旨記載してください。

《例》「この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。」

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

総会の議決以外に、理事会等の機関の議決でも構いません。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行わなければならない。

特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、その旨記載してください。  
《例》「この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。」

(会計区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び活動予算)

第44条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

暫定的に、収入や支出を行えます。

(予算の追加又は更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

任意に決めることができます。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

定款変更の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席した社員の4分の3以上の議決が必要となります(法第25条第2項)。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

法第 25 条第 3 項に規定する以外の事項は、次のとおりです。これらの事項を変更する場合は、定款変更届（p96）を提出します。

- 事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）（第 2 条参照）
- 役員の定数に関する事項（第 13 条参照）
- 資産に関する事項（第 7 章参照）
- 会計に関する事項（第 7 章参照）
- 事業年度（第 48 条参照）
- 残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項（第 8 章参照）
- 公告の方法（第 9 章参照）

(解散)

**第 51 条** この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上 の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(1)～(6)は、法定の解散事由ですが、定款で定めることにより、解散の事由を増やすことができます（法第 31 条第 1 項）。

解散の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の 4 分の 3 以上の承諾が必要となります（法第 31 条の 2）。

(残余財産の帰属)

**第 52 条** この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決をもって決した者に譲渡するものとする。

具体的に記載することもできます。

「残余財産の帰属すべき者」は、次のうちから選定されなければなりません（法第 11 条第 3 項）。

- 他の NPO 法人
- 国又は地方公共団体
- 公益財団法人又は公益社団法人
- 学校法人
- 社会福祉法人
- 更生保護法人

定款に帰属先を定めない場合、所轄庁に残余財産譲渡認証申請を行い、認証があった場合は国又は地方公共団体に譲渡することができます。不認証の場合は最終的に国庫に帰属することとなります（法第 32 条第 2 項、第 3 項）。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

合併は定款に特別の定めがない限り、社員総数の 4 分の 3 以上の議決が必要となります (法第 34 条)。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。

貸借対照表の公告に係る定款への記載は、下記の公告方法別の記載例を参考にしてください。

公告方法	記載例
第 1 号 (官報)	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。
第 2 号 (日刊新聞紙)	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
第 3 号 (電子公告)	【記載例 1 : 法人のホームページを選択する場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。
	【記載例 2 : 内閣府 NPO 法人ポータルサイトを選択する場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト (法人入力情報欄) に掲載して行う。
	【記載例 3 : 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
第 4 号 (主たる事務所 の公衆の見やすい場所)	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

※以下の【記載例】ように定款において、公告方法として官報掲載を定めない場合であっても、①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告 (法第 31 条の 10 第 4 項) 及び②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告 (法第 31 条の 12 第 4 項) については、定款で選択した方法とは別途、官報に掲載して行う必要があります。

【記載例】 第 54 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

※以下の【記載例】ように複数の手段を重ねて選択することは可能です。ただし、下線部を「又は」とするような選択的な記載は、定款を見ただけでは公告方法を確定的に理解できないため相応しくありません。

【記載例】 第 54 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	〇〇〇〇
副理事長	〇〇〇〇
同	〇〇〇〇
理事	〇〇〇〇
監事	〇〇〇〇
同	〇〇〇〇

設立当初の役員については、法に定める必要的記載事項です。各役員の氏名は住民票に表記されたとおりに記載し、役員名簿の記載内容と一致させてください。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から〇年〇月〇日までとする。

至年月日は、任意に定めることができますが、成立の日から2年を超えることはできません。また、通常総会の開催時期を考慮に入れ、役員の任期の末日を事業年度の末日の1～3ヶ月後にずらしておく、役員選任のための臨時総会を開催する手間を省くことが可能です。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、この法人が成立した日から〇年〇月〇日までとする。

法人の成立の日が規定した事業年度の末日を過ぎることのないよう、認証までの時間を考慮して定めます。過ぎるおそれがある場合は、次のとおり記載することもできます。  
《例》「…この法人が成立した日からこの法人が成立した日以後最初の3月31日まで…」

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	入会金	〇〇〇円	年会費	〇〇〇円
	団体	入会金	〇〇〇円	年会費	〇〇〇円
(2) 賛助会員	個人	入会金	〇〇〇円	年会費	〇〇〇円
	団体	入会金	〇〇〇円	年会費	〇〇〇円

正会員以外の会員について定める場合は、正会員と区別して記載します（第6条参照）。また、入会金及び年会費について定めている場合は、例え徴収しない場合でも、「0円」と記載します（第8条参照）。

## 《役員名簿の作成例》

役員名簿

特定非営利活動法人〇〇〇〇

「氏名」及び「住所又は居所」の欄は住民票どおりに記載します。

役名	氏名 <small>ふりがな</small>	住所又は居所	役員報酬の有無	備考
理事	栃木 花子 <small>とちぎ はなこ</small>	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	有	理事長
理事	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇郡〇〇町大字□□□〇〇番地〇	無	副理事長
理事	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	無	
理事	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	無	
理事	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	無	
監事	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	無	

定款の定めに従い、報酬を受ける役員には「有」、受けない役員には「無」と記載します。

※ 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「役員報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は3分の1以下でなければなりません。（法第2条第2項第1号ロ）

「役名」の欄には、法律上の役職名（「理事」又は「監事」のいずれか）を記載します。「理事長」や「副理事長」等、法人の定款等で定める役職名は「備考」欄に記載します。

※ 理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上としなければなりません（法第15条）。

※ 理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者若しくは3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができます（法第21条）。

## 《誓約及び就任承諾書の作成例》

就任を承諾した日（設立総会開催日から申請書提出日までの間）を記載します。 → ○○年○○月○○日

特定非営利活動法人○○○○ 御中

「住所又は居所」及び「氏名」の欄は、住民票どおりに記載します。 → 住所又は居所 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号  
氏名 栃木 花子

誓約及び就任承諾書

私は、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び第21条の規定に違反しないことを誓約し、特定非営利活動法人○○○○の理事に就任することを承諾します。

「監事」の場合は、下線の部分を「監事」と記載します。 → 第20条 欠格事由（p6参照）  
第21条 親族規定（p6参照）

原本は法人で保管すべきものです。

コピーしたものを栃木県（権限移譲市町）に提出してください。原本証明は不要です。

## 《社員名簿の作成例》

役員を社員名簿に記載する場合は「氏名」及び「住所又は居所」の欄は住民票どおりに記載します。

法における社員（議決権を有するもの）が 10 名以上いるのか確認するための書面です。社員全員の名簿ではありませんので、名簿には最低 10 名を記載すれば足够了。

社員のうち 10 人以上の者の名簿

特定非営利活動法人〇〇〇〇

No.	氏 名	住 所 又 は 居 所
1	〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
2	〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇郡〇〇町大字□□□〇〇番地〇
3	〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
4	〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
5	〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
6	〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
7	〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
8	〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
9	〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
10	株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号

団体会員を記載する場合は、「氏名」の欄に「団体名」、「代表者の肩書き」及び「代表者名」を記載します。「住所又は居所」の欄には「団体の所在地」を記載します。

## 《確認書の作成例》

栃木県知事 様 (権限移譲市町の長)	設立総会開催以降の日を記載します。 → ○○年○○月○○日
	設立代表者の「住所又は居所」及び「氏名」は住民票どおりに記載 します。 ↓ 特定非営利活動法人○○○○ 設立代表者 住所又は居所 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号 氏名 栃木 花子

確 認 書

当団体は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、○○年○○月○○日に開催された設立総会において確認しました。

## 《設立趣旨書の作成例》

設立趣旨書

1 趣旨

法人を設立する必要性や設立に至った動機、取り組んできた活動内容などを記載  
します。

2 申請に至るまでの経過

○○年○○月○○日	法人設立のための準備会発足
○○月○○日	設立準備会の開催
○○月○○日	設立準備会の開催
○○年○○月○○日	設立総会の開催

○○年○○月○○日 ← 設立総会開催以降の日を記載します。

特定非営利活動法人○○○○

設立代表者の「氏名」は住民票どおり  
に記載します。 → 設立代表者 氏名 栃木 花子

## 《設立総会議事録の作成例》

### 特定非営利活動法人〇〇〇〇設立総会議事録

1 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時から〇〇時まで

2 場 所 栃木県〇〇市〇〇町〇番〇号

3 出席者数 〇〇名（うち表決委任者〇名、書面表決者〇名）

4 審議事項

(1) 法人の設立について

(2) 定款の制定について

(3) 役員を選出について

(4) 法人が特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することの確認について

(5) 設立初年度及び翌年度の事業計画書について

(6) 設立初年度及び翌年度の活動予算書について

(7) 〇〇〇〇について

(8) 申請書類の字句の修正の〇〇〇〇への委任について

5 議事の経過の概要及び議決の結果

定刻に至り、司会者〇〇〇〇が開会を宣言し、本日の設立総会の議長の選出を諮ったところ、満場一致で、〇〇〇〇が議長に選任された。

審議の前に、議長が、議事録署名人について諮ったところ、満場一致で、〇〇〇〇及び〇〇〇〇の両名が議事録署名人に選任された。

(1) 法人の設立について

議長は、「設立趣旨書」を設立発起人〇〇〇〇に朗読させ、「特定非営利活動法人〇〇〇〇」の設立に至る経緯を説明させた後、特定非営利活動法人を設立することについて、出席者に諮ったところ、異議無く満場一致で可決決定された。

(2) 定款の制定について

議長は、「定款（案）」を〇〇〇〇に朗読させるとともに、その内容を説明させた後、これを出席者に諮ったところ、異議無く満場一致で、原案のとおり可決決定された。

(3) 役員を選出について

議長は、「役員名簿（案）」について〇〇〇〇に説明させた後、これを出席者に諮ったと

↑  
表決委任者、書面表決者等がある場合は、それがわかるように記載します。

ころ、異議無く満場一致で、原案のとおり可決決定された。

- (4) 法人が特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することの確認について

議長は、〇〇〇〇に説明させた後、これを出席者に諮ったところ、異議無く満場一致で、確認された。

- (5) 設立初年度及び翌年度の事業計画書について

議長は、「事業計画書（案）」について〇〇〇〇に説明させた後、これを出席者に諮ったところ、異議無く満場一致で、原案のとおり可決決定された。

- (6) 設立初年度及び翌年度の活動予算書について

議長は、「活動予算書（案）」について〇〇〇〇に説明させた後、これを出席者に諮ったところ、異議無く満場一致で、原案のとおり可決決定された。

- (7) 〇〇〇〇について

議長は、「〇〇〇〇（案）」について〇〇〇〇に説明させた後、これを出席者に諮ったところ、異議無く満場一致で、原案のとおり可決決定された。

- (8) 申請書類の字句の修正の〇〇〇〇への委任について

議長は、「申請書類の字句の修正の〇〇〇〇への委任（案）」について〇〇〇〇に説明させた後、これを出席者に諮ったところ、異議無く満場一致で、原案のとおり可決決定された。

以上をもって設立総会の議案全部の審議を終了したので、議長は〇時閉会を宣言した。

以上の議決を明確にするため、議長並びに議事録署名人は、次に署名する。

〇年〇月〇日

議長 〇〇〇〇

議事録署名人 〇〇〇〇

同 〇〇〇〇

原本は法人で保管すべきものです。

コピーしたものを栃木県（権限移譲市町）に提出してください。原本証明は不要です。

## 《事業計画書の作成例》

〇〇年度 事業計画書  
(法人成立の日から〇年〇月〇日まで)

定款で定める事業  
年度を記載します。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

### 1 事業実施の方針

環境に関する情報提供や各種イベント・講座の開催及び協力、環境問題を考えるため、身近なところからできる環境改善の啓発活動などを展開する。

また、環境館の管理・運営を受託し、来館者へのサービスの提供の向上や多くの人に環境問題に興味を持ってもらえるような事業の企画運営を行う。

実施予定の事業について、もれなく記載します。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	予算額(千円)
1 循環型社会推進に関する普及啓発活動	①ゴミ減量推進のためのチラシ作成・配付	1回	事務所	職員1名	地域住民	20
	②リサイクル推進パンフレット	150部	講演会会場等	同上	県民	
	③「もったいない!活動」講演会の実施	11月	コミュニティセンター	職員2名 ボランティア数名	地域住民	100
2 環境施設の管理・運営	①環境館の管理・運営	通年	環境館	職員3名	県民対象	7,500
3 環境に関する情報の収集・提供	①ホームページの開設	通年	事務所	職員1名	県民等	30
	②「もったいない運動」普及のための機関誌の発行	年2回	同上	職員1名	地域住民	40

定款の「事業の種類」に定める事業名を記載します。

事業内容はできるだけ詳細に記載してください。

予算額の合計は、活動予算書の経常費用のうちの事業費計と一致します。

#### (2) その他の事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	予算額(千円)
1 チャリティイベント事業	①チャリティコンサート、模擬店の開催	10月上旬	総合運動公園	職員2名 ボランティア数名	60
2 リサイクル品の修理、販売	②リサイクル品の修理、販売	通年	環境館	職員2名	0

「その他の事業」を行わない場合は記載不要です。

《活動予算書の作成例 1》 特定非営利活動に係る事業のみを行う法人の場合

法人成立初年度の場合は「法人成立の日から」となります。

〇〇年度 活動予算書  
(〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで)

定款で定める事業年度を記載します。

科目は参考例です。法人の活動によって、必要な科目を設定してください (p 65~68 参照)。

特定非営利活動法人〇〇〇〇  
(単位：円)

科 目	金 額		
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××		
.....	×××	×××	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		
.....	×××	×××	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		
.....	×××	×××	
4. 事業収益			
〇〇事業収益	×××		
△△事業収益	×××		
.....	×××	×××	
5. その他収益			
受取利息	×××		
雑収益	×××		
.....	×××	×××	
<b>経常収益計</b>			×××
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
<b>人件費計</b>	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
<b>その他経費計</b>	×××		
<b>事業費計</b>		×××	

管理費には法人が活動する上で事業費以外の法人運営に必要な経費が該当します。構成員相互の利益（共益）を目的とする活動は特定非営利活動ではありませんので、例えば、総会や理事会の開催、役員の研修や会員間のための会報などに係る経費は「管理費」に計上します。

2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
管理費計		×××	
経常費用計			×××
当期経常増減額			×××
当期正味財産増減額			×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載します。

法人成立初年度は「設立時正味財産額」と記載し、設立時の財産額を記載します。  
 法人成立の翌事業年度は、「前期繰越正味財産額」と記載し、前事業年度活動予算書の「次期繰越正味財産額」の金額を記載します。

## 《活動予算書の作成例2》 その他の事業を行う法人の場合

法人成立初年度の場合は「法人成立の日から」となります。

〇〇年度 活動予算書  
(〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで)

定款で定める事業年度を記載します。

科目は参考例です。法人の活動によって、必要な科目を設定してください。(p65~68 参照)

特定非営利活動法人〇〇〇〇  
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計	
<b>I 経常収益</b>				
1. 受取会費		その他の事業を実施しない年度の場合は、金額の欄にはゼロを記載します。		
正会員受取会費	×××		×××	
賛助会員受取会費	×××		×××	
.....	×××		×××	
2. 受取寄附金				
受取寄附金	×××		×××	
.....	×××		×××	
3. 受取助成金等				
受取民間助成金	×××		×××	
.....	×××		×××	
4. 事業収益				
〇〇事業収益	×××		×××	
△△事業収益		×××	×××	
.....	×××		×××	
5. その他収益				
受取利息	×××		×××	
雑収益	×××		×××	
.....	×××		×××	
<b>経常収益計</b>	×××	×××	×××	
<b>II 経常費用</b>				
1. 事業費				
(1) 人件費		人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載します。		
役員報酬	×××		×××	×××
給料手当	×××		×××	×××
法定福利費	×××		×××	×××
退職給付費用	×××			×××
福利厚生費	×××		×××	×××
.....	×××			×××
<b>人件費計</b>	×××		×××	×××
(2) その他経費				
会議費	×××		×××	×××
旅費交通費	×××		×××	
減価償却費	×××		×××	
支払利息	×××		×××	
.....	×××	×××	×××	
<b>その他経費計</b>	×××	×××	×××	
<b>事業費計</b>	×××	×××	×××	

管理費には法人が活動する上で事業費以外の法人運営に必要な経費が該当します。構成員相互の利益（共益）を目的とする活動は特定非営利活動ではありませんので、例えば、総会や理事会の開催、役員の研修や会員間のための会報などに係る経費は「管理費」に計上します。

2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		×××
給料手当	×××		×××
法定福利費	×××		×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××		×××
.....	×××		×××
人件費計	×××		×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××		×××
その他経費計	×××		×××
管理費計	×××		×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××
経理区分振替額	×××	△×××	×××
当期正味財産増減額	×××	×××	×××
前期繰越正味財産額	×××	×××	×××
次期繰越正味財産額	×××	×××	×××

人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載します。

その他の事業の収益は特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。

法人成立初年度は「設立時正味財産額」と記載し、設立時の財産額を記載します。  
 法人成立の翌事業年度は、「前期繰越正味財産額」と記載し、前事業年度活動予算書の「次期繰越正味財産額」の金額を記載します。

### 3 申請書類の補正に係る提出書類

法人の設立認証申請のため提出した書類に不備があった場合は、軽微なもの（誤記や計算違いなどの明白な誤り）に限り、所轄庁が申請書を受理した日から1週間未満であれば補正することができます。

申請書類を補正する際に提出する書類は次のとおりです。

提出書類	部数	参照ページ
① 補正書（別記様式第2号）	1	下記
② 補正後の書類	※	—

※補正した後の書類を、それぞれ当初の提出部数と同じ部数添付してください。（補正のない書類の再提出は不要です。）

#### 《補正書の記載例》

別記様式第2号（第4条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様  
（権限移譲市町の長）

申請者の住所、氏名、電話番号は「設立認証申請書」（p29参照）どおりに記載します。

住所又は居所 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号  
申請者 氏名 栃木 花子  
電話番号 028-623-3422

補正書

補正する書類の名称を記載します。

〇〇年〇〇月〇〇日に申請した[〇〇年度活動予算書]について不備があったので、特定非営利活動促進法第10条第4項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、提出します。

	補正前	補正後
補正の内容	「経常収益計」の額 ×××円	「経常収益計」の額 〇〇〇円
補正の理由	計算違いにより記載金額に誤りがあったため	

備考

- 申請者が特定非営利活動法人である場合は、申請者の「住所又は居所」欄には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」欄には「特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- [ ]内には、申請書の補正である場合はその申請書の名称を、申請書に添付された書類である場合はその書類の名称等を、記載すること。
- 「補正の内容」の欄には、補正しようとする申請書等について、変更前と変更後の違いを明らかにして記載すること。

## 4 法人設立登記・設立登記完了の届出に係る提出書類

法人設立の認証書を受け取った団体は、その認証書が到達した日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局（栃木県においては、宇都宮地方法務局本局）において、NPO法人の設立登記をしなければなりません（法第7条第1項、組合等登記令第2条第1項）。

登記事項及び登記申請書の記載事項・添付書類については次ページを参照ください。

設立登記をした法人は、遅滞なく、「設立登記完了届出書」を栃木県（権限移譲市町）に提出しなければなりません（法第13条第2項）。

設立登記完了の届出の際に提出する書類は、次のとおりです。

提出書類	部数 ※	参照ページ
① 設立登記完了届出書（別記様式第3号）	1	下記
② 登記事項証明書	1	—
③ 財産目録	1	57

※ 部数は権限移譲市町によって異なる場合がありますので、事前に各市町担当課にご確認ください。（p189参照）

### 《設立登記完了届出書の記載例》

別記様式第3号（第5条関係）	
	〇〇年〇〇月〇〇日
栃木県知事 様 (権限移譲市町の長)	
主たる事務所の所在地	栃木県宇都宮市昭和2丁目2番7号
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 〇〇〇〇
代表者の氏名	理事長 栃木 花子
電話番号	028-623-3422
設立登記完了届出書	
設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、届け出ます。	

### 《登記事項について》

登記する書類は次のとおりです。（組合等登記令第2条第2項）

- ①目的及び業務
- ②名称
- ③事務所の所在場所
- ④代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

### 《登記申請書の記載事項と添付書類について》

登記申請書の記載書類は次のとおりです。

- ①申請人の氏名及び住所
- ②代理人によって申請するときは、その氏名及び住所
- ③登記の事由
- ④登記すべき事項
- ⑤所轄庁の認証書の到達した年月日
- ⑥申請年月日
- ⑦登記所の表示

登記申請書の添付書類は次のとおりです。

- ①定款
- ②設立認証書
- ③代表権を有する理事の就任承諾書
- ④代理人によって申請するときは、委任状

申請書に添付した書類は、原本の還付を請求することができます。

理事が申請書又は委任状に印鑑を押印する場合は、登記所に提出した印鑑を押印しなければなりません。印鑑の提出は、印鑑届書により行います。印鑑届書には、市町村長が作成した3か月以内の印鑑証明書を添付する必要があります。

登記申請書が複数ページになる場合は、各ページの綴り目に契印を押す必要があります。契印は、登記申請書に押印した印鑑（理事が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。

申請方法等については詳しくは、法務局へお問い合わせください。

- 法務局ホームページ 「商業・法人登記申請手続」

[https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-1.html#4-1](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html#4-1)

## 《財産目録の作成例》

登記事項証明書に記載してある  
法人設立の年月日を記載します。

設立の時の財産目録  
(〇〇年〇〇月〇〇日現在)

特定非営利活動法人〇〇〇〇  
(単位：円)

科 目	金 額		
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	×××		
〇〇銀行普通預金	×××		
未収金			
〇〇事業未収金	×××		
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	×××		
応接セット	×××		
歴史的資料	評価せず		
.....	×××		
有形固定資産計	×××		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
財務ソフト	×××		
.....	×××		
無形固定資産	×××		
(3) 投資その他の資産			
敷金	×××		
〇〇特定資産	×××		
〇〇銀行定期預金	×××		
.....	×××		
投資その他の資産計	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金			
事務用品購入代	×××		
.....	×××		
預り金			
源泉所得税預り金	×××		
前受民間助成金	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2. 固定負債			
長期借入金	×××		
〇〇銀行借入金	×××		
退職給付引当金	×××		
.....			
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
正味財産			×××

金銭評価ができない  
資産については、「評価  
せず」と記載するこ  
とができます。

「資産合計」 = 「負債  
合計」 + 「正味財産」  
となります。

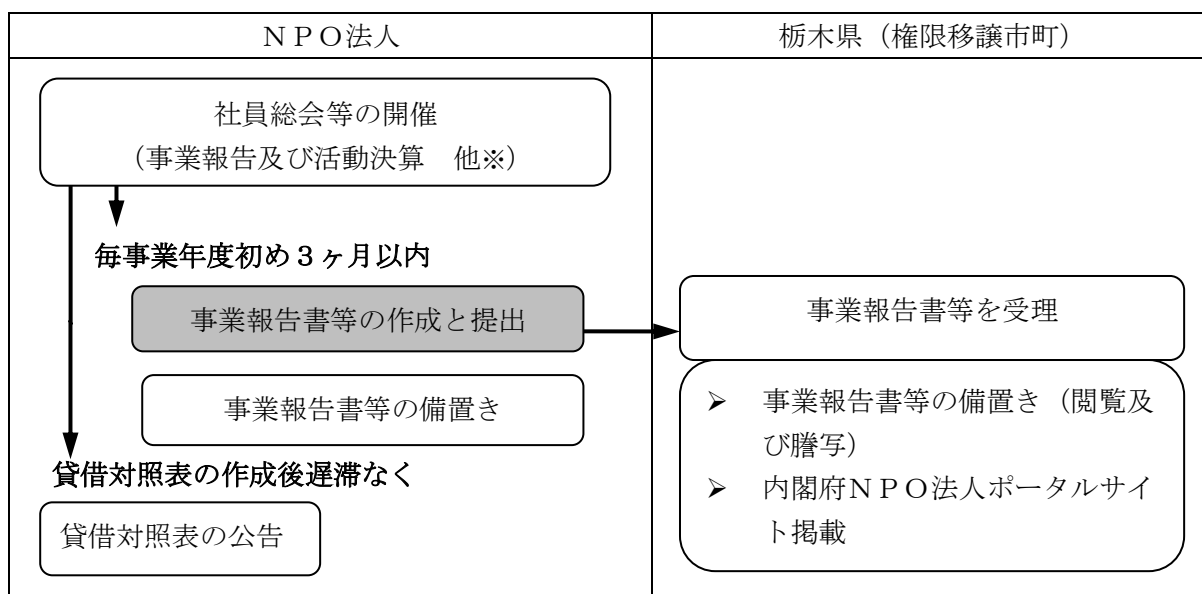
## 第2節 事業報告書等の作成と貸借対照表の公告

### 1 事業報告書等作成及び提出と貸借対照表の公告の流れ

NPO法人の活動が、市民の共感と参加に支えられ発展していくためには、法人自らの積極的な情報開示が望まれます。本手引き第1章「4 NPO法人の情報公開」(p15参照)で記載したとおり、必ず行わなくてはならないさまざまな情報開示が法に定められています。その中の一つとして、前事業年度の事業報告書等を毎事業年度初め3ヶ月以内に作成し、当該NPO法人のすべての事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出しなくてはならないと定められています(法第28条第1項、第29条)。

事業報告書の作成及び所轄庁への提出は、重要なNPO法人の責務であるため、事業報告書等の提出が3年以上にわたって行われなときは、所轄庁は設立の認証を取り消すことができることとされています(法第43条第1項)。

また、NPO法人は、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、貸借対照表を公告(p82参照)しなければなりません(法第28条の2)。



※総会等で役員選任の決議があった場合は、遅滞なく「役員の変更等の届出」を栃木県(権限移譲市町)へ行わなければなりません(p84参照)。なお、「再任」の場合でも届出が必要です。

#### 「貸借対照表の公告(法第28条の2)」と「資産の総額の登記(組合等登記令)」

平成28年6月の法改正により、NPO法人の「貸借対照表の公告」に関する規定が追加されたことにより、「資産の総額の登記」については、組合等登記令が改正され、登記事項から削除されました。

## 2 事業報告等に係る提出書類

事業報告等に係る栃木県（権限移譲市町）への提出書類は次のとおりです。

提出書類		部数 ※	参照ページ
① 事業報告書等提出書（別記様式第8号）		1	下記
② 事業報告書	計算書類 事業報告書等	1	60
③ 活動計算書		1	61
④ 貸借対照表		1	69
⑤ 計算書類の注記		1	72
⑥ 財産目録		1	76
⑦ 年間役員名簿（前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）		1	80
⑧ 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面）		1	81

※ 部数は権限移譲市町によって異なる場合がありますので、事前に各市町担当課にご確認ください。（p189参照）

### ＜事業報告書等提出書の記載例＞

別記様式第8号（第10条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様  
（権限移譲市町の長）

主たる事務所の所在地 栃木県宇都宮市昭和2丁目2番7号  
 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 〇〇〇〇  
 代表者の氏名 理事長 栃木 花子  
 電話番号 028-623-3422

設立初年度は、法人  
成立の日（登記日）を  
記載します。

事業報告書等提出書

前事業年度（〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

## 《事業報告書の作成例》

設立初年度の場合は、「法人成立の日」からとなります。

〇〇年度 事業報告書  
 (〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで)

定款で定める事業年度を記載します。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

どのような事業を実施し、どのような成果があったかを具体的に記載してください。

### 1 事業実施の成果

地域住民を対象とする環境に関する情報提供や各種イベント・講座を開催したことで、身近な環境問題について理解を深めてもらうことができた。また、環境館の管理・運営を受託し、多くの人に環境問題に興味を持ってもらえるような事業を企画・実施した。来館者へのサービス向上にも努めた結果、前年度よりも来館者数が1,000人増加した。次事業年度も親しみのある環境館づくりをめざして、魅力ある講座を企画・実施する。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
1 循環型社会推進に関する普及啓発活動	① ゴミ減量推進のためのチラシ作成・配付	1回	事務所	職員1名	地域住民	25
	② リサイクル推進パンフレット	150部	講演会会場等	同上	県民	
	③ 「もったいない!活動」講演会の実施	11月1日	コミュニケーションセンター	職員2名 ボランティア数名	地域住民100人	90
2 環境施設の管理・運営	① 環境館の管理・運営	通年	環境館	職員3名	県民対象	7,560
3 環境に関する情報の収集・提供	① ホームページの開設	通年	事務所	職員1名	県民等	25
	② 「もったいない運動」普及のための機関誌の発行	9月1日 2月1日	同上	職員1名	地域住民	35

定款に定める「事業の種類」をすべて記載します。

事業内容はできるだけ詳細に記載してください。

事業費の合計は、活動計算書の経常費用のうち事業費計と一致させます。

#### (2) その他の事業

定款の「事業の種類」に「その他の事業」が無い場合は記載不要です。

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	事業費の金額(千円)
1 チャリティイベント事業	① チャリティコンサート、模擬店の開催	10月1日	総合運動公園	職員2名 ボランティア数名	55
2 リサイクル品の修理、販売	② リサイクル品の修理、販売	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし

当該年度の実施がない場合でも「事業名」及び「事業内容」を記載し、「実施日時」等については「実施なし」と記載してください。

活動計算書の作成方法を詳しく知りたいとき

活動計算書の作成方法については、「NPO法人会計基準協議会」が運営する下記のホームページに詳しく解説が掲載されています。

➤ みんなで使おう！NPO法人会計基準 <https://www.npokaikeikijun.jp>

《活動計算書の作成例 1》 特定非営利活動に係る事業のみを行う法人の場合

設立初年度の場合は、「法人成立の日」からとなります。

〇〇年度 活動計算書  
(〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで)

定款で定める事業年度を記載します。

科目は参考例です。法人の活動によって、必要な科目を設定してください（p 65～68 参照）。

特定非営利活動法人〇〇〇〇  
(単位：円)

科 目	金 額		
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××		
.....	×××	×××	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		
施設等受入評価益	×××	×××	
ボランティア受入評価益	×××		
.....	×××	×××	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××	×××	
.....	×××		
4. 事業収益			
〇〇事業収益	×××		
△△事業収益	×××	×××	
.....	×××		
5. その他収益			
受取利息	×××	×××	
雑収益	×××		
.....			
経常収益計			×××
<b>II 経常費用</b>			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
ボランティア評価費用	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....			
人件費計	×××		

(2) その他経費				
会議費	×××			
旅費交通費	×××			
施設等評価費用	×××			
減価償却費	×××			
支払利息	×××			
.....				
その他経費計	×××			
事業費計			×××	
<p>管理費には法人が活動する上で事業費以外の法人運営に必要な経費が該当します。構成員相互の利益（共益）を目的とする活動は特定非営利活動ではありませんので、総会や理事会の開催、役員研修や会員間のための会報などに係る経費は「管理費」に計上します。</p>				
2 管理費				
(1) 人件費				
役員報酬	×××			
給料手当	×××			
法定福利費	×××			
退職給付費用	×××			
福利厚生費	×××			
.....				
人件費計	×××			
(2) その他経費				
会議費	×××			
旅費交通費	×××			
減価償却費	×××			
支払利息	×××			
.....				
その他経費計	×××			
管理費計			×××	
経常費用計				×××
当期経常増減額				×××
Ⅲ 経常外収益				
1. 固定資産売却益			×××	
.....			×××	
経常外収益計				×××
Ⅳ 経常外費用				
1. 過年度損益修正損			×××	
.....			×××	
経常外費用計				×××
当期正味財産増減額				×××
前期繰越正味財産額				×××
次期繰越正味財産額				×××

「人件費」と「その他経費」に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載します。

「経常外収益」「経常外費用」には法人の通常の活動以外によって生じるものや臨時的な収益・費用を記載します。該当がない場合は省略できます。

法人成立初年度の場合は「設立時正味財産額」となります。

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」の金額を記載します。  
 設立初年度の場合は設立時の財産目録の「正味財産」の金額を記載します。

貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致します。

## 《活動計算書の作成例2》 その他の事業を行う法人の場合

設立初年度の場合は、「法人成立の日」からとなります。

〇〇年度 活動計算書  
(〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで)

定款で定める事業年度を記載します。

科目は参考例です。法人の活動によって、必要な科目を設定してください。(p65~68 参照)

特定非営利活動法人〇〇〇〇  
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費		その他の事業を実施しない年度の場合は、金額の欄にはゼロを記載します。	
正会員受取会費	×××		×××
賛助会員受取会費	×××		×××
.....	×××		×××
2. 受取寄附金	×××		
受取寄附金			
施設等受入評価益	×××		×××
ボランティア受入評価益	×××		×××
.....			
3. 受取助成金等	×××		
受取民間助成金	×××		
.....			
4. 事業収益	×××		
〇〇事業収益		×××	
△△事業収益	×××		
.....			
5. その他収益	×××		
受取利息	×××		
雑収益	×××		
.....			
<b>経常収益計</b>	×××	×××	×××
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××	×××	×××
給料手当	×××	×××	×××
法定福利費	×××	×××	×××
ボランティア評価費用	×××		×××
退職給付費用	×××	×××	×××
福利厚生費	×××		×××
.....			
<b>人件費計</b>	×××	×××	×××
(2) その他経費			
会議費	×××	×××	×××
旅費交通費	×××		×××
施設等評価費用	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××	×××	×××
<b>その他経費計</b>	×××	×××	×××
<b>事業費計</b>	×××	×××	×××

管理費には法人が活動する上で事業費以外の法人運営に必要な経費が該当します。構成員相互の利益（共益）を目的とする活動は特定非営利活動ではありませんので、総会や理事会の開催、役員の研修や会員間のための会報などに係る経費は「管理費」に計上します。

2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		×××
給料手当	×××		×××
法定福利費	×××		×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××		×××
.....	×××		×××
人件費計	×××		×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××		×××
その他経費計	×××		×××
管理費計	×××		×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	×××		
.....	×××		
経常外収益計	×××		×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	×××		
.....	×××		
経常外費用計	×××		×××
経理区分振替額	×××	△×××	×××
当期正味財産増減額	×××	×××	×××
前期繰越正味財産額	×××	×××	×××
次期繰越正味財産額	×××	×××	×××

「人件費」と「その他経費」に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載します。

「経常外収益」「経常外費用」には法人の通常の活動以外によって生じるものや臨時的な収益・費用を記載します。該当がない場合は省略できます。

その他の事業の収益は特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。

法人成立初年度の場合は「設立時正味財産額」となります。

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」の金額を記載します。  
 設立初年度の場合は設立時の財産目録の「正味財産」の金額を記載します。

貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致します。

## 活動計算書（活動予算書）の科目例

下記の勘定科目は、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。法人の活動にあわせて、選択または適宜追加して活動計算書を作成してください。

勘定科目	科目の説明
<b>I 経常収益</b>	
1. 受取会費	
正会員受取会費	確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上します。
賛助会員受取会費	対価性が認められず明らかに贈与と認められるものや、それを含む場合があり、認定（特例認定）におけるPSTの判定時に留意が必要です。
2. 受取寄付金	
受取寄付金	確実に入金されることが明らかになった場合に計上します。
資産受贈益	無償又は著しく低い価格で現物資産の提供を受けた場合の時価による評価差益。「NPO法人会計基準」において、その取得時における公正な評価額を取得価額としています。公正な評価額としては、市場価格によるほか、専門家による鑑定評価額や、固定資産税評価額等を参考に合理的に見積もられた価額等が考えられます。
施設等受入評価益	受け入れた無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、施設等評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上します。
ボランティア受入評価益	提供を受けたボランティアからの役務の金額を、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、ボランティア評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上します。（p 77 参照）
3. 受取助成金等	
受取助成金	補助金や助成金の交付者の区分によって受取民間助成金、受取国庫補助金等に区分することができます。
受取補助金	
4. 事業収益	事業の種類ごとに区分して表示することができます。
売上高	販売用棚卸資産の販売やサービス（役務）の提供などにより得た収益。
〇〇利用会員受取会費	サービス利用の対価としての性格をもつ会費。
5. その他収益	
受取利息	
為替差益	為替換算による差益。なお為替差損がある場合は相殺して表示します。
雑収益	いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要ではない収益。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくありません。
<b>II 経常費用</b>	
1. 事業費	

(1) 人件費	
役員報酬	役員に対する報酬等（使用人兼務分を除く。）のうち、事業に直接関わる部分。
給料手当	使用人兼務役員の使用人部分を含みます。
臨時雇賃金	
ボランティア評価費用	ボランティアの費用相当額。ボランティア受入評価益と併せて計上します。（p77 参照）
法定福利費	
退職給付費用	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15 年以内）で除した額を加算します。少額を一括して処理する場合も含まれます。
通勤費	給料手当、福利厚生費に含める場合もあります。
福利厚生費	
(2) その他経費	
売上原価	販売用棚卸資産を販売したときの原価。期首の棚卸高に当期の仕入高を加え期末の棚卸高を控除した額。
業務委託費	
諸謝金	講師等に対する謝礼金。
印刷製本費	
会議費	
旅費交通費	
車両費	車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできます。
通信運搬費	電話代や郵送物の送料等。
消耗品費	
修繕費	
水道光熱費	電気代、ガス代、水道代等。
地代家賃	事務所の家賃や駐車場代等。
賃借料	少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。
施設等評価費用	受け入れた無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、施設等受入評価益と併せて計上する方法を選択した場合に計上します。
減価償却費	
保険料	
諸会費	
租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望まれます。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて

	当期正味財産増減額を表示することが望まれます。
研修費	
支払手数料	
支払助成金	
支払寄付金	
支払利息	金融機関等からの借入れに係る利子・利息。
為替差損	為替換算による差損。なお、為替差益がある場合は相殺して表示します。
雑費	いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でないは費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくありません。
2. 管理費	
(1) 人件費	
役員報酬	役員に対する報酬等（使用人兼務分を除く。）のうち、運営管理に関わる部分。
給料手当	使用人兼務役員の使用人部分を含みます。
法定福利費	
退職給付費用	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれます。
通勤費	給料手当、福利厚生費に含める場合もあります。
福利厚生費	
(2) その他経費	
印刷製本費	
会議費	
旅費交通費	
車両費	車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできます。
通信運搬費	電話代や郵送物の送料等。
消耗品費	
修繕費	
水道光熱費	電気代、ガス代、水道代等。
地代家賃	事務所の家賃や駐車場代等。
賃借料	少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能です。
減価償却費	減価償却とは、固定資産の価値は時間の経過や使用によって減少していくという考えの下、貸借対照表に計上した固定資産の取得価額から、その使用期間（耐用年数）にわたって減額していく会計処理です。この減価償却の方法には、主に「定率法」、「定額法」等があり、法人税法施行令第48条、同第48条の2及び同第133条を参

	考とし、適用方法を選択します。
保険料	
諸会費	
租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望まれます。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望まれます。
支払手数料	
支払利息	金融機関等からの借入れに係る利子・利息。
雑費	いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要ではない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくありません。
III 経常外収益	
固定資産売却益	
過年度損益修正益	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。
IV 経常外費用	
固定資産除・売却損	
災害損失	
過年度損益修正損	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。会計基準を変更する前事業年度以前に減価償却を行っていない資産を一括して修正処理する場合などに用います。減価償却費だけの場合は、「過年度減価償却費」の科目を使うこともできます。
V 経理区分振替額	
経理区分振替額	その他の事業がある場合の事業間振替額

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄付金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示し、当該寄付金等を後者に計上することが望まれます。

当該寄附金（補助金・助成金）の用途等が解除された場合等には、「一般正味財産増減の部」に「受取寄付金（補助金・助成金）振替額」を、「指定正味財産増減の部」に「一般正味財産への振替額（△）」を勘定科目として記載します。

(一般正味財産増減の部)

I 経常収益

1. 受取寄付金

受取寄付金振替額 ×××

.....

II 経常費用

2. 事業費

援助用消耗品費 ×××

(指定正味財産増減の部)

受取寄付金 ○○○

.....

一般正味財産への振替額 △×××

用途等の制約が解除されたことによる指定正味財産から一般正味財産への振替額

「受取寄付金振替額」と同額をマイナス計上

# 《貸借対照表の作成例》

〇〇年度 貸借対照表  
(〇〇年〇〇月〇〇日現在)

法人が定款で定める事業年度の末日を記載しま

特定非営利活動法人〇〇〇〇  
(単位：円)

科 目	金 額	
<b>I 資産の部</b>		
1. 流動資産		
現金預金	×××	
未収金	×××	
.....	×××	
流動資産合計		×××
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車輜運搬具	×××	
什器備品	×××	
.....	×××	
有形固定資産計		×××
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア	×××	
.....	×××	
無形固定資産		×××
(3) 投資その他の資産		
敷金	×××	
〇〇特定資産	×××	
.....	×××	
投資その他の資産計		×××
固定資産合計		×××
資産合計		×××
<b>II 負債の部</b>		
1. 流動負債		
未払金	×××	
前受民間助成金	×××	
.....	×××	
流動負債合計		×××
2. 固定負債		
長期借入金	×××	
退職給付引当金	×××	
.....	×	
固定負債合計		×××
負債合計		×××
<b>III 正味財産の部</b>		
前期繰越正味財産	×××	
当期正味財産増減額	×××	
正味財産合計		×××
負債及び正味財産合計		×××

科目は参考例です。法人の活動によって、必要な科目を設定してください。  
(p 70~71 参照)

電話番号や車輜登録番号、預貯金口座番号は記載不要です。

「資産合計」と「負債及び正味財産合計」は金額が一致します。

借入金の手当方の個人名は記載不要です。

法人成立初年度の場合は「設立時正味財産額」となります。

前事業年度の貸借対照表の「正味財産合計」の金額を記載します。  
設立初年度の場合は設立時の財産目録の「正味財産」の金額を記載します。

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致します。

## 貸借対照表の科目例

下記の勘定科目は、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。法人の活動にあわせて、選択または適宜追加して貸借対照表を作成してください。

勘定科目	科目の説明
<b>I 資産の部</b>	
1. 流動資産	通常1年以内の近い将来に現金化されたり、使われたりすることが予測される資産をいいます。
現金預金	手元にある現金、預金口座にある預金。
未収金	商品の販売によるものも含まれます。
棚卸資産	商品、貯蔵品等として表示することもできます。
短期貸付金	返済期限が事業年度末から1年以内の貸付金。
前払金	法人が支出したもので、いまだ財やサービスの対価を得ていないもの。
仮払金	法人が支出したもので、その支出目的、最終的な支出金額が確定していないもの。
立替金	法人が、取引先や役員、従業員等が負担すべき金銭を一時的に立て替えたときに計上する。
〇〇特定資産	目的が特定されている資産で流動資産に属するもの。目的を明示します。
貸倒引当金(△)	貸し倒れによる損失に備えて計上する準備金(△は控除科目を意味します。)
2. 固定資産	<p>固定資産とは、販売を目的としない資産で、かつ決算日後1年以内に現金化される予定のない長期にわたって保有する資産のことをいいます。</p> <p>実務上は、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第133条を参考とし、1年を超える期間において使用する10万円以上の資産を固定資産とみなすのが、一般的な目安となっています。ただし、この目安は、10万円未満のものについては費用処理(消耗品費として計上)ができるということであり、必ずしも固定資産として扱えないわけではなく、前述の要件に該当する資産については固定資産となり得る点に留意が必要です。</p>
(1) 有形固定資産	土地、建物等実体があり、長期にわたり事業用に使用する目的で保有する資産。
建物	建物付属設備を含みます。
構築物	塀や駐輪場等、建物以外で土地の上に定着したもの。
車両運搬具	カーナビやカーステレオ等、車両の付属備品を含みます。
什器備品	固定資産として計上する備品。
土地	
建設仮勘定	工事の前払金や手付金等、建設中又は制作中の固定資産。
(2) 無形固定資産	具体的な存在形態を持たないが、事業活動において長期間にわたり利用される資産。

ソフトウェア	購入あるいは制作したソフトの原価。
(3) 投資その他の資産	余裕資金の運用のための長期的外部投資や、貸付金等長期債権から構成される資産。
投資有価証券	長期に保有する有価証券。
敷金	返還されない部分は含みません。
差入保証金	返還されない部分は含みません。
長期貸付金	返済期限が事業年度末から1年を超える貸付金。
長期前払費用	前払費用のうち、1年を超える期間を経て費用となるもの。
〇〇特定資産	目的が特定されている資産で固定資産に属するもの。目的を明示します。
<b>II 負債の部</b>	
1. 流動負債	通常1年以内の短期間に支払い期限のくる債務。
短期借入金	返済期限が事業年度末から1年以内の借入金。
未払金	商品の仕入れによるものも含まれます。
前受金	支払いは受けているが、まだ商品やサービスの提供を行っていないもの。
仮受金	金銭等の受入があったが、その内容が明らかでない場合に一時的に処理するもの。
預り金	法人が取引先や従業員から一時的に預かったお金。給料から控除する源泉所得税や住民税、社会保険料等が該当します。
2. 固定負債	長期（1年超）で支払い期限のくる債務。
長期借入金	返済期限が事業年度末から1年を超える借入金。
退職給付引当金	退職給付見込額の期末残高。
<b>III 正味財産の部</b>	
1. 正味財産	
前期繰越正味財産	
当期正味財産増減額	

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄付金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「III 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」とに区分してそれぞれを勘定科目として表示し、当該寄附金等を前者に計上することが望まれます。

I 資産の部

1. 流動資産

.....

II 負債の部

.....

III 正味財産の部

1. 指定正味財産

指定正味財産合計

×××

2. 一般正味財産

一般正味財産合計

〇〇〇

用途等が制約された寄付金等の残高を記載

## 《計算書類の注記の作成例》

活動計算書及び貸借対照表の内容を補います。

計算書類の注記 ←

注記の作成例です。該当しない項目がある場合、その項目は記載不要ですが、下記に留意してください。

※必ず記載が必要な項目

- ・重要な会計方針（どの会計基準に基づいているか）

※複数の事業を実施している場合

- ・「事業別損益の状況」の作成は義務ではありませんが、市民への情報開示の促進の観点から作成することが望まれます。
- ・作成方法については、事業費のみの内訳を表示することも可能です。

### 1 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO 法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO 法人会計基準協議会）によっています。

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

.....

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定額法で償却しています。

減価償却の方法は、償却費が耐用年数に応じて毎年同一額となるように計算する方法（定額法）と、償却費が毎年一定の割合で遞減するように計算する方法（定率法）等があります。どの方法に基づいて作成したかを記載します。

#### (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末に発生していると認められる金額を計上しています。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しています。

- ・〇〇引当金

.....

施設の提供等の物的サービスの受け入れやボランティアの受け入れ（p77 参照）を活動計算書に計上したり、注記したりする場合には、その旨を記載します。

#### (4) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受け入れは、活動計算書に計上しています。

また計上額の算定方法は「4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

#### (5) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

#### (6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

消費税を購入価格や販売価格に含めて記帳する方法である「税込方式」と、消費税を支払ったり受け取ったりする都度、区分して経理する方法である「税抜方式」のどちらによっているかを記載します。

### 2 会計方針の変更

重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額を記載します。

### 3 事業別損益の状況

科目は参考例です。法人の活動計算書の科目と一致するように記載してください。

「管理部門」を省略し、事業費の内訳を記載することもできます。

(単位：円)

科目	〇〇事業	〇〇事業	〇〇事業	〇〇事業	事業部門計	管理部門	合計
<b>I 経常収益</b>							
1. 受取会費						×××	×××
2. 受取寄附金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
3. 受取助成金等	×××	×××	×××	×××	×××		×××
4. 事業収益	×××	×××	×××	×××	×××		×××
5. その他収益						×××	×××
経常収益計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
<b>II 経常費用</b>							
(1) 人件費							
役員報酬	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
給料手当	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
臨時雇賃金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
人件費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
(2) その他経費							
業務委託費	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
旅費交通費	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
経常費用計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

### 4 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

(単位：円)

内容	金額	算定方法
〇〇体育館の無償利用	×××	〇〇体育館使用料金表によっています。(1時間あたり〇円)

「事業部門計」「管理部門」、「合計」の欄の「経常費用計」の金額は、それぞれ活動計算書の「事業費計」、「管理費計」、「経常費用計」と一致します。

### 5 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

(単位：円)

内容	金額	算定方法
〇〇事業相談員 〇名×〇時間	×××	単価は栃木県最低賃金によっています。(〇円)

施設提供等の評価やボランティアの受入評価を注記に記載する場合、「合理的に算定できる場合」であることが必要です。

### 6 用途等が制約された寄附金等の内訳

p 78、79 参照

用途等が制約された寄附金等の内訳(正味財産の増減及び残高の状況)は以下のとおりです。

当法人の正味財産は×××円ですが、そのうち×××円は、下記のように使途が特定されています。

したがって使途が制約されていない正味財産は×××円です。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
〇〇地震被災者 援助事業	×××	×××	×××	×××	翌期に使用予定の支援用資金
〇〇財団助成 〇〇事業	×××	×××	×××	×××	助成金の総額は××円です。活動計算書に計上した額××円との差額××円は前受助成金として貸借対照表に負債計上しています。
〇〇自治体補助金	×	×××	×××	×	△△事業の補助金
合計	×××	×××	×××	×××	

対象事業及び実施期間が定められ、未使用額の返還義務が規定されている助成金・補助金を前受経理した場合、「当期増加額」には、活動計算書に計上した金額を記載します。助成金・補助金の総額並びに未使用額は「備考」欄に記載します（p 78、79 参照）。

## 7 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
無形固定資産						
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
投資その他の資産						
.....	×××	×××	×××	×××		×××
合計	×××	×××	×××	×××	△×××	×××

## 8 借入金の増減内容

(単位：円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	×××	×××	×××	×××
役員借入金	×××	×××	×××	×××
合計	×××	×××	×××	×××

## 9 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下のとおりです。

役員及びその近親者（2親等内の親族。配偶者や姻族も含みます。）並びにこれらの者が支配している法人との取引がある場合に注記をします。ただし、金額的に重要性に乏しい場合には必要ありません。

(単位：円)

科目	計算書類に計上された金額	内、役員との取引	内、近親者及び支配法人等との取引
(活動計算書)			
受取寄附金	×××	×××	
委託料	×××	×××	
活動計算書計	×××	×××	
(貸借対照表)			
未払金	×××	×××	
役員借入金	×××	×××	
貸借対照表計	×××	×××	

次の項目の記載は法人の任意です。

- ・役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払
- ・取引の相手方との関係、取引内容、取引条件等

10 その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項 重要性が高いと判断される場合に記載します。

・現物寄附の評価方法

現物寄附を受けた固定資産の評価方法は、固定資産税評価額によっています。

・事業費と管理費の按分方法

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当及び旅費交通費について従事割合に基づき按分しています。

・重要な後発事象

貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼすもの（例：自然災害等による重大な損害の発生、重要な係争事件の発生又は解決、主要な取引先の倒産等）について記載します。

〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇事業所が火災により消失したことによる損害額は××円、保険の契約金額は××円です。

・その他の事業に係る資産の状況

その他の事業に固有の資産で重要なもの及び特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産の残高状況について記載します。

その他の事業に係る資産の残高は、土地・建物が××円、棚卸資産が××円です。

特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産は土地・建物が××円です。

# 《財産目録の作成例》

〇〇年度 財産目録  
(〇〇年〇〇月〇〇日現在)

法人が定款で定める事業年度の末日を記載します。

特定非営利活動法人〇〇〇〇  
(単位：円)

科 目	金 額		
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	×××		
〇〇銀行普通預金	×××		
未収金			
〇〇事業未収金	×××		
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	×××		
応接セット	×××		
歴史的資料	評価せず		
.....	×××		
有形固定資産計		×××	
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア		×××	
財務ソフト		×××	
.....		×××	
無形固定資産		×××	
(3) 投資その他の資産			
敷金		×××	
〇〇特定資産		×××	
〇〇銀行定期預金		×××	
.....		×××	
投資その他の資産計		×××	
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金			
事務用品購入代	×××		
.....	×××		
預り金			
源泉所得税預り金	×××		
前受民間助成金	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2. 固定負債			
長期借入金	×××		
〇〇銀行借入金	×××		
退職給付引当金	×××		
.....			
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
正味財産			×××

金銭評価ができない資産については、「評価せず」と記載することができます。

電話番号や車両登録番号、預貯金口座番号は記載不要です。

「資産合計」=「負債合計」+「正味財産」となります。

借入金の相手方の個人名は記載不要です。

財産目録は貸借対照表の明細です。貸借対照表の正味財産合計と金額が一致します。

## 【計算書類等の作成に当たっての留意事項】

本手引きの記載例は、現段階においてNPO法人の望ましい会計基準とみなされる「NPO法人会計基準」をベースとした計算書類等の標準的な記載例です。計算書類の作成に当たっては、例えば現金預金以外に資産や負債がないようなNPO法人においては、「NPO法人会計基準」に示されている、より簡易な様式・記載例等を参考にして作成することも可能です。

<参考>みんなで使おう！NPO法人会計基準 <https://www.npokaikeikijun.jp>

### 1 事業費・管理費の費目別内訳、按分方法

第三者がNPO法人間の比較をしようとする場合やNPO法人のマネジメント等の観点から、事業費・管理費の費目別内訳の表示が望まれます。

事業費は、NPO法人が目的とする事業を行うために直接要する人件費及びその他経費をいいます。管理費は、NPO法人の各種の事業を管理するための費用で、総会及び理事会の開催運営費、管理部門に係る役職員の人件費、管理部門に係る事務所の賃借料及び光熱費等のその他経費をいいます。

事業費と管理費に共通する経費や複数の事業に共通する経費は、合理的に説明できる根拠に基づき按分してください。なお、重要性が高いと認められるものについては、いずれの按分方法によっているかを注記に記載することが望まれます。

#### ➤ 按分方法の例

按分方法	科目例
従事割合	給与手当、旅費交通費等
使用割合	通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等
建物面積比	水道光熱費、地代家賃、減価償却費、保険料等
職員数比	通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等

### 2 「ボランティアによる役務の提供」を受けた場合の取扱い

「NPO法人会計基準」では、ボランティアの受入れをした場合の会計処理について、次のように整理しています。

条 件	会計処理
活動の原価を算定するときに「どうしてもボランティアの労力を評価しないと不合理」と判断される場合	活動計算書に計上しないが、注記に記載することができる。※3
「合理的」に算定でき、かつ「客観的※2」に把握できる場合	注記に記載し、活動計算書にも計上することができる。※3 収益と費用に両建てされているものが判別できるよう、それぞれ「ボランティア受入評価益」及び「ボランティア評価費用」として明示し、その金額換算の根拠についても注記の「内容」及び「算定方法」で明確にする。
上記以外	会計的に評価しない。

※1「合理的」とは、「活動計算書作成者が利用者に対してその金額評価の根拠について十分説明可能な程度の水準にあること」をいいます。

※2「客観的」とは、「誰でも入手できる具体的な外部資料が存在する水準にあること」を

います。

※3 これらの考え方は、「することができる」ものであり、法人の考え方により、計上しないことも十分認められます。

#### 《金額換算の根拠や客観的な資料の具体例》

- 法人所在地における厚生労働省が公表している最低賃金（時間給）を従事時間数で乗じた額
- 専門職の技能等の提供によるボランティアに関して、その専門職の標準報酬額をベースに時間給を算定し、それに従事時間を乗じた額

#### 《計上する場合の基本的な考え方》

活動計算書に計上するかどうかの判断は法人の考え方によりますが、NPO会計基準では、「活動の原価を算定するときにどうしてもボランティアの労力を評価しないと不合理」と判断される場合に計上することを想定しています。つまり、ボランティアによる役務のすべてを対象とするものではなく、あくまで、「活動に原価の算定に必要なボランティアによる役務の提供」に限定されたものです。

具体例1 あるイベントで10人のボランティアを募集しましたが、20人のボランティアが集まってしまいました。帰ってもらわねにもいかないので、とりあえず20人全員に手伝っていただきました。

- 20人の人件費を計上すると、過大な費用計上と考えられます。

具体例2 法人の日常的な管理的な業務を、ボランティアに手伝ってもらっています。

- 日常的な管理業務などへのボランティアの労力提供を評価することは想定していません。

### 3 使途等が制約された寄附金や補助金等

#### (1) 使途等が制約された寄附金の取扱い

寄附金については、受け取ったときに「受取寄附金」として収益計上します。このうち使途等が制約された寄附金については、原則、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記に記載します。

なお、使途等が制約された寄附金で重要性が高い場合には、一般正味財産と指定正味財産を区分して表示することが望ましいと考えられます。これは、当期に使途の制約が解除された収益とそうでない収益を分けて表示したほうが、当該法人の財務状況・活動状況をよりの確に把握することができるからであり、複数事業年度にまたがらないものや、重要性が高くないものまで区分表示を求める必要はないと考えられます。

#### 《重要性が高いと判断される寄附金の例》

- 使途が震災復興に制約され、複数事業年度にまたがって使用することが予定されている寄附金
- 奨学金給付事業のための資産として、元本を維持して、あるいは漸次取り崩して給付に充てることを指定された寄附金

## (2) 対象事業及び実施期間が定められている補助金、助成金等

対象事業等が定められた補助金等は、使途等が制約された寄付金等として扱い、当期に使用した額は収益（受取補助金等）として活動計算書に計上し、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記で表示します。なお重要性が高い場合には、寄付金と同様に、正味財産を一般正味財産、指定正味財産に区分し、当該補助金等を指定正味財産に計上することが望まれます。

### 《計上の具体例》

例1 対象事業及び実施期間が定められ、かつ未使用額の返還義務が規定されている補助金について、全額交付された後、補助事業実施期間中に法人の事業年度末が到来した場合

- ▶ 活動計算書には使用済額を受取補助金、事業費用として計上しますが、未使用額は当期の収益に計上せず、貸借対照表の前受補助金として負債に計上します。
- ▶ 注記「使途等が制約された寄附金等の内訳」備考欄への記載  
「××事業用として交付を受けた補助金〇〇円のうち、未使用で返還義務のある△△円は前受補助金として負債に計上しています。」

例2 実施期間の終了時に補助金と対象事業の費用との間で、返還額が生じたとき

- ▶ 返還額を未払金として処理します。負債は返還時点で消滅します。

例3 交付金額は決定しているが、後払いの補助金で交付時期が法人の事業年度終了後の場合

- ▶ 活動計算書には事業に要した費用を受取補助金、事業費用として計上しますが、貸借対照表には未収補助金として収益に計上します。
- ▶ 注記「使途等が制約された寄附金等の内訳」備考欄への記載  
「××事業用として当期に交付の決定を受けた補助金〇〇円は、次期に入金予定です。」

## 4 会費の計上方法

会費とは、税務上、「サービス利用の対価又は会員たる地位にある者が会を成り立たせるために負担するもの」とされており、直接の反対給付がない経済的利益の供与である寄付金（例：いわゆる「賛助会費」）とは基本的に異なるものとされています。両者を区別して経理することが必要です。

なお、サービス利用の対価としての性格を持つもの（例えば「〇〇利用会員受取会費」等）に関しては、活動計算書において事業収益として計上します。

## 《年間役員名簿の作成例》

定款で定める事業年度を記載します。(役員の任期ではありません。)

前事業年度の年間役員名簿  
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

「氏名」及び「住所又は居所」の欄は住民票どおりに記載します。

記載例は、理事2名の交替があった場合の例です。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間	備考
理事	栃木 花子	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	3年4月1日 ～ 3年6月30日	3年4月1日 ～ 3年6月30日	理事長
理事	しもつけ 下野 太郎	〇〇県〇〇郡〇〇町大字□□□〇〇番地〇	3年7月1日 ～ 4年3月31日	3年7月1日 ～ 4年3月31日	理事長
理事	はなわだ 埴田 一郎	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	3年4月1日 ～ 3年6月30日	無	副理事長
理事	うつのみや 宇都宮 二郎	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	3年7月1日 ～ 4年3月31日	無	副理事長
理事	おやま 小山 昭和	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	3年4月1日 ～ 4年3月31日	無	
監事	やいた 矢板 武	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	3年4月1日 ～ 4年3月31日	無	

「役名」の欄には、法律上の役職名である「理事」又は「監事」のいずれかを記載します。「理事長」、「代表理事」等の、法人の定款で定めている役職名は、「備考」欄に記載します。

報酬を受け取る役員の場合は報酬を受けた期間を記載します。報酬を受けない役員の場合は「無」と記載します。  
※ 役員総数に対する報酬を受ける役員数の割合は3分の1以下でなければなりません。(法第2条第2項第1号ロ)

- 事業年度中に役員に就任している（就任していた）方全員の名簿です。事業年度途中の就任や辞任も、もれなく記載してください。
- 年度途中で役員の変更があった場合、当該変更について「役員変更等届出書」を提出したかを確認してください。（提出していない場合は、速やかに提出してください。）なお、全員が再任の場合でも「役員変更等届出書」の提出及び代表権を有する者に係る変更の登記が必要です（p84参照）。

## 《社員名簿の作成例》

法における社員（議決権を有するもの）が10名以上いるのか確認するための書面です。  
社員全員の名簿ではありませんので、名簿には最低10名を記載すれば足ります。

役員を社員名簿に記載する場合は「氏名」及び「住所又は居所」の欄は住民票どおりに記載します。

社員のうち10人以上の者の名簿  
(〇〇年〇〇月〇〇日)

当該事業年度の最終日を記載します。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

No.	氏 名	住 所 又 は 居 所
1	〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
2	〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇郡〇〇町大字□□□〇〇番地〇
3	〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
4	〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
5	〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
6	〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
7	〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
8	〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
9	〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
10	株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号

団体会員を記載する場合は、「氏名」の欄に「団体名」、「代表者の肩書き」及び「代表者名」を記載します。「住所又は居所」の欄には「団体の所在地」を記載します。

### 3 貸借対照表の公告

平成 28 年 6 月の法改正により、法第 28 条の 2 として新たに「貸借対照表の公告」に関する規定が追加されています。

貸借対照表は、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく公告しなければなりません。

#### (1) 公告の方法（法第 28 条の 2 関係）

NPO 法人は、貸借対照表の公告の方法として、次の①～④の方法のいずれかを定款で具体的に定めておく必要があります。（法第 28 条の 2 第 1 項）

- ① 官報に掲載する方法（第 1 号）
- ② 日刊新聞紙に掲載する方法（第 2 号）
- ③ 電子公告（第 3 号。法人のホームページのほか、内閣府 NPO 法人ポータルサイト等を利用する方法も含む。）
- ④ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法（第 4 号）

※ ①及び②の場合は、一度掲載することで公告となりますが、③の場合は貸借対照表の作成から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、④の場合は公告開始後 1 年を経過する日までの間、継続して公告する必要があります。

※ 貸借対照表の公告を、現行の定款で規定する公告方法とは別な方法にする場合には、定款変更が必要となります。

※ 官報掲載又は日刊新聞紙への掲載を選択する場合は、貸借対照表の「要旨」で足り（法第 28 条の 2 第 2 項）。

#### 《公告の方法を定款でどこまで具体的に定めておく必要があるか》

定款を見た人が、当該法人がどのような手段により、どのような媒体に公告しているのかが明かになる程度に定めておく必要があります。

具体的な定款への記載例については p 41 をご覧ください。

#### 《貸借対照表の「要旨」とはどのようなものを指すのか》

掲載金額の単位については「千円」とするなど、適切な単位をもって公告するものをいいます。

また、掲載科目の範囲については、各法人の事業活動の内容、規模、財務状況等の具体的事情に応じて、各法人ごとに重要な項目に適切に区分し、それぞれの合計額を掲載した事項を公告するものをいいます。

### 《「貸借対照表の公告」と「所轄庁への事業報告書等の提出」の関係》

事業報告書等提出時に貸借対照表は所轄庁へ提出され、その内容は内閣府のNPO法人ポータルサイトに掲載されることとなりますが、この掲載完了をもって電子公告を実施したとみなすことはできません。

それは、平成 28 年 6 月の法改正では貸借対照表の公告を行う主体はNPO法人となっているため、所轄庁によるNPO法人ポータルサイトへの掲載とは別に、NPO法人は自らが貸借対照表を公告する必要があるためです。

### (2) 電子公告を選択した場合の公告する期間（法第 28 条の 2 第 4 項）

電子公告を選択した場合、貸借対照表の作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければなりません。

### 《公告の中断》

電子公告により公告しなければならない期間（以下「公告期間」という。）に公告の中断が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効果に影響を及ぼしません（法第 28 条の 2 第 5 項）。

- ① 公告の中断が生ずることにつきNPO法人が善意かつ重大な過失がないこと又はNPO法人に正当な事由があること。
- ② 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えていないこと。
- ③ NPO法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

## 第3節 役員変更

### 1 役員変更等の届出手続の流れ

NPO法人は、役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があった場合には、遅滞なく、栃木県（権限移譲市町）に、変更後の役員名簿を添えて、「役員の変更等届出書」を届け出なければなりません（法第23条第1項）。

具体的には、下記の場合に届出が必要です。

#### 《役員変更届出の対象となる場合》

① 新任

※理事であった者が監事に就任したとき、監事であった者が理事に就任したときは、これに該当します。

② 再任

③ 任期満了

④ 死亡

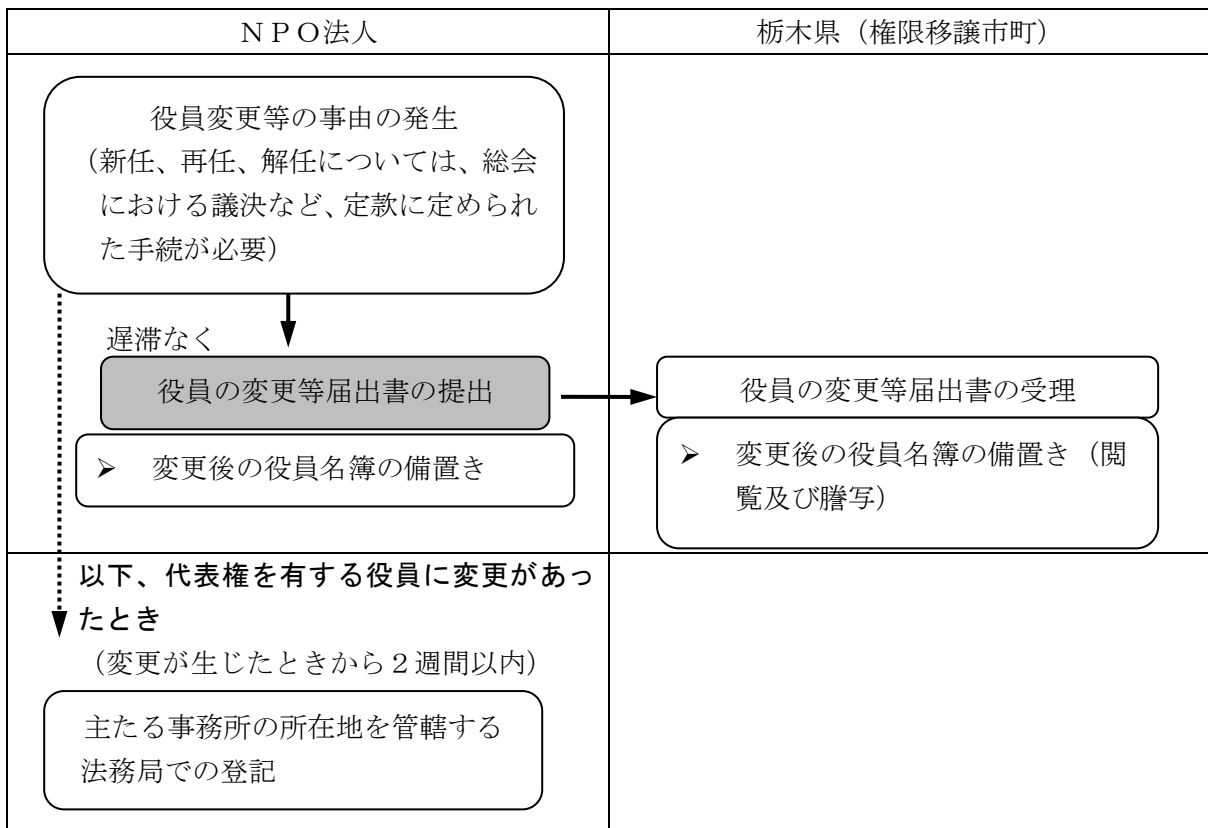
⑤ 辞任

⑥ 解任

⑦ 住所又は居所の異動

⑧ 改姓又は改名

なお、役員変更により、代表権を有する者の氏名や住所又は居所に関する事項に変更が生じたとき（役員の任期満了により、再任された場合も含む。）は、2週間以内に主たる事務所の所在地を管轄する法務局での登記が必要となります（組合等登記令第3条第1項）。



### 《理事の代表権と登記について》

NPO法人の理事は、法律上、それぞれ単独で法人を代表する権限を有することが原則とされています。法人が定款において代表権を制限していない場合は、理事全員が組合等登記令第2条第2項第4号における「代表権を有する者」にあたり、理事全員を登記する必要があります（組合等登記令第2条第2項）。

代表権を特定の理事に制限する場合は、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」等の定めを設け、代表権を有する理事についてのみ登記をすることが必要です。登記することで、代表権の制限について第三者に主張できることとなります。

### 《役員変更とともに、役員に関する定款の定めを変更したいとき》

役員の変更とともに、役員の名称変更（「理事長」を「代表理事」に変更する等）、役員定数、選任・解任の方法なども変更する場合は、定款の変更が必要です。

そのうち、役員定数の変更については、役員変更届出書と併せて定款変更の届出書を提出することで手続きができます。

それ以外については、定款変更認証申請が必要な変更につき、定款変更の認証を受けてから役員変更の手続を行うこととなります。

## 2 役員変更等の届出に係る提出書類

役員変更等の届出に係る提出書類は次のとおりです。

提出書類		部数 ※1	参照ページ
① 役員の変更等届出書（別記様式第4号）		1	86
② 変更後の役員名簿		1	43
新任の場合	③ 住所又は居所を証する書面→住民票の写し等 ※	1	—
	④ 誓約及び就任承諾書の謄本 (各役員が法第20条各号(役員の欠格事由)に該当しないこと及び第21条(役員の親族等の排除)に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本)	1	44

※1 部数は権限移譲市町によって異なる場合がありますので、事前に各市町担当課にご確認ください。 (p189参照)

※2 ③住所又は居所を証する書面について

- ・届出の日前6ヶ月以内に作成されたもので個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。
- ・住民票の写しとは、市町村の窓口等で交付された書類そのものであり、交付された書類をコピーしたものではありません。
- ・役員が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合は、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書を提出してください。書面が外国語で作成されている場合は、翻訳者を明らかにした日本語による翻訳文を添付してください。

## 《役員の変更等届出書の記載例》

別記様式第4号（第6条関係）

令和〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様  
（権限移譲市町の長）

主たる事務所の所在地 栃木県宇都宮市昭和2丁目2番7号  
 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 〇〇〇〇  
 代表者の氏名 理事長 栃木 花子  
 電話番号 028-623-3422

### 役員の変更等届出書

次のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

#### （例1）

変更年月日	変更事項	役名	ふりがな 氏名	住所又は居所
令和〇年 7月1日	再任	理事	とちぎ はなこ 栃木 花子	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号
令和〇年 7月1日	再任	理事	はなわだ いちろう 埴田 一郎	〇〇郡〇〇町大字□□□〇〇番地〇
令和〇年 7月1日	再任	理事	うつのみや たろう 宇都宮 太郎	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
令和〇年 6月30日	任期満了	監事	さの じろう 佐野 次郎	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
令和〇年 7月1日	新任	監事	おやま おとめ 小山 乙女	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

#### （例2）

変更年月日	変更事項	役名	ふりがな 氏名	住所又は居所
令和〇年 8月10日	辞任	理事	しもつけ ふみ 下野 二三	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
令和〇年 8月20日	（補欠） 新任	理事	あしかが たかみ 足利 尊美	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

#### 備考

- 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。

## 第4節 定款変更

### 1 定款変更手続の概要

#### (1) 定款変更に係る認証と届出

定款を変更するときは、変更しようとする内容によって、栃木県（権限移譲市町）の認証を受けなければならない場合（定款変更認証申請）と、変更後に栃木県（権限移譲市町）に届け出る場合（定款変更届出書の提出）があります。いずれの場合も、社員総会の議決を経る必要があります（法第25条第1項）。

定款変更認証申請が必要な場合、変更後の定款の効力発生日は、所轄庁による認証があった日です。定款変更手続に一定の期間を要するので、法人の運営にあわせて定款変更認証申請を行うよう留意してください。また、定款変更認証申請期間中は、新たに手続（定款変更届出、定款変更認証申請）を行うことができませんので、留意してください。

なお、所轄庁の変更を伴う定款変更の場合、提出書類は変更後の所轄庁の定めや様式によって作成し、変更前の所轄庁に提出します。（p95参照）

	認証事項（法第25条第3項）	届出事項（法第25条第6項）
変更内容	①目的 ②法人の名称 ③特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類 ④主たる事務所及びその他の事務所の所在地（ <u>所轄庁の変更を伴うもの（p95参照）</u> ） ⑤社員の資格の得喪に関する事項 ⑥役員に関する事項（役員の定数に関するものを除く。） ⑦会議に関する変更 ⑧その他の事業を行う場合における、その種類、その当該その他の事業に関する変更 ⑨解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るもの） ⑩定款の変更に関する変更	左記に該当しないもの (例) ・ <u>所轄庁の変更を伴わない事務所</u> の所在地の変更 ・役員の定数の変更 ・資産に関する事項の変更 ・会計に関する事項の変更 ・事業年度の変更 ・解散に関する変更（残余財産の帰属に関する事項を除く。） ・公告の方法の変更 ・法第11条第1項各号にない事項（合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項等）
定款の効力発生日	所轄庁の認証を受けた日	社員総会で議決のあった日

#### 《定款変更に関する事前相談について》

栃木県（権限移譲市町）では、定款変更について事前相談を行っています（任意）。希望される場合は、電話等で予約をしていただくようお願いします。

#### 《県ホームページから書式がダウンロードできます》

県ホームページ > くらし・環境 > 協働・社会貢献 > NPO・ボランティア > NPO 法人関連情報 > 法人成立後の手続その2（定款の変更）

➤ <https://www.pref.tochigi.lg.jp/c01/life/npoteikannhennkou.html>

### 《所轄庁の変更とは》

所轄庁の変更とは、主たる事務所を①他都道府県（政令指定都市）へ移転すること、及び②他都道府県（政令指定都市）から県内へ移転することをいいます。

▶ 所轄庁変更該当する例

- ・ 県内に主たる事務所とその他の事務所がある場合で、主たる事務所を県外に移転し、引き続き栃木県内にその他の事務所を置く場合
- ・ 県内のその他の事務所を主たる事務所に変更し、県外の主たる事務所をその他の事務所に変更する場合

▶ 所轄庁変更該当しない例

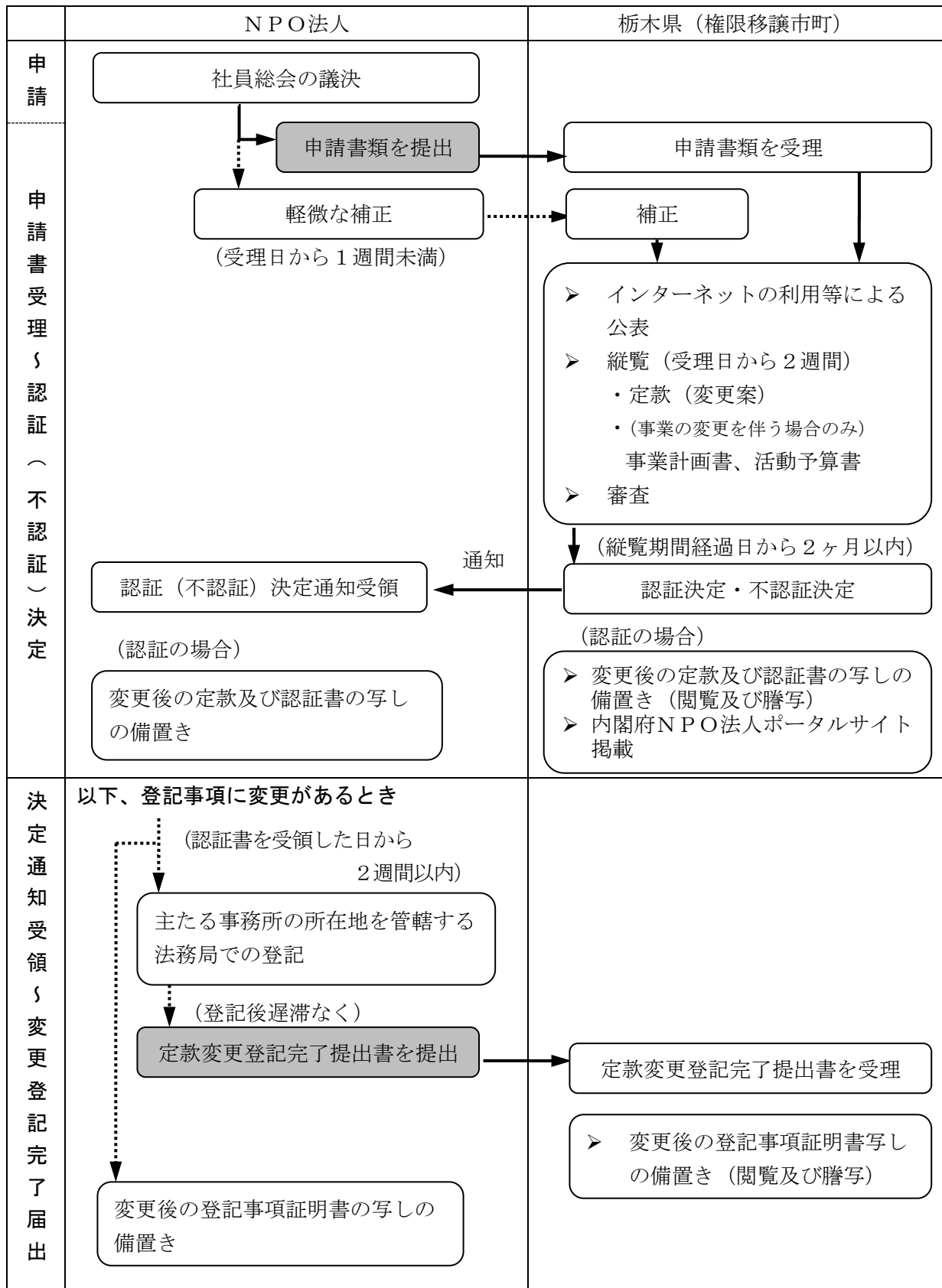
- ・ 県内市町間で主たる事務所を移転する場合
- ・ その他の事務所のみを移転する場合（県内市町間、県外）

## （２）認証事項と届出事項を同時に変更したいとき

認証事項と届出事項を同時に定款変更したいときは、次の２とおりの方法があります。手続によって効力発生日が変わりますので、法人の運営に合わせて必要な手続をとってください。

手続	注意点
届出に係る事項を定款変更認証申請に含める。	手続は定款変更認証申請のみですが、届出に係る変更内容の効力発生日は所轄庁の認証を受けた日です。 定款変更認証申請が不認証となった場合は、別途、届出に係る事項について改めて届出が必要です。
届出に係る事項を届け出た後、定款変更認証に係る事項の定款変更認証申請を行う。	届出に係る事項は社員総会の議決のあった日から効力が発生します。定款変更認証申請に係る事項は、所轄庁の認証を受けた日から効力が発生します。

## 2 定款変更認証申請の手続（所轄庁変更を伴わない場合）



#### (1) 社員総会の開催

社員総会の議決は、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の賛成が必要です。社員総会の議決について定款に特別の定めがある場合には、その定款の定めに従います（法第25条第2項）。

なお、社員総会の議決にあたり、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、提案を可決する旨の社員総会の決議があったとみなすことができますが（法第14条の9）、あらかじめ定款にその旨が定められていることが必要です。

#### (2) 定款変更認証申請書の提出

NPO法人は、必要書類（p91）を栃木県（権限移譲市町）に提出します（法第25条第4項、条例第7条）。栃木県（権限移譲市町）は、必要書類が揃っていることを確認して申請書を受理します。提出方法は窓口持参の他、郵送等でも差し支えありません。郵送等で申請があった場合、申請日は書類が栃木県（権限移譲市町）に到着した日になります。

申請書類に、誤記、計算違い等の明白な誤りがある場合は、栃木県（権限移譲市町）が申請書を受理した日から1週間未満であれば、栃木県（権限移譲市町）に補正書を提出して内容の訂正ができます（法第25条第5項、条例第3条第3項、規則第7条）。

#### (3) インターネットの利用等による公表及び縦覧

栃木県（権限移譲市町）は、遅滞なく、申請があった旨及び申請年月日、特定添付書類（提出書類のうち、①変更後の定款、②定款変更の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書（事業の変更を伴う場合のみ）、③定款変更の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書（事業の変更を伴う場合のみ））に記載された事項をインターネットの利用等により公表します（法第10条第2項）。公表は、認証又は不認証の決定がされるまでの間、行います（法第10条第3項）。

公表と同時に、栃木県（権限移譲市町）の担当窓口において、特定添付書類を、申請書を受理した日から2週間縦覧します。縦覧期間中は、誰でもこれらの書類を縦覧することができます（法第25条第5項）。

#### (4) 認証（不認証）決定

栃木県（権限移譲市町）は、縦覧期間経過後、正当な理由がない限り、2ヶ月以内に認証又は不認証の決定をし、その旨書面で通知します。不認証の通知をする場合は、理由も付記します（法第25条第5項）。

#### (5) （登記事項に変更がある場合のみ）定款変更登記及び定款変更登記完了の届出

登記事項に変更がある場合は、定款変更の認証書を受領した日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局において登記をしなければなりません。

登記後は、遅滞なく、登記したことを証する登記事項証明書を添付して、定款変更登記完了届出書を栃木県（権限移譲市町）に提出してください（法第25条第7項、規則第9条、p100参照）。

#### (6) 変更後の定款の備置き

NPO法人は変更後の定款を事務所に備え置き、社員その他の利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければなりません。栃木県（権限移譲市町）においても、最新の定款を閲覧又は謄写に供します。

### 3 定款変更認証申請に係る提出書類（所轄庁変更を伴わない場合）

定款変更認証を申請する際に栃木県（権限移譲市町）に提出する書類は、次のとおりです。

提出書類		部数 ※	参照ページ
① 定款変更認証申請書（別記様式第5号）		1	94
② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本		1	下記
③ 変更後の定款		1	—
事業の変更（追加・修正・削除）を行う場合のみ	④ 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	各1	49
	⑤ 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	各1	50

※ 部数は権限移譲市町によって異なる場合がありますので、事前に各市町担当課にご確認ください。（p189 参照）

#### 《活動の種類や事業の変更をしようとするときは要確認》

定款第4条の特定非営利活動の種類及び第5条の事業の種類の変更を行う場合は、変更を行うために、第3条の目的についても変更が必要かどうか検討する必要があります。

第4条及び第5条を変更することで、第3条の法人の目的の範囲を超えてしまうことがないよう注意してください。

#### 《定款変更に係る議事録の作成例1》（事業を変更する場合）

特定非営利活動法人〇〇〇〇 〇〇総会議事録

↑  
通常又は臨会

1 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時から〇〇時まで

2 場 所 栃木県〇〇市〇〇町〇番〇号

3 出席者数 社員総数〇〇名のうち〇〇人出席（うち表決委任者〇名、書面表決者〇名）

4 審議事項

↑  
表決委任者、書面表決者等がある場合は、それがわかるように記載します。

(1) 定款の変更について

(2) 定款の変更の日の属する事業年度（〇年度）及び翌年度（〇年度）の事業計画書について

(3) 定款の変更の日の属する事業年度（〇年度）及び翌年度（〇年度）の活動予算書について

(4) 申請書類の字句の修正の〇〇〇〇への委任について

：（以下中略）

## 5 議事の経過の概要及び議決の結果

定刻に至り、司会者〇〇〇〇が開会を宣言し、本日の〇〇総会は定款定足数を満たしたので有効に成立した旨を告げた。本日の〇〇総会の議長の選出を諮ったところ、満場一致で、〇〇〇〇が議長に選任された。

審議の前に、議長が、議事録署名人について諮ったところ、満場一致で、〇〇〇〇及び〇〇〇〇の両名が議事録署名人に選任された。

### (1) 定款の変更について

議長は、「定款（案）」を〇〇〇〇に朗読させるとともに、その内容を説明させた後、これを出席者に諮ったところ、異議無く満場一致で、原案のとおり可決決定された。

### (2) 定款の変更の日の属する事業年度（〇年度）及び翌年度（〇年度）の事業計画書について

議長は、「事業計画書（案）」について〇〇〇〇に説明させた後、これを出席者に諮ったところ、異議無く満場一致で、原案のとおり可決決定された。

### (3) 定款の変更の日の属する事業年度（〇年度）及び翌年度（〇年度）の活動予算書について

議長は、「活動予算書（案）」について〇〇〇〇に説明させた後、これを出席者に諮ったところ、異議無く満場一致で、原案のとおり可決決定された。

### (4) 申請書類の字句の修正の〇〇〇〇への委任について

議長は、「申請書類の字句の修正の〇〇〇〇への委任（案）」について〇〇〇〇に説明させた後、これを出席者に諮ったところ、異議無く満場一致で原案のとおり可決決定された。

以上をもって〇〇総会の議案全部の審議を終了したので、議長は〇時閉会を宣言した。

以上の議決を明確にするため、議長並びに議事録署名人は、次に署名(※)する。

〇年〇月〇日

議長 〇〇〇〇

議事録署名人 〇〇〇〇

同 〇〇〇〇

※定款で「署名」と定めている場合。

**原本は法人で保管すべきものです。**

**コピーしたものを栃木県（権限移譲市町）に提出してください。原本証明は不要です。**

## 《定款変更に係る議事録の作成例 2》（法第 14 条の 9 みなし総会の場合）

法第 14 条の 9 に規定されている「社員総会の決議の省略」は、理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示した場合にのみ可能になります。

みなし総会の議事録作成にあたっては、①社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容、②「①」の事項の提案をした者の氏名又は名称、③社員総会の決議があったものとみなされた日、④議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名を記載する必要があります（条例第 3 条第 2 項）。

### 特定非営利活動法人〇〇〇〇 〇〇総会議事録

- 1 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (1) 特定非営利活動法人〇〇〇〇の定款変更について
  - (2) 〇〇年度及び〇〇年度の事業計画について
  - (3) 〇〇年度及び〇〇年度の活動予算について
- 2 提案者の氏名又は名称  
理事 川田 鬼怒子
- 3 総会の決議があったものとみなされた日  
〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名  
理事長 栃木 太郎

以上のとおり、特定非営利活動促進法第 14 条の 9 の規定により、社員総会の決議があったものとみなされたので、これを証するため、川田 鬼怒子 及び議事録作成者がこれに署名(※)する。

↑  
提案者の氏名を記入します

〇〇年〇〇月〇〇日

川田 鬼怒子  
議事録作成者 栃木 太郎

※定款で「署名」と定めている場合。

## 《定款変更認証申請書の記載例》

別記様式第5号（第7条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様  
（権限移譲市町の長）

主たる事務所の所在地 栃木県宇都宮市昭和2丁目2番7号  
 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 〇〇〇〇  
 代表者の氏名 理事長 栃木 花子  
 電話番号 028-623-3422

### 定款変更認証申請書

次のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

	現 行	変 更 後
変更の内容	<p>（事業の種類）                      第5条 この法人は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。                      ①～⑤ 省略</p> <p>変更部分に下線を引いてください。</p>	<p>（事業の種類）                      第5条 この法人は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。                      ①～⑤ 省略                      ⑥ <u>環境にやさしいまちづくりのための調査・研究事業</u></p>
変更の理由	<p>循環型社会形成の促進のためには、環境にやさしいまちづくりの推進が必要であり、そのための調査・研究事業を実施していくことが、目的達成のためには必要であるため。</p>	
変更しようとする時期	<p>特に時期が決まっていない場合は、記載する必要はありません。</p>	
その他の事務所の所在地	<p>その他の事務所がある場合は、すべての事務所の所在地を記載してください。</p>	

#### 備考

- 「変更の内容」の欄には、変更しようとする定款の条文等について、現行と変更後の違いを明らかにして記載すること。
- 「変更しようとする時期」の欄には、変更しようとする時期を定めている場合のみ記載すること。

## 《定款の附則の作成例》

定款の最終ページに記載されている「附則」は、**変更事項がある毎に追加していく**ものです。定款のいわば履歴になりますので、設立当初やこれまで追加してきた附則の記載内容は修正しません。

定款変更認証申請の際には、**定款変更の年月日については空欄とし、所轄庁の認証後に認証のあった日付を記載**します。

<p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"><li>この定款は、法人成立の日から施行する。</li><li>この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。 理事長 栃木花子 副理事長 ○○○○ 理 事 ○○○○ 監 事 ○○○○</li><li>この法人の設立当初の役員任期は、・・・・・・とする。</li><li>この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、・・・・・・とする。</li><li>この法人の設立当初の事業年度は、・・・・・・とする。</li><li>この法人の設立当初の入会金及び会費は、・・・・・・とする。</li></ol>
---

定款変更に伴い、新たに追加する部分

<p>附 則</p> <p>この定款は所轄庁の認証のあった令和 年 月 日から施行する。</p>
--

↓

<p>申請の際には空欄とし、所轄庁の認証後に認証の日付を記載します。</p>
--

## 4 所轄庁変更を伴う定款変更の手続

所轄庁変更を伴う定款変更の場合、提出書類は変更後の所轄庁（新所轄庁）の定めや様式によって作成し、変更前の所轄庁（栃木県又は権限移譲市町）に提出します。申請書は、変更前の所轄庁から変更後の所轄庁（新所轄庁）に送付します。申請の受理日は、変更後の所轄庁が書類を受理した日となります。書類の書式等について、詳しくは変更後の所轄庁（新所轄庁）へお問い合わせください。

《提出書類》提出部数は、変更後の所轄庁（新所轄庁）の定めによります。

- 定款変更認証申請書
- 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 変更後の定款
- 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- 確認書（法第2条第2項第2号（宗教活動・政治活動を主目的としないこと、選挙活

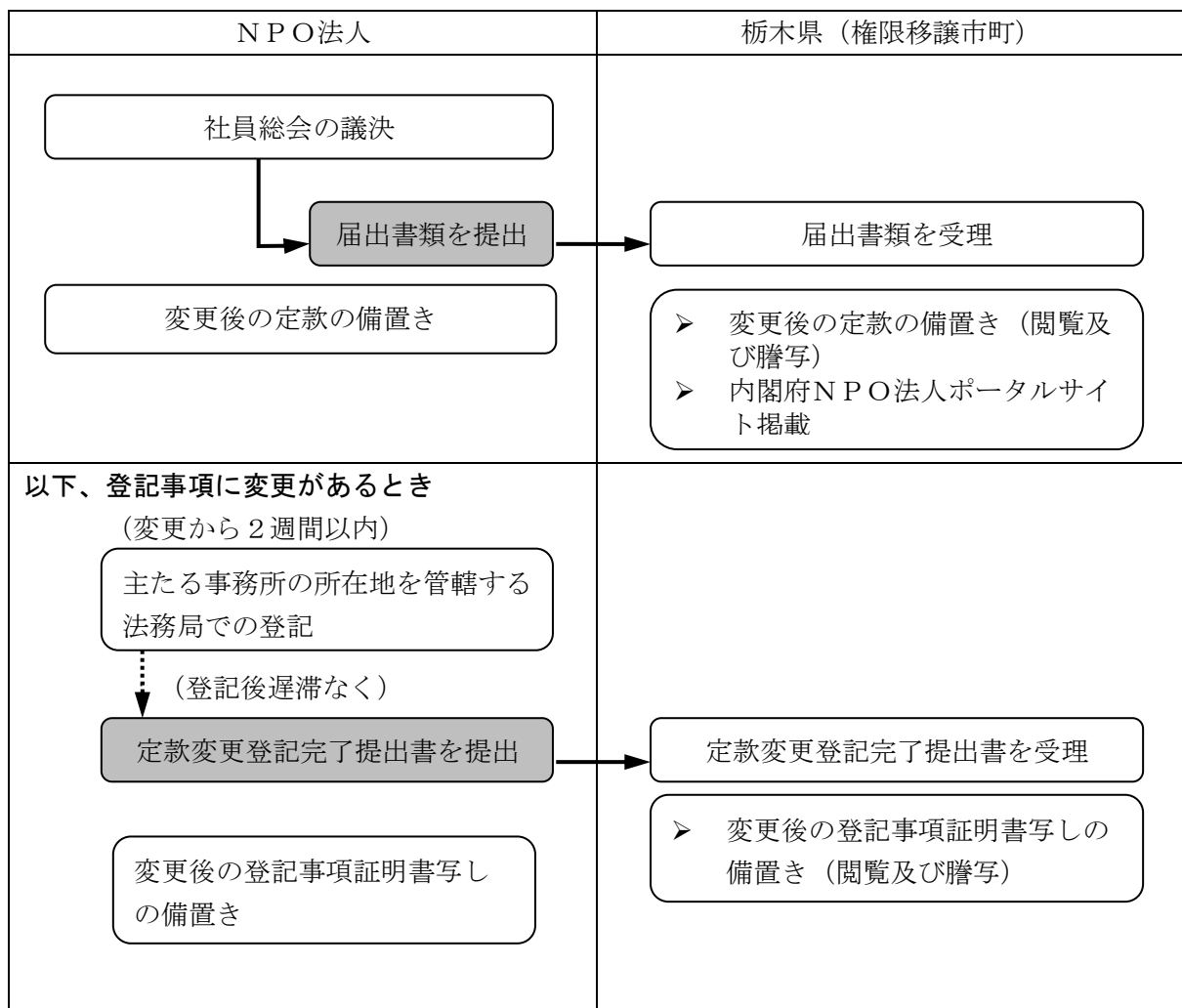
動を目的としないこと)及び第12条第1項第3号(暴力団でないこと)に該当することを確認したことを示す書面) ※1

- (6) 前事業年度の事業報告書 ※2
- (7) 活動計算書 ※2
- (8) 貸借対照表 ※2
- (9) 財産目録 ※2
- (10) 年間役員名簿
- (11) 前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の名簿
- (12) (事業の種類を変更する場合のみ) 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- (13) (事業の種類を変更する場合のみ) 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書

※1 当該定款変更について議決した総会において再度確認したもの。

※2 設立当初の事業年度が終了せず、事業報告書等が作成されていない場合は、設立の時の事業計画書、活動予算書、財産目録を提出します。

## 5 定款変更の届出の手続



#### (1) 社員総会の開催

社員総会の議決は、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の賛成が必要です。社員総会の議決について定款に特別の定めがある場合には、その定款の定めに従います（法第25条第2項）。

なお、社員総会の議決にあたり、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、提案を可決する旨の社員総会の決議があったとみなすことができますが（法第14条の9）、あらかじめ定款にその旨が定められていることが必要です。

#### (2) 定款変更届出書の提出

添付書類を添えて、栃木県（権限移譲市町）に遅滞なく、定款変更届出書を提出します（法第25条第6項、p98参照）。

#### (3) （登記事項に変更がある場合のみ）定款変更登記及び定款変更登記完了の届出

登記事項に変更がある場合は、変更の日から2週間以内に、主たる事務所の所在地を管轄する法務局において登記をしなければなりません。

登記後は、遅滞なく、登記したことを証する登記事項証明書を添付して、定款変更登記完了届出書を栃木県（権限移譲市町）に提出してください（法第25条第7項、p100参照）。

#### (4) 変更後の定款の備置き

NPO法人は変更後の定款を事務所に備え置き、社員その他の利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければなりません。栃木県（権限移譲市町）においても、最新の定款を閲覧又は謄写に供します。

## 6 定款変更の届出に係る提出書類

定款変更の届出を行う際に栃木県（権限移譲市町）に提出する書類は次のとおりです。

提出書類	部数 ※	参照ページ
① 定款変更届出書（別記様式第6号）	1	98
② 定款変更を議決した社員総会の議事録の謄本	1	91
③ 変更後の定款	1	—

※ 部数は権限移譲市町によって異なる場合がありますので、事前に各市町担当課にご確認ください。（p189参照）

## 《定款変更届出書の記載例》

別記様式第6号（第8条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様  
（権限移譲市町の長）

主たる事務所の所在地 栃木県宇都宮市昭和2丁目2番7号  
 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 〇〇〇〇  
 代表者の氏名 理事長 栃木 花子  
 電話番号 028-623-3422

### 定 款 変 更 届 出 書

次のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

	変 更 前	変 更 後
変更の内容	（役員） 第13条 この法人に、次の役員を置く。 (1)理事 <u>3人以上6人以下</u> (2)監事 <u>1人</u> 2 省略	（役員） 第13条 この法人に、次の役員を置く。 (1)理事 <u>3人以上8人以下</u> (2)監事 <u>2人</u> 2 省略
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                         変更部分がわかるように下線を引いてください。                     </div>	
変更の理由	法人の活動範囲・規模が広がってきたことに伴い、法人運営を円滑にするため、役員を増員する必要が生じたため。	
変更年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
その他の事務所の所在地	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;">                         その他の事務所がある場合は、すべての事務所の所在地を記載してください。                     </div>	

備考 「変更の内容」の欄には、変更した定款の条文等について、変更前と変更後の違いを明らかにして記載すること。

## 《定款の附則の作成例》

既に定められている附則は変更しません

### 附 則

- 1 この定款は、法人成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。  
理事長 栃木花子  
副理事長 ○○○○  
理 事 ○○○○  
監 事 ○○○○
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、・・・・・・・・とする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、・・・・・・・・とする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、・・・・・・・・とする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、・・・・・・・・とする。

### 附 則

この定款は所轄庁の認証のあった平成□年□月□日から施行する。

定款変更（届出）に伴い、新たに追加する部分

### 附 則

この定款は総会の議決のあった令和○年○月○日から施行する。

## 7 定款変更登記完了の届出に係る提出書類

定款変更に伴い、登記事項に変更が生じた場合は法務局で変更登記を行い、登記事項証明書を添えて栃木県（権限移譲市町）に定款変更登記完了の届出を行います。提出書類は下記のとおりです。

提出書類	部数 ※	参照ページ
① 定款変更登記完了提出書（別記様式第7号）	1	下記
② 登記事項証明書	1	—

※ 部数は権限移譲市町によって異なる場合がありますので、事前に各市町担当課にご確認ください。（p189 参照）

### ＜定款変更登記完了提出書の記載例＞

別記様式第7号（第9条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様  
（権限移譲市町の長）

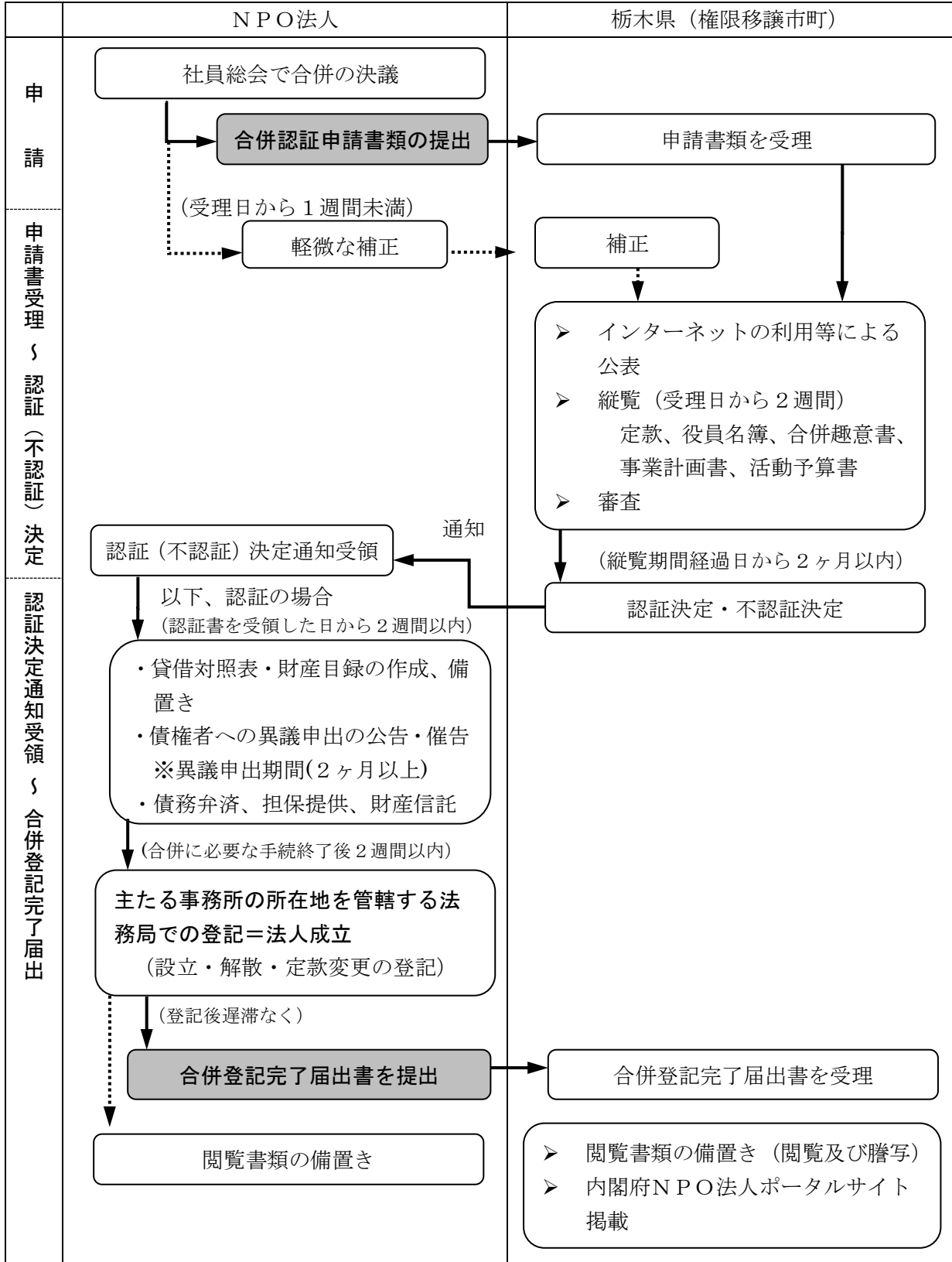
主たる事務所の所在地	栃木県宇都宮市昭和2丁目2番7号
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 〇〇〇〇
代表者の氏名	理事長 栃木 花子
電話番号	028-623-3422

定款変更登記完了提出書

定款の変更を登記したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

# 第5節 NPO法人の合併

## 1 合併の手続の流れ



NPO法人は、合併の認証を所轄庁から受けることで、他のNPO法人と合併することができます（法第33条、第34条）。

合併にあたっては、合併をして新たに法人を設立する場合と、いずれかのNPO法人に他のNPO法人を合併する方法があります。合併によりNPO法人を設立する場合、定款の作成やその他のNPO法人設立に関する事務は、それぞれのNPO法人において選任された者が共同で行わなければなりません（法第37条）。

#### **（１）社員総会の議決**

合併しようとする場合は、合併について社員総会で議決しなければなりません。議決は、原則として、社員総数の4分の3以上の多数でもってされることが必要ですが、定款に特別の定めがある場合は、定款の定めによります（法第34条第1項、同条第2項）。

#### **（２）合併認証申請書の提出**

合併の決議がなされたら、合併認証申請書に必要書類を添付して（p104参照）、**合併後の所轄庁に提出し**、その認証を受けなければなりません（法第34条第3項）。

#### **（３）インターネットの利用等による公表及び縦覧**

所轄庁は、合併認証申請書類を受理したのち、遅滞なく、申請があった旨及び申請年月日、特定添付書類（提出書類のうち、①定款、②役員名簿（役員の住所又は居所に係る記載を除いたもの）、③合併趣旨書、④合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書、⑤合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書）に記載された事項をインターネットの利用等により公表します（法第10条第2項）。公表は、認証又は不認証の決定がされるまでの間、行います（法第10条第3項）。

公表と同時に、所轄庁の担当窓口において、特定添付書類を、申請書を受理した日から2週間縦覧します。縦覧期間中は、誰でもこれらの書類を縦覧することができます（法第34条第5項）。

#### **（４）認証（不認証）決定**

栃木県（権限移譲市町）は、縦覧期間経過後、正当な理由がない限り、2ヶ月以内に認証又は不認証の決定をし、その旨書面で通知します。不認証の通知をする場合は、理由も付記します（法第34条第5項）。

#### **（５）貸借対照表及び財産目録の作成、債権者への公告及び催告**

所轄庁から合併の認証を受けたNPO法人は、その認証の通知があった日から2週間以内に貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります（法第35条第1項）。

また、併せて、認証の通知があった日から2週間以内に、合併に異議があれば一定の期間内（2ヶ月を下回ってはならないこととされています。）に述べるべきことを公告するとともに、判明している債権者には各別に催告しなければなりません（法第35条第2項）。

債権者が期間内に異議を述べなかった場合は、合併を承認したものとみなします（法第36条第1項）。

なお、合併の効力は登記により発生するので、法第35条で規定された債権者保護の手続の間、合併前の法人はそれぞれ存続していることとなります。

### 《財産目録の作成について》

財産目録は、合併前の各法人の資産の状況を明確にしておくため、合併する各NPO法人について作成し、各法人の事務所に備え置くこととなります。

なお、合併の申請時に提出する財産目録は、合併後の法人の合併当初の財産目録ですので、法第35条により作成される財産目録とは別のものです。

#### (6) 債務弁済、担保提供、財産信託

債権者が上記(5)で異議を述べたときは、NPO法人は債務を弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければなりません。ただし、合併をしても、その債権者を害するおそれがないときは、この限りではありません(法第36条第2項)。

#### (7) 法人の成立

合併の認証その他合併に必要な手続が終了した日から2週間以内に、合併後存続するNPO法人または合併によって設立するNPO法人の主たる事務所の所在地を管轄する法務局において登記することで法人成立の効力を生じることとなります(法第39条第1項、組合等登記令第8条)。

具体的な登記の内容として、合併により消滅するNPO法人については解散の登記、合併後存続するNPO法人については変更の登記、合併により設立するNPO法人については設立の登記をすることとなります。

なお、登記を行わなかった場合は、法第39条第2項において準用する法第13条第3項の規定により、所轄庁から設立の認証を取り消される場合があります。

#### (8) 合併登記完了の届出

登記後は、遅滞なく、設立当初の財産目録と登記したことを証する登記事項証明書を添付して、合併登記完了届出書を所轄庁に提出してください(法第39条第2項、規則第19条、p106参照)。

#### (9) 合併の効果

合併後存続するNPO法人又は合併によって設立したNPO法人は、合併によって消滅したNPO法人の一切の権利義務(事業に関する行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継します(法第38条)。

## 2 合併認証申請に係る提出書類

法人の合併認証を申請する際に提出する書類は次のとおりです。なお、他都道府県（政令指定都市）に申請するときは、申請先に書式や部数についてお問い合わせください。

提出書類	部数 ※1	参照ページ
① 合併認証申請書（別記様式第15号）	1	105
② 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本	1	—
③ 定款	1	—
④ 役員名簿 （役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	1	43
⑤ 誓約及び就任承諾書の謄本 （各役員が法第20条各号（役員の欠格事由）に該当しないこと及び第21条（役員の親族等の排除）に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本）	1	44
⑥ 各役員の住所又は居所を証する書面 → 住民票の写し等※	1	—
⑦ 社員のうち10人以上の者の名簿（社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面）	1	45
⑧ 確認書（法第2条第2項第2号（宗教活動・政治活動を主目的とし ないこと、選挙活動を目的としないこと）及び第12条第1項第3号（暴力団でないこと）に該当することを確認したことを示す書面）	1	46
⑨ 合併趣旨書	1	46
⑩ 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2カ年分）	各1	49
⑪ 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（2カ年分）	各1	50

※1 部数は権限移譲市町によって異なる場合がありますので、事前に各市町担当課にご確認ください。（p189参照）

※2 ⑥各役員の住所又は居所を証する書面について

- ・申請の日前6月以内に作成されたもので個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。
- ・住民票の写しとは、市町村の窓口等で交付された書類そのものであり、交付された書類をコピーしたものではありません。
- ・役員が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合は、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書を提出してください。（書面が外国語で作成されている場合は、翻訳者を明らかにした日本語による翻訳文を添付してください。）

# 《合併認証申請書の記載例》

別記様式第 15 号（第 17 条関係）

申請書提出日を記載します。郵送による申請の場合は、投函する日を記載します。その場合は書類が県（権限移譲市町）に到達した日が申請日となります。

〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様  
(権限移譲市町の長)

主たる事務所の所在地  
合併しようとする特定  
非営利活動法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号

栃木県宇都宮市昭和 2 丁目 2 番 7 号  
特定非営利活動法人  
〇 〇 〇 〇  
理事長 栃木 太郎  
0 2 8 - 6 2 3 - 3 4 2 2  
東京都〇〇区〇〇町 1 丁目 1 番 1 号

その他の事務所  
が多数あり、書き  
きれない場合は別  
紙に記載して下さい  
(様式任意)。

その他の事務所の所在地

主たる事務所の所在地  
合併しようとする特定  
非営利活動法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号

栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 20 番 20 号  
特定非営利活動法人  
△ △ △ △  
理事長 川田 鬼怒子  
0 2 8 - 6 2 5 - 1 2 3 4  
茨城県〇〇市〇〇町 1 丁目 2 番 3 号

## 合併認証申請書

次のとおり特定非営利活動法人を合併することについて、特定非営利活動促進法第 34 条第 3 項の規定により認証を受けたいので、申請します。

ふりがな 合併後存続する（合併により設立する） 特定非営利活動法人の名称	とくていひえいりかつどうほうじん まるまるまるまる 特定非営利活動法人 〇 〇 〇 〇
ふりがな 代表者の氏名	とちぎ たろう 栃木 太郎
主たる事務所の所在地	栃木県宇都宮市昭和 2 丁目 2 番 7 号
その他の事務所の所在地	東京都〇〇区〇〇町 1 丁目 1 番 1 号
定款に記載された目的	この法人は〇〇に対して、〇〇に関する事業 を行い、〇〇に寄与することを目的とする。

定款に記載されている法人  
名称を記載します。

代表者の氏名を住民票  
どおりに記載します。

定款に記載されている法人の目的  
を、条文どおりに記載します。

定款に記載されている事務所の住所  
を、町名及び番地まで、住居表示どおりに  
記載します。その他の事務所が複数ある  
場合も、全て記載してください。

### 3 合併登記完了届出書に係る提出書類

提出書類	部数 ※	参照ページ
① 合併登記完了届出書（別記様式第 16 号）	1	下記
② 登記事項証明書	1	—
③ 財産目録	1	57

※ 部数は権限移譲市町によって異なる場合がありますので、事前に各市町担当課にご確認ください。（p189 参照）

#### 《合併登記完了届出書の記載例》

別記様式第 16 号（第 19 条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様  
（権限移譲市町の長）

主たる事務所の所在地 栃木県宇都宮市昭和 2 丁目 2 番 7 号  
 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 〇〇〇〇  
 代表者の氏名 理事長 栃木 太郎  
 電話番号 028-623-3422

合併登記完了届出書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第 39 条第 2 項において準用する同法第 13 条第 2 項の規定により、届け出ます。

## 第6節 NPO法人の解散

### 1 NPO法人の解散事由

---

NPO法人は次の事由によって解散します（法第31条第1項）。解散後、清算中のNPO法人は、清算法人として清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまでは存続するものとみなされます（法第31条の4）。最終的に、清算終了の登記を行うことで法人は消滅します。

法人の清算は、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督を受けることとなっています（法第32条の2）。

#### (1) 社員総会の決議（法第31条第1項第1号）

社員総会における解散の決議には、総社員の4分の3以上の賛成が必要です。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りではありません。この事由により解散する場合、清算人は遅滞なく栃木県（権限移譲市町）へ解散の届出を行わなければなりません（p112参照）。

#### (2) 定款で定めた解散事由の発生（法第31条第1項第2号）

この事由により解散する場合、清算人は遅滞なく栃木県（権限移譲市町）へ解散の届出を行わなければなりません（p112参照）。

#### (3) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能（法第31条第1項第3号）

「成功の不能」とは、その法人が主たる目的としている特定非営利活動に係る事業について成功する見込みがなくなり（またはすることがなくなり）、その法人の存在意義がなくなってしまったような場合をいいます。この事由により解散するにあたっては、法人が不能と判断するだけでなく、客観的な事由が必要で、栃木県（権限移譲市町）に、その事由を証する書面を提出し、認定を受けることが必要です（p114参照）。

#### (4) 社員の欠亡（法第31条第1項第4号）

「社員の欠亡」とは、社員が0人になった状態のことをいいます。1～9人となった場合だけでは該当しません。この事由により解散する場合、清算人は遅滞なく栃木県（権限移譲市町）へ解散の届出を行わなければなりません（p112参照）。

#### (5) 合併（法第31条第1項第5号）

吸収合併、新設合併のいずれの場合も、消滅する法人は解散となります。この事由により解散する場合は、所轄庁への届出は不要です（別途、合併認証申請手続が必要です。）。

#### (6) 破産手続開始の決定（法第31条第1項第6号）

法人がその債務につきその財産をもって完済ができなくなった場合、裁判所は理事若しくは債権者の申立てにより、又は職権により破産手続開始の決定をします（法第31条の3）。この事由により解散する場合、清算人は遅滞なく栃木県（権限移譲市町）へ解散の届出を行わなければなりません（p112参照）。

(7) 法第 43 条に規定する設立認証の取消し（法第 31 条第 1 項第 7 号）

所轄庁からの改善命令に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達することができない場合や 3 年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないときは、所轄庁は設立認証の取消しを行うことができます。

参考 手続の流れ（解散事由別）

解散事由 手続の流れ	社員総会の決議	事由の発生	定款で定めた解散	業の不能	営利活動に係る事	目的とする特定非	社員の欠亡	設立認証の取消し	決定	破産手続開始の	合併
解散認定の申請、認定	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	p 101 参照
解散の登記	○	○	○	○	○	○	○	○	※		
解散の届出	○	○	-	○	-	○	-	○			
債権・債務、残余財産の整理	○	○	○	○	○	○	○	○	破産法		
清算終了の登記・届出	○	○	○	○	○	○	○	○	による		

※ 破産手続開始の決定による解散及び破産終結決定の登記は、裁判所が職権により登記の囑託を行います。

《清算人の就任と解任》

NPO 法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き理事が清算人になり、清算人以外の理事は職務権限を失います。

ただし、法には、理事以外の者が清算人に就任できる旨が定められており、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りではない（理事以外の者が清算人に就任できる）とされています（法第 31 条の 5）。

上記の規定により清算人になる者がいない場合や清算人が欠けたため損害を生ずる恐れがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で清算人を選任することができることとされています（法第 31 条の 6）。

なお、重要な事由があるとき、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で清算人を解任することができることとされています（法第 31 条の 7）。

《解散及び清算人就任の登記》

解散及び清算人就任の登記を申請する場合、解散の事由や誰が清算人に選任されたかにより添付書類が異なります。あらかじめ法務局にどのような添付書類が必要か問い合わせることをおすすめします。

参考までに、社員総会の決議による解散の場合で、代表権のある理事が清算人になる場合は、①社員総会の議事録、②定款、③理事長以外の理事の選任を証する社員総会議事録（解散時の理事の選任に関するもの）及び就任承諾書（理事長等以外の理事についてのもの）が必要です。

## 2 残余財産の帰属

残余財産とは、清算手続をして債権・債務を整理し、最終的に法人の手元に残った財産をいいます。NPO法人の場合は、株式会社のように構成員で分配することはできません。残余財産の帰属先（譲渡先）は、NPO法人、国又は地方公共団体、公益財団法人又は公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定しなければならないこととされています（法第 11 条第 3 項）。また、残余財産の帰属の時期は、清算終了の届出のときとなります（法第 32 条第 1 項）。

定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がない場合は、清算人は、所轄庁の認証を得て（p 116 参照）、財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます（法第 32 条第 2 項）。

なお、合併の場合は、合併後に存続し又は新設される法人が、合併により消滅した法人の権利義務を承継するため、残余財産の帰属の考え方は生じません。

### 《残余財産の帰属先と定款の定め》

定款の定め方と残余財産の帰属先については次のとおりです。

帰属先に関する定款の定め		手続等
定め有り	特定の団体が帰属先として定められている	定款で定める団体へ帰属
	「帰属先を解散の社員総会で決定する」と定められている	解散の社員総会の議決で帰属先を決定する（残余財産譲渡認証申請不要）
定めなし	定款に定めがない場合で、法に定める帰属先に譲渡したいとき	定款変更の社員総会を開催して定款変更認証申請を行い、認証されてから（定款に定めてから）解散手続を行う
	国又は地方公共団体に譲渡したいとき	残余財産譲渡認証申請を行い（p 116 参照）、認証された場合に譲渡できる
	残余財産譲渡認証申請が不認証のとき	国庫へ帰属（国の承諾を要さない）

## 3 社員総会の決議による解散の手続

社員総会の決議による解散（法第 31 条第 1 項第 1 号）及び清算に係る手続の流れは次のとおりです。

### （1）社員総会の開催

総社員数の 4 分の 3 以上の賛成が必要です（定款に別段の定めがあるときは、この限りではありません。法第 31 条の 2）。総会では、次の事項を決議する必要があります。

- ① 解散することについての意思決定
- ② 清算人の選任
- ③ （定款で残余財産の帰属先を総会において決議することとなっている場合のみ）残余財産の帰属先

## 《社員総会議事録の作成例》

○○総会議事録	
特定非営利活動法人○○○	
1	開催日時 ○年○月○日 ○時～○時
2	開催場所 栃木県○○市○○町○番○号
3	出席者数 社員総数○○名のうち○○人出席（うち表決委任者○名、書面表決者○名）
4	審議事項 （１）法人の解散について （２）清算人の選任について （３）残余財産の処分について
5	議事の経過の概要及び議決の結果 定刻に至り、司会者○○○○が開会を宣言し、本日の○○総会は定款定足数を満たしたので有効に成立した旨を告げた。本日の臨時総会の議長の選出を諮ったところ、満場一致で、○○○○が議長に選任された。 審議の前に、議長が、議事録署名人について諮ったところ、満場一致で、○○○○及び○○○○の両名が議事録署名人に選任された。
	（１）法人の解散について 議長は、○○により当法人を解散したい旨を出席者に諮ったところ、満場一致をもって異議無くこれを承認し、本案は可決された。
	（２）清算人の選任について 議長は、清算人を選任する必要がある旨を述べ出席者に諮ったところ、満場一致をもって次の者を選任した。なお、被選任者は席上、その就任を承諾した。清算人○○○○
	（３）残余財産の処分について 議長は、残余財産残余財産○○○○円を特定非営利活動法人△△に譲渡することについて出席者に諮ったところ、満場一致をもって異議無くこれを承認し、本案は可決された。
	以上をもって○○総会の議案全部の審議を終了したので、議長は○時閉会を宣言した。
	以上の議決を明確にするため、議長並びに議事録署名人は、次に署名(※)する。 ○年○月○日
	議長                   ○○○○
	議事録署名人       ○○○○
	同                     ○○○○
	※定款で「署名」と定めている場合。

### （２） 解散及び清算人の登記

主たる事務所の所在地を管轄する法務局において2週間以内に、解散及び清算人の登記をします。

### (3) 解散届出書の提出

登記が完了したら、清算人は遅滞なく解散届出書を栃木県(権限移譲市町)に提出することが必要です(法第31条第4項、p112参照)。

### (4) 清算業務

清算人の職務は次のとおりで、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督のもと、清算のために必要な一切の行為をすることができる権限を有しています(法第31条の9、法第32条の2)。

#### ① 現務の結了

解散当時に着手していた事務を完結させます。事務の完結のための新たな契約行為等はできますが、事務の拡大に向かう契約行為等はできません。

#### ② 債権の取立て・弁済

##### ア 公告・催告

清算人は、債権の取立て及び弁済を行います。債権の弁済について、解散した後、遅滞なく「債権の申出の公告」を少なくとも1回官報に掲載して行う必要があります(法第31条の10第4項)。定款に別の公告の方法が定められているとき(例:法人の掲示場所に掲示する等)は、定款の定めによる公告も行います。公告するときは、債権者が期間内に申出を行わない場合、その債権は清算から外される旨を付記する必要があります。債権の申出の期間は少なくとも2月を下ることができないことと定められています(法第31条の10第1項、第2項)。また、判明している債権者には各別に申出の催告を行わなければなりません(法第31条の10第3項)。

#### 《官報への掲載方法と文案例》

官報は、独立行政法人国立印刷所が発行する全国紙です。官報への掲載申込方法や料金等については、下記の取次所にお問い合わせください。

##### ➤ 栃木県官報販売所((株) 亀田書店)

〒320-0801 宇都宮市池上町2番1号 TEL 028-651-0050

webサイト [https://www.tochigi09.com/koukoku\\_i.html](https://www.tochigi09.com/koukoku_i.html)

##### ➤ 文案例

当法人は、○年○月○日に○○○(解散事由)により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

○年○月○日

栃木県○○市○○町○丁目○番○号

特定非営利活動法人○○○○ 清算人○○○○

##### イ 債務の分配

上記の公告と催告により判明した債務について分配を行います。清算中に、財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになった場合は、清算人が直ちに破産手続開始の申立てをし、官報に掲載して公告しなければなりません。破産手続開始の決定を受けて破産管財人に事務を引き継いだ時は清算人の任務を終了することとなります(法第31条の12)。

### ③ 残余財産の引渡し

残余財産がある場合は、その帰属先に財産の引渡しを行います。帰属する時期は、清算終了の届出のときとなります（法第 32 条第 1 項）。

### (5) 清算終了の登記

清算業務が終了したら、主たる事務所の所在地を管轄する法務局において 2 週間以内に清算終了の登記を行います。この登記により法人格が消滅します。

### (6) 清算終了届出書の提出

清算終了の登記完了後、清算人は栃木県（権限移譲市町）に清算終了届出書（p 117 参照）を提出する必要があります（法第 32 条の 3）。これをもって、残余財産がある場合は、その帰属先に帰属します。

## 4 解散届出書に係る提出書類

社員総会の決議（法第 31 条第 1 項第 1 号）、定款で定めた解散事由の発生（同第 2 号）、社員の欠亡（同第 4 号）、破産手続開始の決定（同第 6 号）によって解散した場合、清算人は、「解散届出書」に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して、遅滞なく栃木県（権限移譲市町）に解散届出書を提出しなければなりません（法第 31 条第 4 項、規則第 13 条）。

提出書類	部数	参照ページ
① 解散届出書（別記様式第 11 号）	1	113
② 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	1	—

## 《解散届出書の記載例》

別記様式第 11 号（第 13 条関係）

申請書提出日を記載します。郵送による申請の場合は、投函する日を記載します。その場合は書類が県（権限移譲市町）に到達した日が届出日となります。

〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様  
(権限移譲市町の長)

理事以外の者が選任された場合（定款に別段の定めがある場合、社員総会における選任、裁判所による選任）は、法人の名称等ではなく、清算人となった者の氏名等を記載してください。

住所又は居所 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号  
清算人 氏 名 特定非営利活動法人 〇〇〇〇  
理事長 栃木 花子  
電 話 番 号 0 2 8 - 6 2 3 - 3 4 2 2

解 散 届 出 書

不要な号数は消してください。（記載例は「社員総会の決議」の場合）

特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項第 1 号 ~~(第 2 号・第 4 号・第 6 号)~~ に掲げる事由により次のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第 4 項の規定により、届け出ます。

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人〇〇〇〇
主たる事務所の所在地	栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号
解 散 の 理 由	〇〇を通じて〇〇を実施してきたが、社員の高齢化により継続が困難となったため、〇年〇月〇日に開催した社員総会の決議により解散した。
残余財産の処分方法	(例 1) 特定非営利活動法人△△△へ譲渡する。 (例 2) 残余財産はありません。

備考 不要な部分を線で消すこと。

## 5 解散認定の手続（事業の成功の不能）

NPO法人は、法第31条第1項第3号に定める「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」による解散をしようとするときは、栃木県（権限移譲市町）の認定を受けなければなりません（法第31条第2項、第3項、規則第12条）。

提出書類	部数	参照ページ
① 解散認定申請書（別記様式第10号）	1	下記
② 事業の成功の不能を証する書面 （社員総会の議事録の謄本や理事会の理事録の謄本など）	1	—

### 《解散認定申請書の記載例》

別記様式第10号（第12条関係）

申請書提出日を記載します。郵送による申請の場合は、投函する日を記載します。その場合は書類が県（権限移譲市町）に到達した日が届出日となります。

○○年○○月○○日

栃木県知事 様  
（権限移譲市町の長）

主たる事務所の所在地 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号  
 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ○○○○  
 代表者の氏名 理事長 栃木 花子  
 電話番号 028-623-3422

#### 解 散 認 定 申 請 書

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により次のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯	理由や経緯について具体的に記入してください。
	<p>（例1） 法人の目的を達成するために実施してきた定款第5条に掲げる事業すべてが、○年○月○日付けの○○法の廃止によって実施できなくなり、他の方法をもってしても法人の目的が達成できなくなったため。</p> <p>（例2） 法人の目的である○○○事業を法人設立以来実施してきたがその要支援者が0人となり、目的を達成したため。</p>
残余財産の処分方法	<p>（例1） 特定非営利活動法人△△△へ譲渡する。</p> <p>（例2） 残余財産はありません。</p>

## 6 清算人就任届の手續

清算中に清算人が就任した場合（例：解散時に就任していた清算人が交代した場合等）は登記を行い、登記事項証明書を添付して栃木県（権限移譲市町）へ清算人就任の届出を行う必要があります（法第 31 条の 8、規則第 14 条）。

提出書類	部数	参照ページ
① 清算人届出書（別記様式第 12 号）	1	下記
② 清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	1	—

### 《清算人届出書の記載例》

別記様式第 12 号（第 14 条関係）

申請書提出日を記載します。郵送による申請の場合は、投函する日を記載します。その場合は書類が県（権限移譲市町）に到達した日が届出日となります。

〇〇年〇〇月〇〇日

理事以外の者が選任された場合（定款に別段の定めがある場合、社員総会における選任、裁判所による選任）は、法人の名称等ではなく、清算人となった者の氏名等を記載してください。（記載例は、理事以外の者が選任された場合の例です。）

栃木県知事 様  
(権限移譲市町の長)

住所又は居所 栃木県宇都宮市竹林町 1030 番地 2  
 清算人 氏 名 宇都宮 一郎  
 電 話 番 号 ×××-×××-××××

清 算 人 届 出 書

次のとおり特定非営利活動法人の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第 31 条の 8 の規定により、届け出ます。

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 〇〇〇〇
主たる事務所の所在地	栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号
清算人の氏名	宇都宮 一郎
清算人の住所又は居所	栃木県宇都宮市竹林町 1030 番地 2
清算人の就任した年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

## 7 残余財産譲渡認証申請の手続

定款に、残余財産の帰属先に関する規定がない場合、清算人は「残余財産譲渡認証申請書」により栃木県（権限移譲市町）に認証申請し、認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます（法第 32 条第 2 項、規則第 15 条）。

提出書類	部数	参照ページ
残余財産譲渡認証申請書（別記様式第 13 号）	1	下記

### 《残余財産譲渡認証申請書の記載例》

申請書提出日を記載します。郵送による申請の場合は、投函する日を記載します。その場合は書類が県（権限移譲市町）に到達した日が届出日となります。

○○年○○月○○日

別記様式第 13 号（第 15 条関係）

栃木県知事 様  
（権限移譲市町の長）

理事以外の者が選任された場合（定款に別段の定めがある場合、社員総会における選任、裁判所による選任）は、法人の名称等ではなく、清算人となった者の氏名等を記載してください。

↓

	住所又は居所	栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 2 0 号
清算人	氏 名	特定非営利活動法人 ○○○○ 理事長 栃木 花子
	電 話 番 号	0 2 8 - 6 2 3 - 3 4 2 2

残余財産譲渡認証申請書

次のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第 32 条第 2 項の認証を受けたいので、申請します。

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 ○○○○
主たる事務所の所在地	栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 2 0 号
譲渡すべき残余財産	現金○○円 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">残余財産すべてを記載してください。</div>
残余財産の譲渡を受ける者の名称	国 現金○○円 栃木県 現金○○円 ○○市 現金○○円

残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載してください。

## 8 清算終了の手続

清算が終了したときは、栃木県（権限移譲市町）に清算終了届出書を提出する必要があります（法第 32 条の 3、規則第 16 条）。提出書類は下記のとおりです。

提出書類	部数	参照ページ
① 清算終了届出書（別記様式第 14 号）	1	下記
② 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書	1	—

### 《清算終了届出書の記載例》

別記様式第 14 号（第 16 条関係）

申請書提出日を記載します。郵送による申請の場合は、投函する日を記載します。その場合は書類が県（権限移譲市町）に到達した日が届出日となります。

〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様  
（権限移譲市町の長）

理事以外の者が選任された場合（定款で別段の定めがある場合、社員総会における選任、裁判所による選任）は、特定非営利活動法人の名称等ではなく、清算人となった者の氏名等を記載してください。

住所又は居所 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 2 0 号  
清算人 氏 名 特定非営利活動法人 〇〇〇〇  
理事長 栃木 花子  
電 話 番 号 0 2 8 - 6 2 3 - 3 4 2 2

清 算 結 了 届 出 書

次の特定非営利活動法人の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第 32 条の 3 の規定により、届け出ます。

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 〇〇〇〇
主たる事務所の所在地	栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 2 0 号

## 第3章 法令集

### 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）

最終改正 令和四年法律第六十八号

#### 第一章 総則

（目的）

**第一条** この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

**第二条** この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

#### 第二章 特定非営利活動法人

##### 第一節 通則

（原則）

**第三条** 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(名称の使用制限)

**第四条** 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(その他の事業)

**第五条** 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

**第六条** 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

**第七条** 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

**第八条** 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

(所轄庁)

**第九条** 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）とする。

## 第二節 設立

(設立の認証)

**第十条** 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住

所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）

2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類（同項第二号イに掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第二号において「特定添付書類」という。）を、申請書を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあった年月日

二 特定添付書類に記載された事項

3 前項の規定による公表は、第十二条第一項の規定による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。

4 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一週間を経過したときは、この限りでない。

（定款）

**第十一条** 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

五 社員の資格の得喪に関する事項

六 役員に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

九 会計に関する事項

十 事業年度

十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

十二 解散に関する事項

十三 定款の変更に関する事項

十四 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

- 一 国又は地方公共団体
- 二 公益社団法人又は公益財団法人
- 三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
- 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
- 五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

（認証の基準等）

**第十二条** 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

- 一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。
  - 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。
  - 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。
    - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）
    - ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
  - 四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。
- 2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。
- 3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

（意見聴取等）

**第十二条の二** 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があった場合について準用する。

（成立の時期等）

**第十三条** 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

- 2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

（財産目録の作成及び備置き）

**第十四条** 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

### 第三節 管理

(通常社員総会)

**第十四条の二** 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

(臨時社員総会)

**第十四条の三** 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

- 2 総社員の五分之一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分之一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(社員総会の招集)

**第十四条の四** 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

(社員総会の権限)

**第十四条の五** 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

(社員総会の決議事項)

**第十四条の六** 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(社員の表決権)

**第十四条の七** 各社員の表決権は、平等とする。

- 2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。
- 3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。第二十八条の二第一項第三号において同じ。）により表決をすることができる。
- 4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

**第十四条の八** 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

(社員総会の決議の省略)

**第十四条の九** 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

(役員の数)

**第十五条** 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の代表権)

**第十六条** 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の執行)

**第十七条** 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(理事の代理行為の委任)

**第十七条の二** 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

**第十七条の三** 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

**第十七条の四** 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(監事の職務)

**第十八条** 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

**第十九条** 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の欠格事由)

**第二十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

(役員の親族等の排除)

**第二十一条** 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(役員欠員補充)

**第二十二条** 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の変更等の届出)

**第二十三条** 特定非営利活動法人は、その役員の名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

- 2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員任期)

**第二十四条** 役員任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。

(定款の変更)

**第二十五条** 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。
- 3 定款の変更（第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第五号、第六号（役員の数に係るものを除く。）、第七号、第十一号、第十二号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。
- 5 第十条第二項から第四項まで及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。
- 6 特定非営利活動法人は、定款の変更（第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。

**第二十六条** 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

- 2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。
- 3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

(会計の原則)

**第二十七条** 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

- 一 削除
- 二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- 三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- 四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

**第二十八条** 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。

3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。）

二 役員名簿

三 定款等

(貸借対照表の公告)

**第二十八条の二** 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。

以下この条において同じ。）

四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することである。

3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。

- 一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。
- 二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。
- 三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

（事業報告書等の提出）

**第二十九条** 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（事業報告書等の公開）

**第三十条** 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

#### 第四節 解散及び合併

（解散事由）

**第三十一条** 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 社員総会の決議
  - 二 定款で定めた解散事由の発生
  - 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - 四 社員の欠亡
  - 五 合併
  - 六 破産手続開始の決定
  - 七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し
- 2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。
- 3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。
- 4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

（解散の決議）

**第三十一条の二** 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

**第三十一条の三** 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の特定非営利活動法人の能力)

**第三十一条の四** 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

**第三十一条の五** 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

**第三十一条の六** 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

**第三十一条の七** 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

**第三十一条の八** 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

**第三十一条の九** 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

**第三十一条の十** 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

- 4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

**第三十一条の十一** 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

**第三十一条の十二** 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- 2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- 3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- 4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

**第三十二条** 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

- 2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。
- 3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

**第三十二条の二** 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
- 3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。
- 4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

**第三十二条の三** 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

**第三十二条の四** 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

**第三十二条の五** 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

**第三十二条の六** 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

### 第三十二条の七 削除

(検査役の選任)

**第三十二条の八** 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

**第三十三条** 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

(合併手続)

**第三十四条** 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

**第三十五条** 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

**第三十六条** 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

**第三十七条** 合併により特定非営利活動法人を設立する場合には、定款の作成その他特定

非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

**第三十八条** 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務（当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

(合併の時期等)

**第三十九条** 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

**第四十条** 削除

**第五節 監督**

(報告及び検査)

**第四十一条** 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

**第四十二条** 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

**第四十三条** 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。

4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

(意見聴取)

**第四十三条の二** 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第四号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

(所轄庁への意見)

**第四十三条の三** 警視總監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第四号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

### 第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

#### 第一節 認定特定非営利活動法人

(認定)

**第四十四条** 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

- 3 前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

（認定の基準）

**第四十五条** 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（（1）に掲げる金額をいう。）のうちに寄附金等収入金額（（2）に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、（2）及び（3）に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が政令で定める割合以上であること。

（1） 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この（1）において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額

（2） 受け入れた寄附金の額の総額（第四号ニにおいて「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

（3） 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち（2）に掲げる金額に達するまでの金額

ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。

ハ 前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号（同法第一条第二項の規定により都について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金又は同法第三百十四条の七第一項第四号（同法第一条第二項の規定により特別区について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの（そ

の条例を制定した道府県（都を含む。）又は市町村（特別区を含む。）の区域内に事務所を有するものに限る。）であること。

二 実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の五十未満であること。

イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者（当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。）

ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者（前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、（４）に掲げる者を除く。）である活動（会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

（１） 会員等

（２） 特定の団体の構成員

（３） 特定の職域に属する者

（４） 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。

（１） 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者

（２） 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者

ロ 各社員の表決権が平等であること。

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。

四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

（１） 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

（２） 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

（３） 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

- ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。
- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。
- 五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類（イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）をその事務所において閲覧させること。
  - イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
  - ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類
- 六 各事業年度において、事業報告書等を第二十九条の規定により所轄庁に提出していること。
- 七 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
- 八 前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。
- 九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ並びに第五号から第七号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、前条第一項の認定又は第五十八条第一項の特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第五号ロに掲げる基準を除く。）に適合していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。

（合併特定非営利活動法人に関する適用）

**第四十六条** 前二条に定めるもののほか、第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（欠格事由）

**第四十七条** 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。

- 一 その役員の中に、次のいずれかに該当する者があるもの
  - イ 認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定

を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

- ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
  - ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ニ 暴力団の構成員等
- 二 第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの
  - 三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反しているもの
  - 四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの
  - 五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの
  - 六 次のいずれかに該当するもの
    - イ 暴力団
    - ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(認定に関する意見聴取)

**第四十八条** 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

- 一 前条第一号ニ及び第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長
- 二 前条第四号及び第五号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）

(認定の通知等)

**第四十九条** 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

- 2 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。
  - 一 名称
  - 二 代表者の氏名
  - 三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

#### 四 当該認定の有効期間

##### 五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項

- 3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」という。）に対し通知しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。
  - 一 直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第五十二条第四項及び第五項において同じ。）、役員名簿及び定款等
  - 二 第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し
  - 三 認定に関する書類の写し

#### （名称等の使用制限）

**第五十条** 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

- 2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

#### （認定の有効期間及びその更新）

**第五十一条** 第四十四条第一項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、当該更新された有効期間。以下この条及び第五十七条第一項第一号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日。第五十四条第一項において同じ。）から起算して五年とする。

- 2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。
- 3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。
- 4 前項の申請があった場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項、第四十五条第一項（第三号ロ、第六号、第八号及び第九号に係る部分を除く。）及び第二項、第四十六条から第四十八条まで並びに第四十九条第一項、第二項及び第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧)

**第五十二条** 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事)に」とする。

- 2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。
- 3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。
- 5 認定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

(代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等)

**第五十三条** 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

- 2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第四十九条第二項各号(第二号及び第四号を除く。)に掲げる事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に掲げる事項に変更があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき又は同条第六項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。

(認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)

**第五十四条** 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かななければならない。

- 2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の

日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

- 一 前事業年度の寄附者名簿
  - 二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
  - 三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類
  - 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類
- 3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

- 第五十五条** 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）を所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、前条第二項第二号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。
- 2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

- 第五十六条** 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項の書類（過去五年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(認定の失効)

- 第五十七条** 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。
- 一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき（第五十一条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき。）。
  - 二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。
  - 三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。

- 2 所轄庁は、前項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第一項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。

## 第二節 特例認定特定非営利活動法人

(特例認定)

**第五十八条** 特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。

- 2 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項の規定は、前項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

(特例認定の基準)

**第五十九条** 所轄庁は、前条第一項の特例認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。

- 一 第四十五条第一項第二号から第九号までに掲げる基準に適合すること。
- 二 前条第二項において準用する第四十四条第二項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。
- 三 第四十四条第一項の認定又は前条第一項の特例認定を受けたことがないこと。

(特例認定の有効期間)

**第六十条** 第五十八条第一項の特例認定の有効期間は、当該特例認定の日から起算して三年とする。

(特例認定の失効)

**第六十一条** 特例認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十八条第一項の特例認定は、その効力を失う。

- 一 第五十八条第一項の特例認定の有効期間が経過したとき。
- 二 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項又は第二項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき）。
- 三 特例認定特定非営利活動法人が解散したとき。
- 四 特例認定特定非営利活動法人が第四十四条第一項の認定を受けたとき。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

**第六十二条** 第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで並びに第五十七条第二項及び第三項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第三項中「五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と、第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」と読み替えるものとする。

### 第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

**第六十三条** 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

- 2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人であるものを除く。)と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。
- 3 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。
- 4 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。
- 5 第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで並びに第五十四条第一項の規定は第一項の認定について、第五十八条第二項において準用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに前条において準用する第四十七条から第四十九条まで及び第五十四条第一項の規定は第二項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

### 第四節 認定特定非営利活動法人等の監督

(報告及び検査)

**第六十四条** 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の

処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第五項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第一項又は第二項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
- 5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。
- 6 第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又は第二項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 7 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査について準用する。

（勧告、命令等）

**第六十五条** 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（第一号にあっては、第四十五条第一項第三号に係る部分を除く。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。
- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。
- 4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。
- 5 第一項及び第二項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。
- 6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第四項の規定による命令をしたときは、インターネッ

トの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

- 7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項若しくは第二項の規定による勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。
  - 一 第四十七条第一号ニ又は第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長
  - 二 第四十七条第四号又は第五号に規定する事由 国税庁長官等

(その他の事業の停止)

- 第六十六条** 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。
- 2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(認定又は特例認定の取消し)

- 第六十七条** 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消さなければならない。
- 一 第四十七条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するとき。
  - 二 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定を受けたとき。
  - 三 正当な理由がなく、第六十五条第四項又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。
  - 四 認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があったとき。
- 2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消すことができる。
    - 一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又は第七号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
    - 二 第二十九条、第五十二条第四項又は第五十四条第四項の規定を遵守していないとき。
    - 三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反したとき。
  - 3 前二項の規定は、第五十八条第一項の特例認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定」とあるのは、「又は第六十三条第二項の認定」と読み替えるものとする。
  - 4 第四十三条第三項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで並びに第六十五条第七項の規定は、第一項又は第二項の規定による認定の取消し(第六十九条において「認定の取消し」という。)及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による特例認定の取消し(同条において「特例認定の取消し」という。)について準用する。

(所轄庁への意見等)

- 第六十八条** 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第六十五条第四項の規定による命令に従わなかった場合その他の場合であって、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べるることができる。
- 2 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足る相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対

して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

- 一 警視総監又は道府県警察本部長 第四十七条第一号ニ又は第六号に該当する事由
- 二 国税庁長官等 第四十七条第四号又は第五号に該当する事由

- 3 所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができる。

(所轄庁への指示)

**第六十九条** 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五条第一項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六条第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは特例認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

#### 第四章 税法上の特例

**第七十条** 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、特定非営利活動法人を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

- 2 特定非営利活動法人は、消費税法（昭和六十三年法律第八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

- 3 特定非営利活動法人は、地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定（同法第三十三条の規定を除く。）の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

**第七十一条** 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

#### 第五章 雑則

(情報の提供等)

**第七十二条** 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法

人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

(協力依頼)

**第七十三条** 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用)

**第七十四条** 第十条第一項（第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出及び第十条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第四項の規定による提出、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第三項の規定による提出、第三十四条第四項の規定による提出、第四十三条第四項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による交付、第四十四条第二項（第五十一条第五項、第五十八条第二項（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第四十九条第一項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十二条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十三条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出並びに第五十六条（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定を適用する場合には、同法第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とする。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

**第七十五条** 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号（第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十二条第四項及び第五項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の

規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定を適用する場  
合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法  
第九条の規定は、適用しない。

（実施規定）

**第七十六条** この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行  
に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

## 第六章 罰則

**第七十七条** 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期  
間の更新、第五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受け  
た者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**第七十八条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を  
採らなかった者
- 二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれ  
のある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるお  
それのある名称又は商号を使用した者
- 四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、特例認定特定非営利活  
動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の特例認定特定非営  
利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る  
措置を採らなかった者
- 七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きそ  
の他の事業を行った者

**第七十九条** 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項に  
おいて同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者  
が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、  
その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その  
訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事  
訴訟に関する法律の規定を準用する。

**第八十条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は  
清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。

- 二 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 三 第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十三条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 五 第二十五条第七項若しくは第二十九条（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- 六 第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。
- 七 第二十八条の二第一項、第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
- 八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。
- 十 第四十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

**第八十一条** 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

中略

#### 附 則（平成二十八年六月七日法律第七十号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七十二条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定 公布の日
- 二 第十四条の七第三項の改正規定、第二十八条の次に一条を加える改正規定及び第八十条第七号の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(認証の申請に関する経過措置)

**第二条** この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新法」という。）第十条第二項及び第三項（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧法」という。）第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

(事業報告書等に関する経過措置)

**第三条** 新法第二十八条第一項及び第三十条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新法第二十八条第一項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第二十八条第一項に規定する事業報告書等については、なお従前の例による。

(貸借対照表の公告に関する経過措置)

**第四条** 新法第二十八条の二第一項の規定は、特定非営利活動法人（新法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）以後に新法第二十八条第一項の規定により作成する貸借対照表について適用する。

- 2 特定非営利活動法人が施行日前に旧法第二十八条第一項の規定により作成し、又は施行日から第二号施行日の前日までの間に新法第二十八条第一項の規定により作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの（以下この項及び次項において「特定貸借対照表」という。）については、当該特定非営利活動法人が第二号施行日に同項の規定により作成したものとみなして新法第二十八条の二第一項の規定を適用する。ただし、特定貸借対照表を作成した後に当該特定非営利活動法人について合併があった場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定は、第二号施行日までに定款で定める方法により特定貸借対照表を公告している特定非営利活動法人については、適用しない。

(認定、有効期間の更新又は仮認定の基準に関する経過措置)

**第五条** 施行日前に旧法第四十四条第一項の認定の申請、旧法第五十一条第三項の有効期間の更新の申請、旧法第五十八条第一項の仮認定の申請又は旧法第六十三条第一項の認定若しくは同条第二項の認定の申請をした者のこれらの申請に係る認定、有効期間の更新又は仮認定の基準については、なお従前の例による。

(役員報酬規程等に関する経過措置)

**第六条** 新法第五十四条第二項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第二号から第四号まで（新法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第五十四条第二項第二号から第四号まで（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類については、なお従前の例による。

(助成金の支給に係る書類に関する経過措置)

**第七条** 新法第五十四条第三項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧法第五十四条第三項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類については、なお従前の例による。

(海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置)

**第八条** この法律の施行の際現に旧法第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類の作成、当該認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の所轄庁への提出並びに当該書類の所轄庁における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における認定特定非営利活動法人等の監督については、なお従前の例による。

(仮認定を受けている特定非営利活動法人に関する経過措置)

**第九条** この法律の施行の際現に旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人は、新法第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなす。この場合において、当該特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなされる特定非営利活動法人に係る特例認定の有効期間は、旧法第五十八条第一項の仮認定の有効期間の残存期間とする。

(仮認定の申請に関する経過措置)

**第十条** 施行日前に旧法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対しされた仮認定の申請は、新法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対してされた特例認定の申請とみなす。

(処分等の効力)

**第十二条** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

**第十三条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第十五条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第十六条** 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新法の実施状況、特定非営利活動（新法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。）を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附 則**（令和元年五月三十一日法律第十六号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則**（令和元年六月十四日法律第三十七号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第百二条、第百七条（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第百十一条、第百四十三条、第百四十九条、第百五十二条、第百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第百条まで、第百四条、第百八条、第百九条、第百十二条、第百十三条、第百十五条、第百十六条、第百十九号、第百二十一条、第百二十三号、第百三十三号、第百三十五号、第百三十八号、第百三十九号、第百六十一条から第百六十三条まで、第百六十六条、第百六十九号、第百七十条、第百七十二号（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

**第二条** この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

**第七条** 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

**附 則**（令和二年十二月九日法律第七十二号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（認証の申請に関する経過措置）

**第二条** この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下この条及び次条において「新法」という。）第十条第二項から第四項まで（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があつた場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定

非営利活動促進法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

(書類の提出に関する経過措置)

**第三条** 新法第五十五条第一項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、新法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第四条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第七条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(情報通信技術の利用のための措置)

**第八条** 政府は、この法律の施行後速やかに、特定非営利活動促進法に基づく事務又は業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

**附 則**（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

**別表**（第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動

- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

# 特定非営利活動促進法施行規則（平成二十三年内閣府令第五十五号）

最終改正 令和六年内閣府令第三号

## 第一章 特定非営利活動法人

（公表の方法）

**第一条** 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第十条第二項の内閣府令で定める方法は、インターネットの利用とする。ただし、インターネットの利用に代えて、公報に掲載する方法により公表することができる。

（電磁的方法）

**第一条の二** 法第十四条の七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（電磁的記録）

**第二条** 法第十四条の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（役員欠格事由のうち内閣府令で定めるもの）

**第二条の二** 法第二十条第六号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（所轄庁の変更に伴う事務の引継ぎ）

**第三条** 法第二十六条第三項の規定による事務の引継ぎは、所轄庁の変更に伴う定款の変更の認証を受けた特定非営利活動法人に係る法の規定に基づく事務について行うものとする。

2 都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の長は、所轄庁の変更に伴う定款の変更を認証したときは、遅滞なく、変更前の所轄庁に当該定款の変更を認証したことを通知するものとする。ただし、変更前の所轄庁が法第五十三条第三項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の都道府県知事であるときは、この限りでない。

（貸借対照表の公告）

**第三条の二** 法第二十八条の二第一項第三号に規定する措置であって内閣府令で定めるものは、第一条の二第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装

置を使用するものによる措置とする。

- 2 法第二十八条の二第一項第四号に規定する措置として内閣府令で定める方法は、当該特定非営利活動法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。
- 3 前項の方法による公告は、当該公告の開始後一年を経過する日までの間、継続してしなければならない。

## 第二章～第四章 略

### 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二十八年三月三十一日内閣府令第二十二号)

この府令は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

**附 則** (平成二十九年一月三十一日内閣府令第一号)

この府令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。ただし、第三条の次に一条を加える改正規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**附 則** (令和元年六月二十七日内閣府令第十五号)

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

**附 則** (令和元年十一月二十九日内閣府令第四十二号)

この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三十七号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年十二月十四日)から施行する。

**附 則** (令和二年三月二十七日内閣府令第十六号)

(施行期日)

- 1 この府令は、特定非営利活動促進法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第六十五号)の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

(経過措置)

- 2 この府令の施行前に特定非営利活動促進法第四十四条第一項若しくは第六十三条第一項若しくは第二項の認定の申請又は同法第五十一条第三項の有効期間の更新の申請をした者のこれらの申請に係る認定又は有効期間の更新の基準については、なお従前の例による。

**附 則** (令和二年十二月二十五日内閣府令第八十一号)

(施行期日)

**第一条** この府令は公布の日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則** (令和三年五月三十一日内閣府令第三十三号)

(施行期日)

**第一条** この府令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十二号）の施行の日（令和三年六月九日）から施行する。

(経過措置)

**第二条** この府令による改正後の特定非営利活動促進法施行規則第三十二条第五号の規定は、法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）が施行日以後に開始する事業年度において作成すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において作成すべき書類については、なお従前の例による。

**附 則**（令和六年一月二五日内閣府令第三号）

この府令は、公布の日から施行する。

様式第1号～第7号 略

## 特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年 10 月 6 日栃木県条例第 34 号）

最終改正 令和 4 年条例第 34 号

（趣旨）

**第 1 条** この条例は、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設立の認証の申請）

**第 2 条** 法第 10 条第 1 項の認証を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
- (3) その他知事が必要と認める事項

2 法第 10 条第 1 項第 2 号ハに規定する住所又は居所を証する書面は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 12 条第 1 項に規定する住民票の写しその他の規則で定める書面とする。

3 法第 10 条第 4 項の条例で定める軽微な不備は、誤記、計算違いその他これらに類する明白な誤りとする。

（定款の変更の認証の申請）

**第 3 条** 特定非営利活動法人は、法第 25 条第 3 項の認証を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- (2) 変更の内容及び理由
- (3) その他知事が必要と認める事項

2 特定非営利活動法人は、法第 25 条第 3 項の認証に係る定款の変更につき法第 14 条の 9 の規定により社員総会の決議があったものとみなされる場合には、申請書に、法第 25 条第 4 項の議事録の謄本に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付するものとする。

3 前条第 3 項の規定は、法第 25 条第 3 項の認証について準用する。

（定款の変更の認証の申請に関する規定の準用）

**第 4 条** 前条第 2 項の規定は、法第 25 条第 6 項の届出について準用する。

（事業報告書等の提出）

**第 5 条** 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの 3 月以内に、法第 29 条の事業報告書等を知事に提出するものとする。

（事業報告書等の閲覧及び謄写）

**第 6 条** 知事は、規則で定めるところにより、法第 30 条の事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させ、又は謄写させるものとする。

(合併の認証の申請)

**第7条** 特定非営利活動法人は、法第34条第3項の認証を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- (2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- (3) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的
- (4) その他知事が必要と認める事項

2 第2条第3項及び第3条第2項の規定は、法第34条第3項の認証について準用する。

(認定の申請)

**第8条** 特定非営利活動法人は、法第44条第1項の認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の設立年月日及び事業年度
- (3) 申請に係る特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要
- (4) その他知事が必要と認める事項

(認定の申請に関する規定の準用)

**第9条** 前条の規定は、法第51条第2項の有効期間の更新について準用する。

(役員報酬規程等の提出)

**第10条** 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、法第55条第1項の書類を知事に提出するものとする。

2 認定特定非営利活動法人は、法第55条第2項の助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、同項の書類を知事に提出するものとする。

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

**第11条** 知事は、規則で定めるところにより、法第56条の請求に係る書類を閲覧させ、又は謄写させるものとする。

(合併の認定の申請)

**第12条** 認定特定非営利活動法人は、法第63条第1項の認定を受けようとするときは、第7条の申請書の提出に併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- 一 申請に係る認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- 二 申請に係る認定特定非営利活動法人の認定の年月日及び有効期間並びに事業年度
- 三 申請に係る認定特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要
- 四 その他知事が必要と認める事項

(事業報告書等及び役員報酬規程等の提出に係る特例)

**第 13 条** 県内及び県外に事務所を設置する認定特定非営利活動法人の第 5 条及び第 10 条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「知事及び所轄庁以外の関係知事」とする。

2 第 3 条第 2 項の規定は、法第 52 条第 2 項の提出について準用する。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

**第 14 条** 第 8 条の規定は、法第 58 条第 1 項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。

**第 15 条** 第 10 条から第 13 条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。

(情報通信技術の利用)

**第 16 条** 第 2 条第 1 項の規定による提出、第 3 条第 1 項の規定による提出、同条第 2 項（第 4 条、第 7 条第 2 項及び第 13 条第 2 項（第 15 条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による添付、第 5 条の規定による提出、第 7 条第 1 項の規定による提出、第 8 条（第 9 条及び第 14 条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第 10 条（第 15 条において準用する場合を含む。）の規定による提出及び第 12 条（第 15 条において準用する場合を含む。）の規定による提出（以下「提出等」という。）については、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた提出等は、当該提出等を受ける知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

3 第 1 項の提出等については、栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成 16 年栃木県条例第 5 号）第 3 条の規定は適用しない。

4 第 6 条及び第 11 条（第 15 条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧については、規則で定めるところにより、書面等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「情報通信技術活用法」という。）第 3 条第 5 号に規定する書面等をいう。以下同じ。）に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

5 前項の閲覧については、栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例第 5 条の規定は適用しない。

(情報通信技術活用法の適用)

**第 17 条** 情報通信技術活用法第 6 条第 1 項の規定により、法第 74 条に規定する提出及び届出については、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 情報通信技術活用法第 7 条第 1 項の規定により、法第 74 条に規定する通知及び交付（以下「通知等」という。）については、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 3 情報通信技術活用法第8条第1項の規定により、法第74条に規定する縦覧及び閲覧については、規則で定めるところにより、書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

(電子文書法の適用)

**第18条** 特定非営利活動法人は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。)第3条第1項の規定により、法第75条に規定する備置きについて、規則で定めるところにより、書面(電子文書法第2条第3号に規定する書面をいう。以下同じ。)の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

- 2 特定非営利活動法人は、電子文書法第4条第1項の規定により、法第75条に規定する作成について、規則で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。
- 3 特定非営利活動法人は、電子文書法第5条第1項の規定により、法第75条に規定する閲覧について、規則で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

(規則への委任)

**第19条** この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成10年12月1日から施行する。

**附 則** (平成15年条例第16号)

- 1 この条例は、平成15年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人(特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る団体を含む。)についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る改正後の第四条の規定の適用については、同条中「毎事業年度」とあるのは、「毎年」とする。

**附 則** (平成17年条例第40号)

この条例は、公布の日(平成17年6月22日)から施行する。

**附 則** (平成20年条例第36号)

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

**附 則** (平成24年条例第16号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** (平成29年条例第10号)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成28年法律第70号)附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第1条の規定による改正後の特定非営利活動促進法施行条例の規定の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (令和3年条例第10号)

- 1 この条例は、令和3年6月9日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正前の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

別表第1の上欄に掲げる事務のうち、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和2年法律第72号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされるものについては、第2条の規定による改正後の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則（令和3年条例第49号）**

この条例は、令和3年11月1日から施行する。

**附 則（令和4年条例第34号）**

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成 10 年 10 月 30 日栃木県規則第 69 号）

最終改正 令和 5 年規則第 12 条

（趣旨）

**第 1 条** この規則は、特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年栃木県条例第 34 号。以下「条例」という。）に基づき、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）及び条例の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設立の認証申請書等）

**第 2 条** 条例第 2 条第 1 項の申請書は、別記様式第 1 号によるものとする。

2 条例第 2 条第 2 項の規則で定める書面は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 役員が住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の適用を受ける者である場合 住民基本台帳法第 12 条第 1 項に規定する住民票の写し

(2) 役員が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合 当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

3 前項第 2 号に掲げる書面が外国語で作成されている場合には、翻訳者を明らかにした日本語による翻訳文を添付するものとする。

4 第 2 項各号に掲げる書面は、申請の日前 6 月以内に作成されたものとする。

（縦覧）

**第 3 条** 法第 10 条第 2 項（法第 25 条第 5 項及び第 34 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧は、栃木県生活文化スポーツ部県民協働推進課において、執務時間中にしなければならない。

（認証申請書等の補正）

**第 4 条** 法第 10 条第 4 項の規定による補正は、別記様式第 2 号により行うものとする。

（設立の登記の届出）

**第 5 条** 法第 13 条第 2 項の規定による届出は、別記様式第 3 号により行うものとする。

（役員の変更等の届出）

**第 6 条** 法第 23 条第 1 項の規定による届出は、別記様式第 4 号により行うものとする。

2 法第 23 条第 2 項の規定の適用を受ける場合における第 2 条第 4 項の規定の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

（定款の変更の認証申請書等）

**第 7 条** 条例第 3 条第 1 項の申請書は、別記様式第 5 号によるものとする。

2 第 4 条の規定は、法第 25 条第 5 項において準用する法第 10 条第 4 項の補正について準用する。

（定款の変更の届出）

**第 8 条** 法第 25 条第 6 項の規定による書類の届出は、別記様式第 6 号により行うものとする。

(定款の変更に係る登記の完了を証する書面の提出)

**第9条** 法第25条第7項の規定による提出は、別記様式第7号により行うものとする。

(事業報告書等の提出)

**第10条** 法第29条の規定による書類の提出は、別記様式第8号により行うものとする。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

**第11条** 条例第6条の規定による閲覧及び謄写は、栃木県県民生活文化スポーツ部県民協働推進課において、執務時間中にしなければならない。

2 条例第6条の規定により事業報告書等を閲覧し、又は謄写しようとする者は、別記様式第9号による請求書を知事に提出しなければならない。

(成功の不能による解散の認定の申請)

**第12条** 特定非営利活動法人は、法第31条第2項の認定を受けようとするときは、別記様式第10号による申請書を知事に提出しなければならない。

(解散の届出)

**第13条** 法第31条第4項の規定による届出は、別記様式第11号に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行うものとする。

(清算中に就任した清算人の届出)

**第14条** 法第31条の8の規定による届出は、別記様式第12号に清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行うものとする。

(残余財産の譲渡の認証の申請)

**第15条** 清算人は、法第32条第2項の認証を受けようとするときは、別記様式第13号による申請書を知事に提出しなければならない。

(清算終了の届出)

**第16条** 法第32条の3の規定による届出は、別記様式第14号に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行うものとする。

(合併の認証申請書等)

**第17条** 条例第7条の申請書は、別記様式第15号によるものとする。

2 第2条第2項から第4項までの規定は法第34条第5項において準用する法第10条第1項の規定により申請書に添付して知事に提出する書類について、第4条の規定は法第34条第5項において準用する法第10条第4項の補正について、それぞれ準用する。

(合併の場合の財産目録等の備置き等)

**第18条** 法第35条第1項に規定する財産目録及び貸借対照表は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置くものとする。

(合併の登記の届出)

**第 19 条** 法第 39 条第 2 項において準用する法第 13 条第 2 項の規定による届出は、別記様式第 16 号により行うものとする。

(身分証明書)

**第 20 条** 法第 41 条第 3 項（法第 64 条第 7 項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、別記様式第 17 号によるものとする。

(認定の申請書)

**第 21 条** 条例第 8 条の申請書は、別記様式第 18 号によるものとする。

**第 22 条** 削除

(認定の有効期間の更新申請書)

**第 23 条** 条例第 9 条において準用する条例第 8 条の申請書は、別記様式第 19 号によるものとする。

(定款の変更の認証に係る書類の提出)

**第 24 条** 法第 52 条第 2 項の規定による書類の提出は、別記様式第 20 号により行うものとする。

(代表者の氏名の変更の届出)

**第 25 条** 法第 53 条第 1 項の規定による届出は、別記様式第 21 号により行うものとする。

(役員報酬規程等の提出)

**第 26 条** 法第 55 条第 1 項の規定による書類の提出は、別記様式第 22 号により行うものとする。

(助成金支給書類の提出)

**第 27 条** 法第 55 条第 2 項の規定による書類の提出は、別記様式第 23 号により行うものとする。

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

**第 28 条** 第 11 条の規定は、条例第 11 条の規定による役員報酬規程等の閲覧及び謄写について準用する。

(合併の認定の申請書)

**第 29 条** 条例第 12 条の申請書は、別記様式第 24 号によるものとする。

(特例認定の申請書)

**第 30 条** 条例第 14 条において準用する条例第 8 条の申請書は、別記様式第 25 号によるものとする。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

**第 31 条** 第 24 条から第 29 条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。

(届出等に係る電子情報処理組織)

**第 32 条** 条例第 16 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の規則で定める電子情報処理組織は、知事の使用に係る電子計算機と、提出、添付又は届出（以下「届出等」という。）をする者の使用に係る電子計算機であって当該知事の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による届出等)

**第 33 条** 条例第 16 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により届出等を行おうとする者は、知事の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該届出等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該届出等をする者の使用に係る電子計算機であって知事が定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。

2 知事が定める届出等を前項の規定により行おうとする者は、当該届出等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を併せて入力しなければならない。

(通知等に係る電子情報処理組織)

**第 34 条** 条例第 17 条第 2 項の規則で定める電子情報処理組織は、知事の使用に係る電子計算機と、通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該知事の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による通知等)

**第 35 条** 知事は、条例第 17 条第 2 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知等を行う場合には、当該通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(通知等を受ける旨の表示の方式)

**第 36 条** 条例第 17 条第 2 項ただし書の規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第 34 条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知等を受けることを希望する旨の知事が定めるところによる届出

(電磁的記録による閲覧等)

**第 37 条** 知事は、条例第 16 条第 4 項又は第 17 条第 3 項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により閲覧又は縦覧（以下「閲覧等」という。）を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、当該閲覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により閲覧等を行うものとする。

(電磁的記録による保存の方法)

**第 38 条** 特定非営利活動法人は、条例第 18 条第 1 項の規定により、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の保存を行う場合には、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 特定非営利活動法人は、前項の規定による電磁的記録の保存を行う場合には、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるようにしなければならない。

(電磁的記録による作成の方法)

**第 39 条** 特定非営利活動法人は、条例第 18 条第 2 項の規定により、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合には、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(電磁的記録による縦覧等の方法)

**第 40 条** 特定非営利活動法人は、条例第 18 条第 3 項の規定により、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合には、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

#### 附 則

この規則は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年規則第 32 号)

この規則は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年規則第 6 号)

この規則は、公布の日(平成 17 年 3 月 7 日)から施行する。

附 則 (平成 17 年規則第 53 号)

この規則は、公布の日(平成 17 年 6 月 22 日)から施行する。

附 則 (平成 18 年規則第 67 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日(平成 18 年 6 月 23 日)から施行する。

附 則 (平成 19 年規則第 19 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 20 年規則第 61 号) 抄

- 1 この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 24 年規則第 14 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、同年 7 月 9 日から施行する。

**附 則** (平成 29 年規則第 9 号)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律 (平成 28 年法律第 70 号) 附則第 8 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) 第 54 条第 4 項 (同法第 62 条において準用する場合を含む。) の書類の提出に関する改正後の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (令和 3 年規則第 5 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

**附 則** (令和 3 年規則第 31 号)

この規則は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。

**附 則** (令和 3 年規則第 50 号)

この規則は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

**附 則** (令和 4 年規則第 40 号)

この規則は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

**附 則** (令和 5 年規則第 12 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

年 月 日

栃木県知事 様

住所又は居所  
申請者 氏名  
電話番号

設 立 認 証 申 請 書

次のとおり特定非営利活動法人を設立することについて、特定非営利活動促進法第10条第1項の認証を受けたいので、申請します。

ふりがな 特定非営利活動法人の名称	
ふりがな 代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	
その他の事務所の所在地	
定款に記載された目的	

別記様式第2号（第4条関係）

年 月 日

栃木県知事 様

住所又は居所  
申請者 氏名  
電話番号

補正書

年 月 日に申請した[ ]について不備があったので、特定非営利活動促進法第10条第4項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、提出します。

	補正前	補正後
補正の内容		
補正の理由		

備考

- 1 申請者が特定非営利活動法人である場合は、申請者の「住所又は居所」欄には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」欄には「特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 2 [ ]内には、申請書の補正である場合はその申請書の名称を、申請書に添付された書類である場合はその書類の名称等を記載すること。
- 3 「補正の内容」の欄には、補正しようとする申請書等について、変更前と変更後の違いを明らかにして記載すること。

別記様式第3号（第5条関係）

年 月 日

栃木県知事 様

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号

設立登記完了届出書

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、届け出ます。

年 月 日

栃木県知事 様

主たる事務所の所在地  
 特定非営利活動法人の名称  
 代表者の氏名  
 電話番号

役員の変更等届出書

次のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

変更年月日	変更事項	役名	ふりがな 氏名	住所又は居所

備考

- 1 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 2 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 3 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。

栃木県知事 様

主たる事務所の所在地  
 特定非営利活動法人の名称  
 代表者の氏名  
 電話番号

定款変更認証申請書

次のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

	現 行	変 更 後
変更の内容		
変更の理由		
変更しようとする時期		
その他の事務所の所在地		

備考

- 1 「変更の内容」の欄には、変更しようとする定款の条文等について、現行と変更後の違いを明らかにして記載すること。
- 2 「変更しようとする時期」の欄には、変更しようとする時期を定めている場合のみ記載すること。

年 月 日

栃木県知事 様

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号

定 款 変 更 届 出 書

次のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

	変 更 前	変 更 後
変更の内容		
変更の理由		
変更年月日		
その他の事務所の所在地		

備考 「変更の内容」の欄には、変更した定款の条文等について、変更前と変更後の違いを明らかにして記載すること。

別記様式第7号（第9条関係）

年 月 日

栃木県知事 様

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号

定款変更登記完了提出書

定款の変更を登記したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

年 月 日

栃木県知事 様

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号

事業報告書等提出書

前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

年 月 日

栃木県知事 様

住所又は居所  
請求者  
氏 名

閲覧（謄写）請求書

第6条  
特定非営利活動促進法施行条例 の規定により、次のとおり閲覧（謄写）  
第11条  
を請求します。

特定非営利活動法人の名称	
主たる事務所の所在地	
閲覧（謄写）する書類の名称	

備考 不要な部分を線で消すこと。

年 月 日

栃木県知事 様

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代 表 者 の 氏 名  
電 話 番 号

解 散 認 定 申 請 書

特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項第 3 号に掲げる事由により次のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第 2 項の認定を受けたいので、申請します。

事業の成功の不能 となるに至った 理由及び経緯	
残 余 財 産 の 処 分 方 法	

別記様式第 11 号 (第 13 条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

住所又は居所  
清算人 氏 名  
電 話 番 号

解 散 届 出 書

特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項第 1 号 (第 2 号・第 4 号・第 6 号) に掲げる事由により次のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第 4 項の規定により、届け出ます。

特定非営利活動法人の名称	
主たる事務所の所在地	
解 散 の 理 由	
残余財産の処分方法	

備考 不要な部分を線で消すこと。

別記様式第 12 号 (第 14 条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

住所又は居所  
清算人 氏 名  
電 話 番 号

清 算 人 就 任 届 出 書

次のとおり特定非営利活動法人の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第 31 条の 8 の規定により、届け出ます。

特定非営利活動法人の名称	
主たる事務所の所在地	
清 算 人 の 氏 名	
清算人の住所又は居所	
清算人の就任した年月日	

別記様式第 13 号 (第 15 条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

住所又は居所  
清算人 氏 名  
電 話 番 号

残 余 財 産 譲 渡 認 証 申 請 書

次のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第 32 条第 2 項の認証を受けたいので、申請します。

特定非営利活動法人の名称	
主たる事務所の所在地	
譲渡すべき残余財産	
残余財産の譲渡を受ける者の名称	

備考 残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、「残余財産の譲渡を受ける者の名称」の欄には、各別に譲渡する財産を記載すること。

別記様式第 14 号 (第 16 条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

住所又は居所  
清算人 氏 名  
電 話 番 号

清 算 結 了 届 出 書

次の特定非営利活動法人の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第 32 条の 3 の規定により、届け出ます。

特定非営利活動法人の名称	
主たる事務所の所在地	

別記様式第 15 号 (第 17 条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

主たる事務所の所在地  
合併しようとする特定非営利活動法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号  
その他の事務所の所在地

主たる事務所の所在地  
合併しようとする特定非営利活動法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号  
その他の事務所の所在地

合 併 認 証 申 請 書

次のとおり特定非営利活動法人を合併することについて、特定非営利活動促進法第 34 条第 3 項の規定により認証を受けたいので、申請します。

ふ り が な 合併後存続する (合併により設立する) 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	
ふ り が な 代 表 者 の 氏 名	
主 たる 事 務 所 の 所 在 地	
そ の 他 の 事 務 所 の 所 在 地	
定 款 に 記 載 さ れ た 目 的	

備考 不要な部分を線で消すこと。

別記様式第 16 号 (第 19 条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者の氏名  
電話番号

合併登記完了届出書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第 39 条第 2 項において準用する同法第 13 条第 2 項の規定により、届け出ます。

## 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）

最終改正 令和六年政令第二百九号

（適用範囲）

**第一条** 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

（設立の登記）

**第二条** 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内に行わなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（変更の登記）

**第三条** 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

**第四条** 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

**第五条** 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（代理人の登記）

**第六条** 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上

又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

- 3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

**第七条** 組合等が解散したときは、合併、破産手続開始の決定及び第八条第二項に規定する承継があつたことによる解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(継続の登記)

**第七条の二** 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により継続することができるものが、継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない。

(合併等の登記)

**第八条** 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

- 2 前項の規定は、組合等が承継（組合等を会員とする他の組合等（以下この項において「連合会」という。）において、会員が一人になつた連合会の会員たる組合等が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により当該連合会の権利義務を承継することをいう。第十四条第二項において同じ。）をする場合について準用する。

(分割の登記)

**第八条の二** 組合等が分割をするときは、分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、分割をする組合等及び当該組合等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該組合等から承継する他の組合等（第二十一条の二において「吸収分割承継組合等」という。）については変更の登記をし、分割により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

(移行等の登記)

**第九条** 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなつた事項を登記し、登記を要しないこととなつた事項の登記を抹消しなければならない。

(清算終了の登記)

**第十条** 組合等の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

## 第十一条から第十三条まで 削除

(登記の嘱託)

**第十四条** 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

- 一 組合等の設立の無効の訴え
  - 二 組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え
  - 三 組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え
- 2 組合等の合併（承継を含む。以下この項及び第二十条において同じ。）の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を嘱託し、合併により消滅する組合等については回復の登記を嘱託し、合併により設立する組合等については解散の登記を嘱託しなければならない。
- 3 官庁が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により組合等に対し事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を公告した場合において、当該組合等が当該届出をしないことにより当該法律の規定により解散したものとみなされたときは、当該官庁は、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。
- 4 官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

(登記簿)

**第十五条** 登記所に、組合等登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

**第十六条** 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

- 2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。
- 3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

**第十七条** 第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要する旨の規定があるものの出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を

添付しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）によつてすることができる旨の規定があるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

（代理人の登記の申請）

**第十八条** 第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

- 2 第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。
- 3 第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

（解散の登記の申請）

**第十九条** 第七条の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

（継続の登記の申請）

**第十九条の二** 継続の登記の申請書には、組合等が継続したことを証する書面を添付しなければならない。

（合併による変更の登記の申請）

**第二十条** 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

（合併による設立の登記の申請）

**第二十一条** 合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

(分割による変更の登記の申請)

**第二十一条の二** 吸収分割承継組合等がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 分割をする組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書
- 二 債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

(分割による設立の登記の申請)

**第二十一条の三** 分割による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項に規定する書面並びに前条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により分割をする場合には、前条第二号の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同号の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(移行等の登記の申請)

**第二十二条** 第九条の登記の申請書には、同条に規定する手続がされたことを証する書面を添付しなければならない。

(清算終了の登記の申請)

**第二十三条** 清算終了の登記の申請書には、清算が終了したことを証する書面を添付しなければならない。

(登記の期間の計算)

**第二十四条** 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

(商業登記法の準用)

**第二十五条** 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第七十九条、第八十二条から第八十四条まで、第八十七条、第八十八条、第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条から第百四十八条までの規定は、組合等の登記について準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、同法第七十九条中「吸

吸収合併による」とあるのは「吸収合併若しくは組合等登記令第八条第二項に規定する承継（以下「承継」という。）による」と、「合併を」とあるのは「合併又は承継を」と、「吸収合併により」とあるのは「吸収合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸収合併後」とあるのは「吸収合併若しくは承継後」と、同法第八十三条第二項中「吸収合併に」とあるのは「吸収合併若しくは承継に」と読み替えるものとする。

（設立の登記に関する特則）

**第二十六条 略**

（変更の登記に関する特則）

**第二十七条 略**

（弁護士・外国法事務弁護士共同法人の登記に関する特則）

**第二十八条 略**

（農業協同組合等の登記に関する特則）

**第二十九条 略**

（漁業生産組合等の登記に関する特則）

**第三十条 略**

（森林組合等の登記に関する特則）

**第三十一条 略**

（管理組合法人等の登記に関する特則）

**第三十二条 略**

**附 則 抄**

（施行期日）

**第一条** この政令は、商業登記法の施行の日（昭和三十九年四月一日）から施行する。

中略

附 則（令和六年六月一四日政令第二〇九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和七年四月一日から施行する。

**別表**（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十四条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）抄

名称	根拠法	登記事項
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法 （平成十年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

## 第4章 関係機関一覧

### 1 市町のNPO法担当課

※令和7年3月現在（最新の情報は各市町にお問い合わせください。）

市町名	NPO担当課	郵便番号	住所	電話番号
宇都宮市	みんなでまちづくり課	320-8540	宇都宮市旭 1-1-5	028-632-2288
足利市	市民生活課	326-8601	足利市本城 3-2145	0284-20-2154
栃木市	地域政策課	328-0016	栃木市入船町 6-8	0282-24-0352
佐野市	市民生活課	327-8501	佐野市高砂町 1	0283-20-3014
鹿沼市	協働のまちづくり課	322-8601	鹿沼市今宮町 1688-1	0289-63-2241
日光市	地域振興課	321-1292	日光市今市本町 1	0288-21-5147
小山市	市民生活安心課	323-8686	小山市中央町 1-1-1	0285-22-9287
真岡市	市民協働推進室	321-4395	真岡市荒町 5191	0285-83-8141
大田原市	政策推進課	324-8641	大田原市本町 1-4-1	0287-23-8715
矢板市	総合政策課	329-2192	矢板市本町 5-4	0287-43-1112
那須塩原市	市民協働推進課市民活動センター	329-3157	那須塩原市大原間西 1-11-10	0287-73-5741
さくら市	総合政策課	329-1392	さくら市氏家 2771	028-681-1113
那須烏山市	まちづくり課	321-0692	那須烏山市中央 1-1-1 (烏山庁舎)	0287-83-1151
下野市	市民協働推進課	329-0492	下野市笹原 26	0285-32-8887
上三川町	企画課	329-0696	上三川町しらさぎ 1-1	0285-56-9118
益子町	総務課	321-4293	益子町大字益子 2030	0285-72-8824
茂木町	企画課	321-3598	茂木町大字茂木 155	0285-63-5619
市貝町	総務課	321-3493	市貝町大字市塙 1280	0285-68-1111
芳賀町	生涯学習課	321-3304	芳賀町大字祖母井 548-1	028-677-0009
壬生町	生活環境課	321-0292	壬生町大字壬生甲 3841-1	0282-81-1888
野木町	生活環境課	329-0195	野木町大字丸林 571	0280-57-4154
塩谷町	企画調整課	329-2292	塩谷町大字玉生 955-3	0287-45-1112
高根沢町	企画課	329-1292	高根沢町大字石末 2053	028-675-8102
那須町	企画財政課	329-3292	那須町大字寺子丙 3-13	0287-72-6906
那珂川町	総務課	324-0692	那珂川町馬頭 555	0287-92-1111

## 2 宇都宮地方法務局

※登記申請は本局のみで取り扱います。

局・出張所	商業・法人登記 管轄区域	郵便番号	所在地	電話番号
本局	栃木県全域	320-8515	宇都宮市小幡2-1-11	028(623)6333
日光支局	各種証明書交付事務のみ	321-1272	日光市今市本町20-3	0288(21)0309
真岡支局		321-4305	真岡市荒町5176-3	0285(82)2279
大田原支局		324-0041	大田原市本町1-2695-109	0287(23)1155
栃木支局		328-0053	栃木市片柳町1-22-25	0282(22)1068
足利支局		326-0052	足利市相生町1-12	0284(42)8101
小山出張所		323-0027	小山市花垣町1-13-40	0285(22)0361
鹿沼法務局証明 サービスセンター		322-8601	鹿沼市今宮町1688-1 (鹿沼市役所庁舎1階)	—
那須塩原法務局証明 サービスセンター		325-8501	那須塩原市共懇社108-2 (那須塩原市役所2階ロビー)	—
佐野法務局証明 サービスセンター		327-0022	佐野市高砂町1 (佐野市役所庁舎1階)	—

## 3 税務署 (国税)

署名	管轄区域	郵便番号	所在地	電話番号
宇都宮	宇都宮市、河内郡	320-8655	宇都宮市昭和2-1-7	028(621)2151
鹿沼	鹿沼市、日光市	322-8603	鹿沼市東末広町1934-24	0289(64)2151
真岡	真岡市、芳賀郡	321-4305	真岡市荒町5178	0285(82)2115
栃木	栃木市、小山市、下野市、下都賀郡	328-8666	栃木市河合町1-29 栃木地方合同庁舎	0282(22)0885
大田原	大田原市、那須塩原市、那須町	324-8642	大田原市紫塚1-5-54	0287(22)3115
氏家	矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷郡、那珂川町	329-1393	さくら市氏家2431-1	028(682)3311
足利	足利市	326-8630	足利市伊勢町4-18-2	0284(41)3151
佐野	佐野市	327-8601	佐野市若松町425	0283(22)4366

## 4 県税事務所

事務所	管轄区域	郵便番号	所在地	電話番号
宇都宮	宇都宮市、上三川町	321-0974	宇都宮市竹林町1030-2 (県河内庁舎)	028(626)3003
鹿沼	鹿沼市、日光市	322-0068	鹿沼市今宮町1664-1 (県上都賀庁舎)	0289(62)6203
真岡	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	321-4398	真岡市荒町116-1 (県芳賀庁舎)	0285(82)2135
栃木	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町	328-8504	栃木市神田町6-6 (県下都賀庁舎)	0282(23)3411
矢板	矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町	329-2163	矢板市鹿島町20-22 (県塩谷庁舎)	0287(43)2171
大田原	大田原市、那須塩原市、那須町	324-8551	大田原市本町2-2828-4 (県那須庁舎)	0287(23)4171
安足	足利市、佐野市	327-8503	佐野市堀米町607 (県安蘇庁舎)	0283(23)1411
自動車税事務所		321-0169	宇都宮市八千代1-5-10	028(658)5521
自動車税事務所 佐野支所		327-0044	佐野市下羽田町2001-4	0283(20)6111

※自動車税事務所は自動車税のみを取り扱っています。

## 5 労働基準監督署

署名	管轄区域	郵便番号	所在地	電話番号
宇都宮	宇都宮市、さくら市、那須烏山市、高根沢町、那珂川町	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎別館	028(633)4251
足利	足利市	326-0807	足利市大正町864	0284(41)1188
栃木	栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町	328-0042	栃木市沼和田町20-24	0282(24)7766
鹿沼	鹿沼市	322-0063	鹿沼市戸張町2365-5	0289(64)3215
大田原	大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町	324-0041	大田原市本町2-2828-19	0287(22)2279
日光	日光市、塩谷町	321-1261	日光市今市305-1	0288(22)0273
真岡	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、上三川町	321-4305	真岡市荒町5203	0285(82)4443

## 6 公共職業安定所（ハローワーク）

所 名	管轄区域	郵便番号	所 在 地	電話番号
宇都宮	宇都宮市、上三川町、高根沢町	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028(638)0369
鹿 沼	鹿沼市	322-0031	鹿沼市陸町287-20	0289(62)5125
栃 木	栃木市、壬生町	328-0041	栃木市河合町1-29 栃木地方合同庁舎1階	0282(22)4135
佐 野	佐野市	327-0014	佐野市天明町2553	0283(22)6260
足 利	足利市	326-0057	足利市丸山町688-14	0284(41)3178
真 岡	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	321-4305	真岡市荒町5101	0285(82)8655
矢 板	矢板市、さくら市、塩谷町	329-2162	矢板市末広町3-2	0287(43)0121
大田原	大田原市、那須塩原市のうち旧西那須野町及び旧塩原町	324-0058	大田原市紫塚1-14-2	0287(22)2268
小 山	小山市、下野市、野木町	323-0014	小山市喜沢1475おやまゆうえんハーヴェストウォーク内	0285(22)1524
那須烏山	那須烏山市、那珂川町	321-0622	那須烏山市城東4-18	0287(82)2213
日 光	日光市	321-1272	日光市今市本町32-1	0288(22)0353
黒 磯	那須塩原市のうち旧黒磯市、那須町	325-0027	那須塩原市共懇社119-1	0287(62)0144

## 7 年金事務所（健康保険・厚生年金保険）

事務所名	管轄区域	郵便番号	所 在 地	電話番号
宇都宮東	宇都宮市のうち石井町、泉が丘1～7丁目、板戸町、今泉新町、今泉町、今泉1～5丁目、岩曾町、岩本町、インターパーク1～6丁目、上野町、駅前通り1～3丁目、海道町、上桑島町、上籠谷町、刈沼町、川田町、川俣町、川向町、清原工業団地、清原台1～6丁目、桑島町、越戸町、越戸1～4丁目、鑑山町、さるやま町、下川俣町、下桑島町、下栗1丁目、下栗町、下平出町、下横田町、宿郷町、宿郷1～3丁目、宿郷5丁目、城東1～2丁目、砂田町、関堀町、竹下町、竹林町、東谷町、問屋町、道場宿町、中今泉1～5丁目、中久保1～2丁目、中島町、西刑部町、錦1～3丁目、野高谷町、東今泉1～2丁目、東刑部町、東木代町、東宿郷1～6丁目、東町、東峰町、東築瀬1丁目、東横田町、氷室町、平出工業団地、平出町、平塚町、平松町、平松本町、満美穴町、瑞穂1～3丁目、南大通り1～4丁目、峰町、峰1～4丁目、宮みらい、御幸ヶ原町、御幸町、御幸本町、元今泉1～8丁目、屋板町、柳田町、築瀬町、築瀬1～4丁目、ゆいの杜1～8丁目、陽東1～8丁目、真岡市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡、高根沢町、那珂川町	321-8501	宇都宮市元今泉6-6-13	028(683)3211

宇都宮西	宇都宮市（宇都宮東年金事務所管内の地域を除く。）、鹿沼市、河内郡	320-8555	宇都宮市下戸祭2-10-20	028(622)4281
大田原	大田原市、矢板市、那須塩原市、那須郡（宇都宮東年金事務所管内の地域を除く。）	324-8540	大田原市本町1-2695-22	0287(22)6311
栃木	栃木市、足利市、佐野市、小山市、下野市、下都賀郡	328-8533	栃木市城内町1-2-12	0282(22)4131
今市	日光市、塩谷郡（宇都宮東年金事務所管内の地域を除く。）	321-1293	日光市中央町17-3	0288(88)0082

## 8 所轄庁一覧

全国の所轄庁（都道府県・政令指定都市）の一覧は、内閣府NPOホームページに掲載されています。

- 内閣府NPOホームページ「所轄庁一覧」  
<https://www.npo-homepage.go.jp/shokatsucho>

## 付録 NPO関連Webサイト一覧

(令和7年3月現在)

サイト名	内 容	アドレス
栃木県 ホームページ	NPO法人の設立、運営、解散等の 手続きに必要な書式や記載例、県内 に主たる事務所を置くNPO法人一 覧、等	<a href="https://www.pref.tochigi.lg.jp/c01/life/npo/npo/index-npo.html">https://www.pref.tochigi.lg.jp/c01/life/npo/npo/index-npo.html</a>
	県税、市町村税に関する案内	<a href="https://www.pref.tochigi.lg.jp/kurashi/zeikin/index.html">https://www.pref.tochigi.lg.jp/kurashi/zeikin/index.html</a>
内閣府NPO ホームページ	NPOのイロハ、内閣府作成NPO 法の手引き、NPO法に関するQ& A、等	<a href="https://www.npo-homepage.go.jp">https://www.npo-homepage.go.jp</a>
法務局 ホームページ	NPO法人に関する登記の書式、記 載例	<a href="https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html#anchor4">https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html#anchor4</a>
NPO法人会 計基準協議会 ホームページ	NPO法人会計基準	<a href="https://www.npokaikeiki.jun.jp">https://www.npokaikeiki.jun.jp</a>
国税庁 ホームページ	NPO法人の法人税法上の取扱い	<a href="https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/21/14.htm">https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/21/14.htm</a>
	認定NPO法人等への寄附金を支出 したときの税制優遇措置	<a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1263.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1263.htm</a>



特定非営利活動促進法の手引き NPO法人編  
(令和7年3月)

編集・発行 栃木県生活文化スポーツ部県民協働推進課

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20

TEL 028-623-3422

FAX 028-623-2121

メールアドレス kyodo@pref.tochigi.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tochigi.lg.jp/c01/life/npo/npo/index-npo.html> (NPO法人関連情報)